

- 一三、組合ノ基礎ヲ鞏固ニスル爲メ基本財産ヲ蓄積スルコト
 - 一四、蠶業ノ基本調査ヲナスコト
 - 一五、各地ヘ視察員ヲ派遣スルコト
 - 一六、行政廳ノ諮問ニ應シ又ハ其筋ヘ建議スルコト
 - 一七、蠶絲業ニ關シ有益ナル調査ヲナシ且ツ會員ノ質疑ニ應答スルコト
 - 一八、蠶絲業ニ關スル必需品ノ共同購入ヲナスコト
 - 一九、其他必要ナル事項
- 第五條 明治四十四年十月縣令第四十九號ノ目的ニ依リ組織シタル組合ハ本會ニ加入スヘキ義務アルモノトス

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
- 一、副會長 一名
- 一、幹事 若干名
- 一、評議員 若干名

第七條 評議員ノ決議ニ依リ顧問若干名ヲ推戴ス

第八條 會長ハ郡長ヲ推戴シ副會長ハ評議員中ヨリ互選シ幹事ハ會長之ヲ任免シ評議員ハ各

組合ニ於テ組合員五十人又ハ其端數毎ニ一名宛ヲ選出スルモノトス

第九條 本會ニ書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十條 役員及評議員ノ任期ハ滿三箇年トス但シ滿期再選ヲ妨ケス

第十一條 役員ハ滿期其他ノ事項ニ依リ退職スト雖モ後任者就職スル迄職務ヲ繼續スルモノトス

第十二條 評議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フ補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス

第十三條 役員及評議員ハ無報酬トス但シ職務上要シタル實費ハ辨償スルコトアルヘシ

第十四條 會長ハ本會ヲ統轄シ事務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
幹事書記ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ニ従事ス

第十五條 評議員會ハ會長之ヲ招集ス會議ノ議長ハ本會長之ニ當リ會長事故アルトキハ副會長之ニ當ル會議ノ順序方法ハ普通會議法ニ依ル

第十六條 評議員會ヲ別テ通常臨時ノ二種トス

第十七條 通常會ハ毎年二月之ヲ開キ臨時會ハ會長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ評議員三分ノ一以上相當ノ理由ヲ具シ請求シタルトキハ之ヲ開ク

- 第十八條 評議員ハ規約ノ變更及經費豫算並ニ賦課徵收法組合財産ノ處分等ヲ決議シ其他會長ノ諮問ニ應シ又ハ必要ト認ムル事項ヲ建議スルコト
- 第十九條 會議ノ招集ハ開會三日前ニ通知ス但シ議事急遽ヲ要スルトキハ此ノ限リニアラス
- 第二十條 會議ハ評議員半數以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス但シ再招集ヲナシ尙定數ニ滿タサルトキハ此ノ限リニアラス
- 第二十一條 議事ハ會ノ解散又ハ規約ノ變更ニ關スルモノノ外出席員ノ過半數ニ依リ之ヲ決ス議長ハ其數ニ加ハルコトヲ得ス可同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
- 第二十二條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第二十三條 經費ノ收支決算ハ毎年通常會ニ報告シ其承認ヲ求ムルコト
- 第二十四條 本組合ノ經費ハ各養蠶組合ノ負擔トシ其徵收方法ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二十五條 本會ノ趣旨ニ違背シタルトキハ相當ノ方法ニ依リ反省ヲ促シ尙之ニ應セサルトキハ相當ノ制裁ヲ加フルコト
- 第二十六條 本會ノ解散又ハ規約ヲ變更セントスルトキハ評議員五分ノ四以上ノ同意ヲ以テ決議スルヲ要ス
- 第二十七條 本會ノ解散ニ際シテハ評議員會ノ決議ヲ以テ役員中ヨリ精算人若干名ヲ選定シ解散ニ關スル事務ヲ處理セシム

第二十八條 本會ノ解散ニ際シ精算ノ結果財産ニ剩餘ヲ生スルカ又ハ不足ノ場合ハ解散當時ノ組合ニ分配又ハ賦課スルモノトス

乾繭場設置規程

- 第一條 本乾繭場ハ會員ノ便益ヲ計ル爲メ成繭ノ殺蛹乾繭ヲ行フヲ以テ目的トス
- 第二條 本乾繭場ニ於テ殺蛹若シクハ乾繭スル成繭ハ本會員ノ生産シタルモノニ限ル但シ乾繭場ニ餘裕ヲ存スル場合ハ此ノ限リニアラス
- 第三條 殺蛹乾繭ヲ依頼セントスルモノハ五日前左記様式ニヨル請求書ヲ差出シ會長ノ承諾ヲ受クヘシ但シ乾繭場ニ於テ餘裕ナキ時又ハ六十貫ニ充タサル場合ハ請求ニ應セサルコトアルヘシ(様式略)
- 第四條 前條ノ請求ヲサントスルモノハ同時ニ生繭一貫匁又ハ其端數毎ニ金一錢ノ申込料ヲ納付スルモノトス
- 第五條 殺蛹乾繭料金ハ繭引取ノ際納付スルモノトス但シ既納ノ申込料金ハ之ニ繰入ルルモノトス

左記各項ノ一ニ該當スル場合ハ申込料金ヲ返付セス

一、承諾ノ效力ヲ失ヒタル時

第八章 産業

一、殺蛹乾繭數量カ申込數量ヨリ減シタル場合ニ於ケル差額

第六條 殺蛹乾繭料ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、本乾 燥料 一貫匁又ハ其ノ端數毎ニ金十錢

一、八分乾 燥料 同 金六錢

一、半乾 燥料 同 金四錢

但シ第二條但書ノモノハ其一倍半トシ特別ノ事情アルモノニ對シテハ其部度會長ノ承認

ニ依リ會員ト同一ノ額迄割引スルコトヲ得

第七條 殺蛹乾繭シタル繭ハ本會ヨリ通知ヲ受ケタル後五日以内ニ引取ルヘシ

右期間ヲ經過スルモ尙引取ラサル時ハ期日後一日ニ付其支拂フヘキ金額ノ二十分ノ一ニ當

ル過忘金ヲ徴收ス

第八條 殺蛹乾繭ヲ依頼シタルモノハ其請求期日二十時間前ニ成繭ヲ送致スヘシ若シ期日後

五日ヲ經過スルモ尙成繭ノ到着セサル場合ハ其效力ヲ失フモノトス

第九條 本會ハ盜難火災其他不可抗力ニヨル損害ニ對シテハ一切其責ニ任セス

磯城郡養蠶組合聯合會生繭共同販賣所規程

第一條 本會員ノ生産シタル成繭ハ本共同販賣所ニ於テ競賣ニ付スヘキモノトス但シ場合ニ

依リ隨意契約ノ法ニ依ルコトアルヘシ

第二條 競賣ニ付スヘキ生繭ハ三百匁ノ見本ヲ差出スヲ要ス但シ現品ハ見本ト相違セルモノ

ヲ差出スコトヲ得ス

本會職員ニシテ現品カ正當ト認めサル場合ニ限り取引セシメサルモノトス

第三條 物件購買ノ競争ニ加入セシムヘキモノ若クハ其契約ヲ結ハントスルモノハ本會ヨリ

指定ス

第四條 物件購買ノ競争ニ加ハラントスルモノハ入札保證金五百圓以上ノ現金又ハ國庫債券

ヲ納付シタルモノニ限ル但シ場合ニヨリ保證金ノ追徴ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 前條ノ保證金ニ充ツヘキ國庫債券ノ價額ハ本會長ノ定ムル處ニ依ルヘシ

第六條 競賣ニ付スル時ハ左ノ事項ヲ通告ス

一、物件ノ種類數量

一、入札施行ノ日時

一、開札ノ日時

一、物件引渡シノ期日及場所

前各項ノ外必要ト認ムル事項

第七條 入札ヲナサントスルモノハ本會ヨリ交付スル入札書ニ本人若クハ代人署名捺印ノ上

第八章 産業

一八七

封緘シテ指定ノ場所ニ差出スヘシ但シ封筒ニハ入札者ノ住所氏名ヲ記入スルヲ要ス
入札代價ノ單位ハ錢位ニ止ム

第八條 入札人ハ他ノ入札人ノ代理ヲナスコトヲ得ス代理人ハ二人以上ノ代理ヲナスコトヲ得ス

第九條 開札ハ通告ニ示シタル場所日時入札人ノ面前ニ於テ之ヲ行フ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ無効トス

一、入札書ノ要項ニ違フモノ

二、一人ニシテ同一事項ニ二通以上ノ入札ヲナシタルモノ

三、誤字、脱字若クハ汚染、塗抹、毀損等ニ依リ金額、住所氏名其他入札ノ要件ヲ認識シ難キモノ

四、入札保證金ヲ納付セサルモノ及不足ノモノ

五、開札ノ際現場ニ參會セサルモノ

六、第八條ノ各項ニ違反シタルモノ

七、二人以上連帶ノ入札ヲナシタルモノ

八、入札金額ニ付互ニ誤合ノ上入札シタリト認メタル時

九、入札數ニ充タサル時

第十一條 入札ノ效力ニ於テ疑議アル時ハ會長ニ於テ之ヲ決定ス入札人ハ此決定ニ對シ異議

ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十二條 入札ハ生産者ノ豫定價額以上ノ最高價額ヲ以テ落札トス

第十三條 落札トナルヘキ同價ノ入札ヲナシタルモノアル時ハ其入札金額以上ニ於テ其者ヲ

シテ更ニ競争入札ヲ爲サシメ尙ホ同價ナル時ハ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ム

第十四條 落札人決定シタル時又ハ競争入札成立セサル時若シハ第十七條ニ依リ入札ヲ取消

シタル時ハ入札保證金ヲ還付ス但シ落札人ノ入札保證金ハ購買代金ニ繰入ルルコトヲ得

第十五條 入札ノ後入札人ニ於テ其入札ノ取消ヲ申立ツル時又ハ落札人ニ於テ契約ヲ締結セ

サル時ハ其入札保證金ハ本會ノ所得トス

第十六條 入札人不正ノ行爲ニ依リ落札者トナリタル時ハ其落札ヲ取消シ入札保證金ハ本會

ノ所得トス

第十七條 第十二條ニ該當セル入札ト雖モ豫定價額ニ對シ著シキ相違アリテ不相當ト認ムル

時若クハ其入札ニ關シ不正ノ行爲アリト認メタルトキハ之ヲ取消スコトアルヘシ但シ之カ

爲メ生シタル損害ハ本會其責ニ任セス

第十八條 賣却物件ノ代金ハ其物件ノ引渡ト同時ニ完納スヘシ

第十九條 落札人指定ノ期日迄ニ取引ヲナササル時ハ契約ヲ解除シタルモノト見做シ契約保

證金ハ本會ノ所得トス

第二節 林業

本郡の山林は、官林・私有林を合して其數耕地の約半數なり、かく其區域狭小なるか爲め、其林業甚た幼稚にして特に記するに足るものなしと雖も、獨り多武峯谷は森林鬱蒼として其美を極め、木材は杉・檜を出し其品質佳良なるを以て著る。其他粟原谷・初瀬谷・纏向谷等皆維新後濫伐の惡弊に誘はれ、上之郷より少量の杉材を出すの外、水源の潤渇と共に何等利源のあるなく、唯僅に少許の薪材と木炭とを出すのみ。近來各地植林を企て、年年數萬本の植樹をなし、水源の涵養と相俟つて百年の大計を企圖せんとす。本郡の爲め國家の爲め慶すべきことと謂ふへし。今本郡に於ける林業收益表を別表に掲ぐ。

林業收益表

町名	木材	薪材	木炭	其他副産物
三輪町	一〇八	二一		四
城島村	三〇八	一四七三	二九四	八〇
朝倉村	二四一	一〇二二	一八九	一三六

町名	木材	薪材	木炭	其他副産物
初瀬郷	六〇八	三、四一四	三六八	八〇
上田村	三、〇二一	一六、七六四	二、三五〇	五七七
纏向村	五四五	二〇	二〇五〇	一五
柳本村	一五〇	一七、七六	八九	二二二
川東村	七九	六九		五〇
川西村	五〇			八
三宅村	三四			九
都田村	九			
平野村	一四			
多耳村				
大福村				
香成山	三八〇	四一〇	二一七	二〇八
安倍山	四四	一〇六五	一七七	一八
櫻井村	一三、三三〇	三八四	一八九	一三九八
武峯村	一八、九二一	一、〇九	五、九二三	二、七九九
計		三六〇四〇		

第三節 工業

本郡古來工業は微微として振はす、中古有名なる刀工を出したる如きも、今は一の存するあるなく、唯農民を基礎とする鍛冶屋大工左官木挽等のあるのみ。彼の曩には初瀬町に日本製絲株式會社第一工場のあるあり、柳本村に第二工場のあるあり、織田村に時計製造場のあるあり、何れも水力又蒸氣力を用ひ數十の職工を使役して従事せしか基礎鞏固ならずして解散又は破産をなし、徒に地方企業家の破綻を見たるのみ。其現今に於て最も盛なるは、僅に大和木綿機械の一あるのみ。

機械は棉種の栽培と共に其聲名漸く遠近に聞ゆるに至りたるか、寛文五年徳川家綱天下に令して、布の長二丈六尺幅九寸を以て一反と定められ、尺幅の制茲に一定す。當時大和木綿は精巧なりと稱せられ、漸次世に知らる、然れども當時は唯縞又は無地なりしを、寶曆年間御所町の淺田操飛白を發明して人人に傳授し、其後漸次改良を加へ、大和木綿頗る發達せしか、明治の初年より泥紺を用ひ、同七八年より十二三年に至つて益、甚しく、大に聲價を墜し其販路絶無なるの状態に至りたり。是に於て有志の徒大に之を慨し、織屋仲間を組織し規約を設け、検査せしむること

とせしも、唯僅に本郡當業者のみの私約に過ぎずして、發達改良の實を擧ぐることを得ず、其後十六年四月全國より五十二人の委員を出して、相談會を開き規定を制定す。かくて大和木綿も漸く弊害矯正の域に達せんとせしも、總て目的を達せず規約の變更數回、遂に明治二十七年縣令第六十三號を以て、大和木綿業組合取締規則を發布し、違背者には罰則を附し、拘束するに至りしを以て舊來の迷夢は漸くにして覺破せられ、改良の實は著著として進行し、久しく市場より驅逐せられたる大和木綿も、遂に販路を擴張するに至りたり。

其本郡に於て主に製造せらるるは白木綿、縞、飛白にして、白木綿製造には力織機の外、現今早織機(チヨンコ機)、縞及飛白には地織機を用ふ。今や郡内各地に機業家起り、婦女子は上下貴賤の別なく、家業の餘暇又は專業として之か機械に従事し、其數全郡を通して四千六百八十三人、この織賃年額七萬六千九百三十五圓に上り、本郡民家計の一部を助く、實に本郡の一大特産にして、其盛衰は本郡の消長に關する頗る大なりとす、故を以て其改良上進を圖る上に就きては當局の常に留意する所にして、大正三年優良木綿織子の表彰をなし、且改良機の獎勵をなす等漸次木綿の

は大阪神戸の外國商館に直取引をなす、而して郡内川西村を最とす。

其他電氣事業に對しては、明治四十三年初瀬水力電氣株式會社を設立し、發電所を上之郷村大字和田に置き、初瀬川の水力を利用し、水源地を同村笠に求む、後四十五年關西水力電氣株式會社に買收せらる。本郡にては電力使用の主なるものは精米製材等を初めとし、電燈は殆んど之を供給せざる部落を見ざるに至れり。

第四節 礦業

本郡は地勢上耕地其大部を占むるを以て、鑛業として見るべきものなし、然れども近時多武峯針道より硅酸礬土を産出す。硅酸礬土は精製して天然糊料と稱し工業品として用途廣く、將來有望の産物なり。然して大正二年に於ける本原料の産額二十八萬貫餘、價額七千餘圓を算す、然して本原料は全國唯一と稱せらる。

第五節 商業

本郡は往古帝都の地たりしを以て、諸種の生業も亦其濫觴を此に發したるか如きも、本郡の地たる地味肥えて山野少なく、最も農耕の業に適し、加ふるに山岳其周圍を繞り商業に最も利便なる海港の存するなきを以て、士民多く舊態に安んじ、祖

先傳來の田畑を耕して農を事とし、進んで新事業を企て商賣交易に由りて大なる利益を得んとするものなく、其偶、これあるも多くは失敗に歸し、爲に益、新事業の企圖を忌避するに至れり。蓋し本郡の地たる全國商業の中樞たる大阪市は近く十里の内にあり、需要供給の關係上其必要なく、されは本郡民にして斯業に志あるものは、多くは出て大阪に在り、これ本郡か大商賣なく又商業の盛ならざる所以ならん。然れども大和木綿及索麵の販賣、其他諸仲買、吳服太物魚市場等各般賑を極め活氣を呈す。今各町の商業狀況を述べん。

三輪町は推古帝の朝始めて六齋市を立てられたる地と稱す、之より猶古き海榴市は、大字金屋にありしといふ、されは古昔に於て已に商業盛なりしならん。然るに星遷り物變り現今其商勢は櫻井町に壓倒せられ、諸仲買及諸小賣商ありて、近傍の顧客を待つのみ。近來郡役所及諸官衙の設けらるるあり、之か爲め郡民の參集し漸く町勢を維持すと云ふに過ぎずして、商業の點に於て殆んど語るに足らず、大字金屋は行商人の多き地にして、其諸國に行商し金錢を輸入する尠少にあらず。

櫻井町は關西鐵道奈良線大阪線の結合點に當り、百貨集散、行旅絡繹たり、商賈軒

を並へ顧客を待つ、地方日常の需要品一として備はらざるなく、近郷は勿論宇陀郡地方より來りて購買するもの多く、將來本郡に於ける一大商業地たらん。

初瀬町は、長谷寺ありて今日あるを來したるものにして、商業前者に及ばず。

田原本町は、古來大和の大阪と稱し、以前は商業の最も隆盛なる地にして、一度此地に入れば百貨集散何物として整はざるなく、殊に商業に勉勵し他に比して商品廉なれば、附近農民商人の出入頻繁にして、殊に其魚市場青物市場は古くより行はれたり。貿易備考に曰く大和十市郡田原本魚市場大阪堺岸和田貝塚等より輸送する魚物は皆振市となす、其賣買は元來現金を以て交付する規約なるも、其實行はれずして十五日間を以て交付の期限と爲す、然るに尙悉く之を交付する者なくして其價金は延いて三十日に至れり、故に自ら十五日若くは三十日兩度に於て交付するの慣例となりしか如し、若し三十日に至るも之を支償する能はされは、六箇月間に於て決算す、而して尙支償する能はされは、之を證書に換ふるも總て其意に任す、但本市に於て賣買する價聲は何貫文と唱ふ、而して其一貫文は三錢三厘とす云。又曰く青物市場の賣買方は手を袖にして、賣主買主互に手を握り、其價を定む

俗に之をニギリと曰ふ。其賣買は現金にて何貫文と唱ふ、而して一貫文は八錢とす、若し其交付を淹滞する者あれば、三十日を期して之を領收す、然も尙交付する能はざる者は之を證書に換ふるは適宜なりとす云云と、以て其古くより行はれたるを知るへし。近來この市の有様少しく變化せるか如きも、尙盛に營業せり。かく隆盛なりし該町も鐵道線路の通せざるより、頓に寂寞を感するに至れり、されと有志の者大に憤慨し、交通の不便は商賣の勉強に依りて之を補はんと奮勵せしかは現今に至り又漸く商人の顧みる所となり、本郡は勿論宇陀吉野高市宇智南北葛城等の商人にして、本町に出入する者漸く多きを加ふるに至れり。されと四五の卸問屋を除くの外は大抵近傍農家を目的とする小買のみ。若し夫れ田原本鐵道の計畫成り、王寺驛との連絡完成せば、又昔日の盛況を凌駕するに至らんか。

會社事業としては三輪町に三諸合資會社、櫻井町に材木會社、委託販賣、肥料合名會社、運送合資會社、天然糊料精製株式會社等あり、交通の便と經營者の努力に依り漸次盛況を來さんとしつつあり。

金融機關としては三輪町に八木銀行三輪支店あり、國庫支金庫たり。其他櫻井

町に株式會社櫻井銀行、柳本村に丹波市銀行柳本支店、田原本町に田原本銀行及株式會社中和銀行ありしも、經濟上の趨勢は小銀行の分立を許さず、遂に何れも八木銀行に合し、田原本三輪櫻井初瀬柳本に各支店を設置し、盛に營業しつつあり。

第九章 町 村

三 輪 町

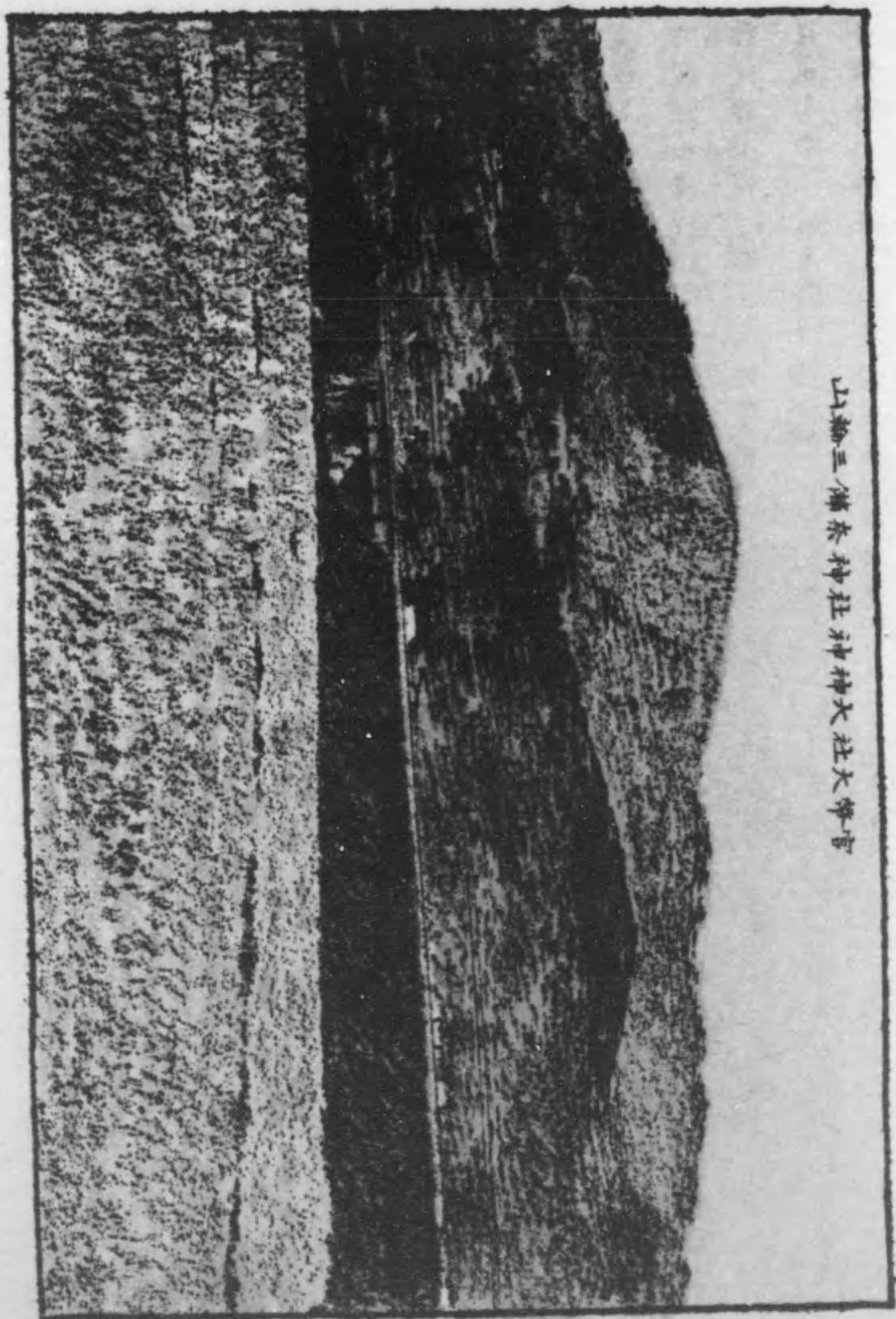
三輪町 東朝倉村に隣り、南城島村に接し、西北は大福織田の二村に界す。三輪山は町の東北に聳え、初瀬川其西南に流る。源を三輪山に發する平等寺川は、町の中央を横貫して初瀬川に合す、西南は平野にして土地又肥沃、耕宅地合せて約五百町歩、戸數約七百、人口四千三百餘を有し、居民概ね半農半商たり。上街道は斜に町の中央を貫き初瀬に通す、人家は概ね此街道を中心として市街をなせり、松山街道町の南端より分岐して櫻井に通し、三輪街道町の西端より分岐して田原本に達す、大化中郡里を分合するに當り此地を大神郷となし、後三輪郷と稱す、郷名既に廢され、纔に町名を存するのみ。

當町は初め三輪・金屋・上ノ庄の三大字より成り、明治六年八月之を稱して三輪村と言ひ、尋て同十七年七月、之に馬場村・松ノ本村・金屋村・上ノ庄村を聯合し一の戸長役場を設置したり。而して同十九年五月、三輪馬場・松ノ本の三箇村を合併して更に三輪村と稱し、同二十二年、町村制實施の際更に上ノ庄・金屋二村を合し、後二十四年一月、町政を布き三輪町と改稱せり。此の如く諸村の合併したるものなるを以て、舊幕時代に於ける管轄の如きも亦自から各村各異り、三輪・金屋は清水領にして享和年間五條の代官預となり、後天保年中大阪川口御役所の預りに轉し、萬延元年に至り高取藩に移れり。松ノ本は中古御領なりしか、寛永年中より承應三年迄中長兵・中美作の支配に屬し、明暦元年より藤堂大學の領分となり、續て和泉守世世之を領し、明治四年一時津縣に屬したることありき。上ノ庄は慶長十九年織田長益の領なりしか、長益の季子尙長に柳本一萬石を賜ふに至り、終に其領内に屬せり。以上の諸村は此の如く舊領相異ると雖も、明治四・五年の交、皆均しく奈良縣の管轄に屬し、以て今日に至れり。

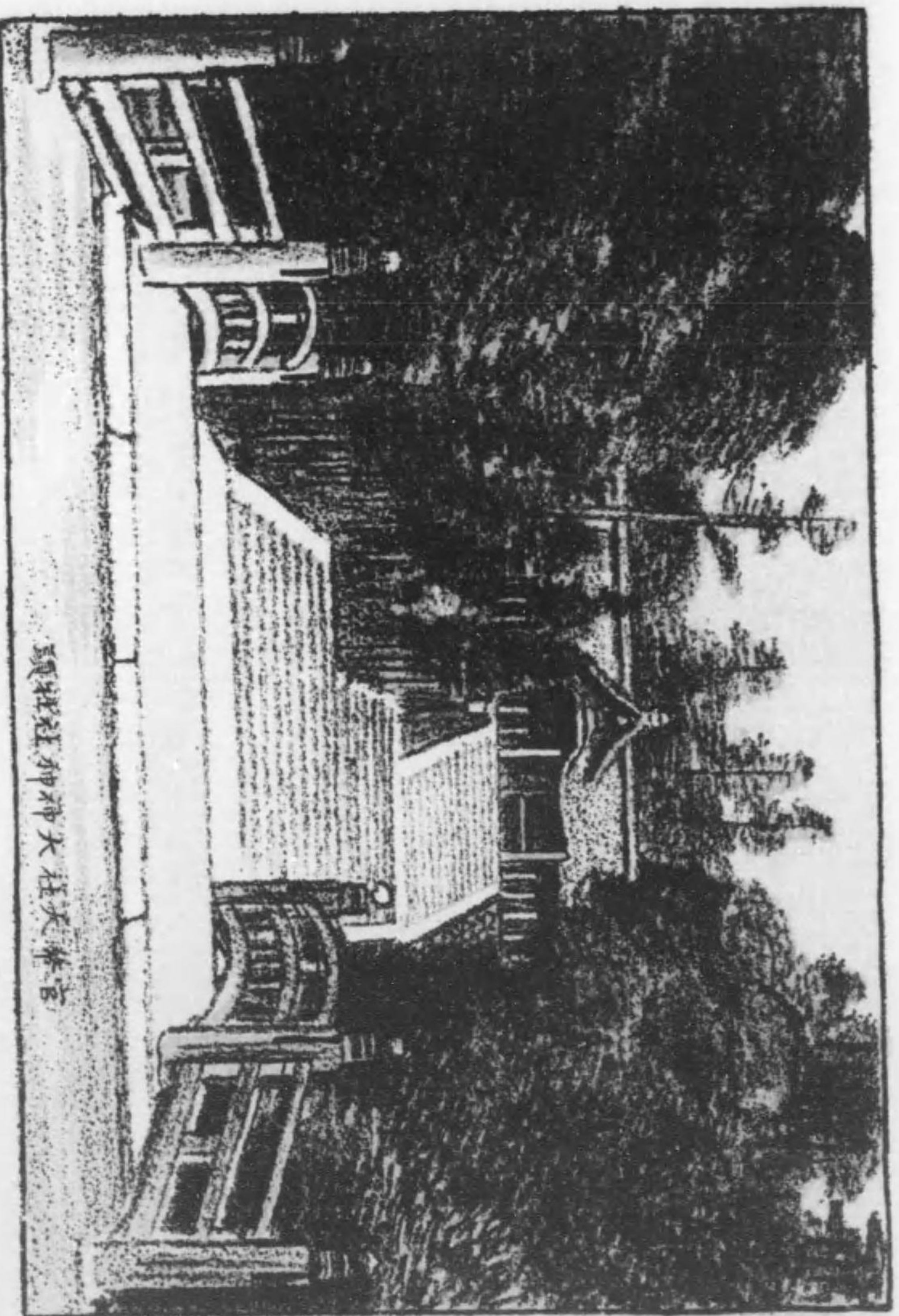
古來三輪は伊勢參宮・大和巡遊の要路に當り、諸人概ね此地を經過し又は宿泊し

殊に大神神社は諸國信徒の崇敬するもの最も多く、諸方の旅客四時其踵を絶たず従て商業亦自から殷賑を極め、一時三輪の名諸方に嘖嘖たりしか、鐵道敷設以來地勢頓に一變し、旅客の此地を経るを要せざるに至り其往來大に減退し、又舊時の繁盛を見る能はざるの状態に陥りたり。然れども既に、述ふるか如く上街道三輪街道松山街道の要衝に當り、加ふるに奈良線の停車場あり、郡を所管する諸官衙又此地に設置し、交通上比較的優勝の地位を占るを以て、今尙稍舊時の面目を存せり。

三輪山 町の東方に屹立し、古松老杉鬱葱林を爲し、深緑拭ふか如く四時其色を更めず、一望其他山に異なるを知る、別稱御諸山、青垣山、神南備山、又神並山、神體山、御山等あり、古來著名の山にして其西麓は即ち官幣大社大神神社の在る所にして、囑望最も佳なり。山中に馬ヶ背地獄谷、彌谷、星降り、三光瀧、大黒谷、寒原の字あり。又禁足地に茶白山と名つくる地あり、其北舊社殿址と稱する處と相接續す、此地より往往曲玉、管玉、石鏃、嚴瓮、其他土器の破片を發見す、蓋往古寶庫のありし地なるべく、寛永年中には入山の制を定め、寛文年中には禁足地の四至を定む、當時官家の濫伐を禁遏し、神域を保護したるの嚴且重きを知る、遺制今に至つて弛廢せず、林相又舊

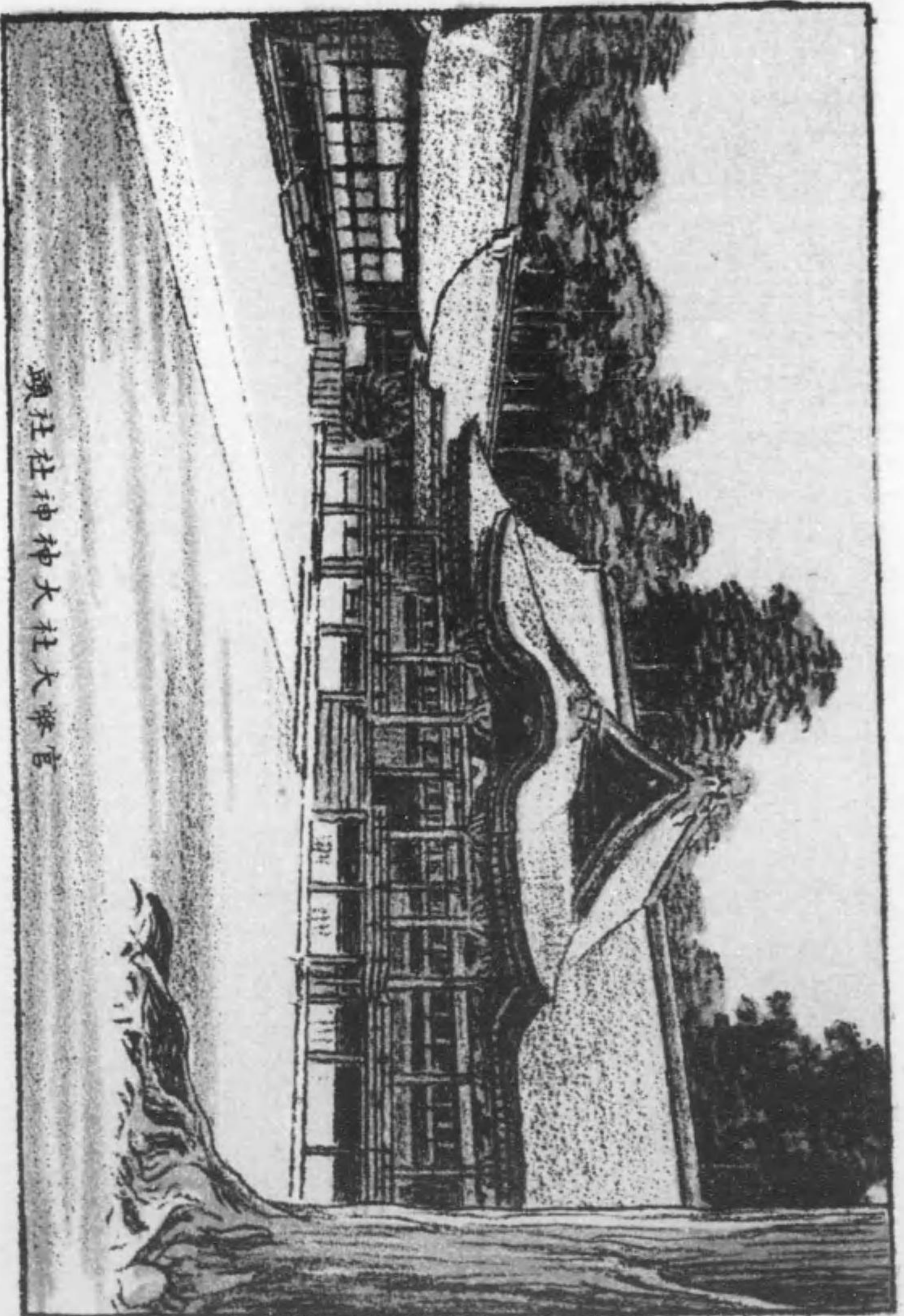


三輪山 大神神社 大社大寺



大社神宮

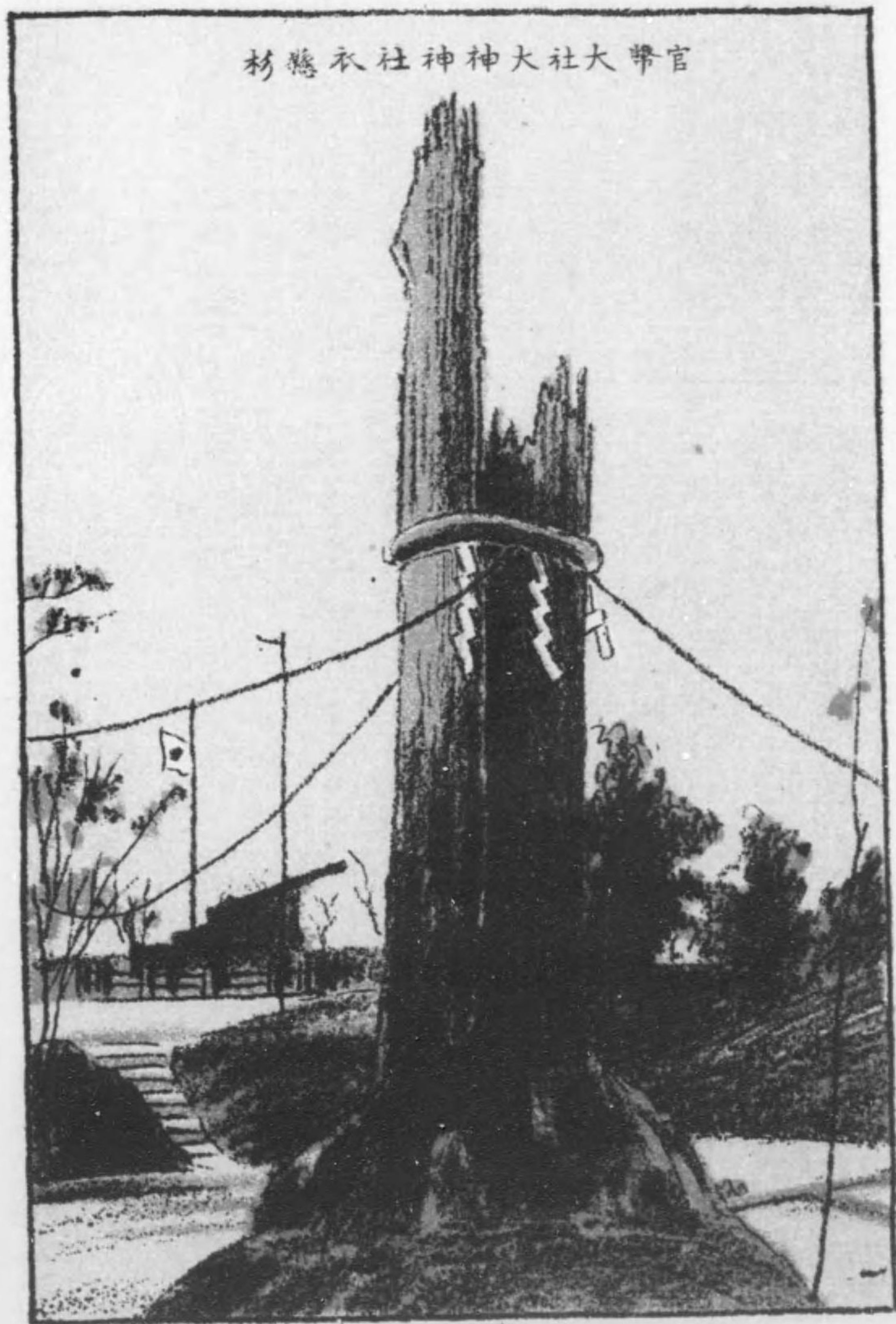




大津大社神宮



官幣大社大神社衣懸杉



に異なることなし、乃ち此區は神氣の磅礴する所、靈淑の鍾秀する所にして全山の主腦たり。三輪山の稱は太古大物主神假に美麗の壯夫となり、茅渟縣陶邑陶津耳命の女活玉依姫の許に通ひまししとき、姫は神の所在を知らんとて竊に苧絲を神の衣欄に縫はせ給ひしに、其絲遠く三諸山に留り、吾家に残りしは纔に三勾のみなりき、其地を名つけて美和と言ふと、古事記姓氏錄等に見えたり、これ名の由つて起りし所以なり。

三輪川 三輪山中に平等寺川・御手洗川・狹井川・活日川の諸流あり。三輪川は其汎稱なり。

狹井川 三輪山より發し、狹井社を遶り、箸中に至り、卷向川に入る、俗に藥川と呼ぶ。狹井社の大神荒魂神は、疾疫を鎮遏するを掌る、其社邊を流るる水なるを以て之を飲めば病を癒すと云ふ傳説に因れるならん。

官幣大社大神神社 三輪山に鎮す祭神は、大己貴命の和魂にして大物主奇瓊魂命なり、孝昭天皇御世神誨により大己貴命を中津磐坐に配祀し、清寧天皇の御世又神誨により少彦名命を邊津磐坐に配祀し給ふよし、大三輪鎮座次第に見えたり。

日本書紀古事記を案するに太古大己貴命、豊葦原中州を經營し、其功既に成るに及びて自ら幸魂奇魂を三諸山に祀らせ給ひたるものにて、我邦國難に際し屢、御神徳の顯著なるは、神典國史に詳かなれば敢て贅せず。當社は全國諸社中最も古き神社にして、延喜の制名神大社に列し、正一位勳一等を授けられ、古來大和國一の宮と稱し、永く帝室の守護神となさせ給ふ、明治四年五月官幣大社に列す。境内敷地九十一萬九千四百三十四坪あり。

孝昭天皇の御世、吉足日を宮能賣として奉仕せしめ給ひ、崇神天皇七年十一月丁卯日、神誨に依て太田田根子命を神主として奉仕せしむ。同八年四月乙卯日、大和國高橋邑の活目を大神の掌酒となし、尋て同年十二月乙卯日、神主太田田根子命に命して大神を祭らしめ、天皇群臣と共に廣庭に御宴を開かせ給ひしことあり。此日活目神酒を獻す、當時の御製及群臣の歌載せて日本書紀にあり。之より大神を醸酒の祖神と崇め、神酒を三輪と呼ぶに至れり、古來酒肆の軒頭に杉葉を懸け、以て商標とするもの又之より出つと云ふ。其後世世の天皇、大神を崇敬し給ふこと淺からず、或は神功皇后外征の際、武器を奉らせ給ひしか如き、或は雄略天皇の織女縫

女を獻して神衣を織縫せしめ給ひしか如き、又春秋例祭臨時祭には勅使を派遣し幣帛神饌數十種を獻し、右馬寮より神馬走馬の料として十六頭を供し、近衛府よりは將士一隊を出し、非常を警しむるなど、延喜式に見えたり。又神戸、神領等を定め給ひし事、崇神天皇の御世に見ゆれども、其方域知るに由なし。大和國大稅帳に據るに天平年中四千四百七十五束七把の神戸を有し、大同年中には大和攝津、遠江美濃、長門五國に於て百六十戸を有し給へり、越系圖に永享の頃二萬石の社領ありと見ゆ。降りて足利織田豊臣三氏より徳川時代に至りても、絶えず崇敬の體を失はず、豊臣家より廣瀬郡大塚村池尻村の内都合六十石の朱印地を寄附せらる、寛永十三年十一月徳川家より先規に仍り更に朱印を下付す、爾來維新まで連綿たり。當社は古來神殿なし、三輪山を以て神體とす。奥儀抄に、三輪もと神殿を設けず、後世土人之を新造す、群鴉あり喝破す、人以て神意とし、後復た作らず、諸書又往往此説を載す。然れども日本書紀に營宮彼處使就而居の文あり、崇神帝神宴の歌にも亦三輪殿戸の語あり、即ち其宮殿あるを知るへし。疑ふらくは中世神殿傾壞して、復た之を修めず、後終に宮殿を設けざるを以て故事となすか。大三輪神社鎮座次第に

當社古來無寶殿唯有三箇鳥居而已とあり、されは嘉祿二年の頃已に神殿なかりしなるへし。拜殿の後方禁足地内に平坦なる處あり、里人之を殿舎の跡なりと云ふ總て造營は合式に明文ありて、神戸の租税を以て其用途に充てらる、中世舊記に見えたるは久保元年延元四年文祿二年の三度あり。現今在るところの拜殿は靈元天皇の寛文三年徳川家綱の造營にして、高取城主植村左衛門佐家吉之か奉行として工事を督し、自餘の諸建造物又多く同時に改造す。拜殿の奥に建てたる鳥居は類聚名物考本朝俗誌志匠家必用記等に見えて、三輪形又は三光の鳥居と稱し、二柱の左右に一段低き鳥居あり、柱四本にて品字をなす、其式他と大に異なれり。又其左右玉垣の欄間は、竹に雀の彫刻をなす、名匠左甚五郎の作なりと云ふ。一の鳥居は字馬場先に、二の鳥居は其東數丁松の馬場の東端にあり、一の鳥居には昔勤一等大神大物主と書したる大額ありしに、戰國時代興福寺の緇徒大神神主の多武峯寺に與せしを嫉みて、之を持歸り今は同寺の寶庫に珍藏せりと云ふ。

例祭は毎年四月九日にして、此日奉幣使の參向あり、官幣奉納の後古式の森嚴なる渡御ありて、路次樂を奏し、神職騎馬甲冑武者數十人、御内三十餘村の氏子總代神

輿を警衛し、眞神鉾、弓矢、楯等の神寶を捧げ、旌旗、扇、鬘、簪、極て壯麗なり。繞道祭は陰曆正月朔未明丑刻、神門に清火を鑽り、之を大松明二本に點火し、人夫數十擔荷搖曳、境内の攝社末社を巡拜する祭典にして、俗に之を社廻りと云ふ。信徒は此火を一に忌火と稱へ、各自家に持歸り、先づ神燈に供し而して後之を竈に焚き、祝の雜煮を調す、此夜社頭に參するもの、近郷近在は云ふに及ばず、遠く攝津河内和泉伊賀紀伊等より來り、群衆雜沓名狀すへからず、此他鎮花祭、御田植祭等各種の祭典あり。攝社は、大直禰子神社、狹井座大神、荒魂神社、檜原神社、日原祠、碧座神社、高宮神社、網越神社、活目神社、神座日向神社、玉烈神社、神御前神社、率川座大神、御子神社にして、末社には、祓戸神社、神寶社、天皇社、貴船神社、八阪神社、事比良神社、金折神社、天宮社、神寶神社、大峯社、文行事社、春日社、金山彦神社、猿田彦神社、愛宕神社、住吉神社ありて各地に散在す。

社に神字額を藏す、久しく其何の字たるを解せざりしか、野野口隆正創めて之を讀み得たり、即ち安以字衣於の五大字とす、其字體甚た奇古なり。

金屋 町の東南に位し、上街道の兩側に稍、市街の體をなせり、古昔此地に一戸の

大なる釜商ありしか、漸次戸口増加して遂に今日の如き一部落をなすに至れりと云ふ、金屋の名蓋し此に起因するか。

磯城瑞籬宮

崇神天皇の皇居にして、初瀬川と平等寺川との間、氏神志紀御縣神社の南西三輪と接続する地に天の山祠あり、俗に天の山の宮と云ふ、其地又天の山と字す、宮址は此地ならん。蓋し天の山は天皇山の轉訛にして、崇神天皇を祭れる天皇社なるへし。此地初瀬川、平等寺川二水相擁して、自ら墻垣をなすの状あり、水垣の宮名又斯に基くか。

磯城島金刺宮

欽明天皇の皇居にして、金屋の東南、初瀬川の南に、山崎のシキシマの垣内と稱する地所あり、是れ其宮址なるへし。シキシマの垣内は正に三輪カナサシと字する處と、初瀬川を隔てて相隣れり、玉林抄にシキシマとて初瀬へ參れば山崎に小堂あり、總してシキシマとて一郷の處なり、金刺宮は河の向に竹原あり、其内に小社あり、是れ欽明天皇内裡の跡なりと見ゆ。更に平等寺舊藏三輪山古圖に、今の山崎に於ける初瀬川の南邊に、一の杜と禿倉とを圖し、之に磯城島宮と註記せり。彼の玉林抄の河の向に竹原あり、其内に小社ありと云へるに地勢相合す、乃

ち知る、磯城島宮は金刺宮と同所なるを。磯城島社今亡し、蓋し洪水の爲に流失し、後再興せざりしものならん。而して垣内と字する田地は新墾に係り、往時は草原なりと云ふ、其位置又古圖の磯城島宮所在の所と略、相同しければ、今の垣内は禿倉の發址にして、其禿倉は即ち金刺宮の遺跡たること疑を容る可らず。

三輪ヶ崎 金屋の東、慈恩寺に接する處に於て初瀬川、三輪山、南北より相迫り、上街道の一線纔に其中間を通する地あり、之を山崎と云ふ、古へ三輪ヶ崎と稱するもの、此地なり。古歌に徵するに、當時人家なく極めて荒涼寂寞の地なりしか、如きも今は人家四五、其間に點在せり、夫の佐野の渡も亦此三輪ヶ崎の近傍ならんと云ふと雖も、地勢上佐野渡は、朝倉村大字慈恩寺に於て、初瀬街道の初瀬川に架する佐野橋渡所在の地を指したるもの、如し。

海柘榴市

往昔有名の地にして、四通八達の要便を占め、物品を交易するの處なりき。日本紀略に延長四年七月十九日癸酉、大風、此日大和國長谷寺山崩、至て椿市人烟悉流と見ゆるも、今其舊地を考證するに由なしと雖も、日本書紀に、敏達天皇佛法を排斥し給ひ、有司をして尼の三衣を奪ひ、海柘榴市の亭に禁錮楚撻せしめられ

たりと云ひ、又推古天皇の朝に、唐客を海柘榴市の衢に迎ふとあり。今は觀音堂に
 纔かに其名を留むるのみ、上市郷の名亦斯に基くか。上市郷は、此地方を汎稱した
 る郷名なりしも、其方域を詳にせず、上市の名今三輪の町名に存す。

志貴御縣神社 金屋西垣内字シキノミヤの地に坐す、當國六縣社の一にして式
 内村社なり、俗に志貴宮と稱す。延喜の制大社に列し、祈年月次新嘗等の案上幣帛
 に預る、聖武天皇の御世、神戶租稻千三百五十束を寄せられ、平城天皇の御世、神封十
 二戸を付せられ、清和天皇の御世、從五位下より從五位上を授く、祭神は天津饒速日
 命なり。姓氏錄に、大和神別志貴連は神饒速日命の孫日子湯支命の後なり、日子湯
 支命は宇麻志麻泥命の子なり、七世の孫建新川命は倭志貴縣主等の祖と。又書紀
 神武紀に、弟磯城名は黒連を志貴縣主となすとあり。

嚴島神社 嘗て字島の脇にあり、又八坂神社は字南天王山に在りしも、大正元年
 志貴御縣神社、合祀せり。

觀音堂 山手に在り、本尊は十一面觀世音にして、菩薩二軀を安置す。何れも石
 佛立像にして、一は一丈二尺三寸、元龜元年八月の彫刻に係り、一は二尺三寸にして

年代詳かならず。共に海石を以て作る、俗に海柘榴市の觀音と稱す、延長四年洪水
 の際、此所に移せしならむ。

天理教數島大教會 明治二十三年の創設にして、初城島村大字外山に建築し、後
 明治三十三年(志紀御縣神社の西)今の地に移りたり。

三輪 金屋の西にあり、本町中最も大なる大字にして、市街に在る所概ね此大字
 に屬す、世間人口に膾炙せる三輪の名は、多く此大字なりとす。

磯城郡役所 西町に在り、始め式上下市、宇陀の四郡を管轄し、四郡役所と稱
 せしか、明治二十七年宇陀郡を分離し、明治三十一年郡分合法實施の際、式上下十
 市を合して磯城郡となし、現今の名稱に改む。

三輪警察署 西町にあり。

三輪稅務署 馬場崎にあり。

奈良區裁判所三輪出張所 上市にあり。

三輪町役場 初め中町法念寺内に假設せしか、四十二年四月東町に新築せり。

三輪尋常高等小學校 磯城郡役所の東隣に在り、全町の兒童皆本校に通學す。

本校は明治七年三諸館を設置したるを創めとし、明治九年四月三輪小學に改め、同十四年十一月式上郡第一學區小學となり、二十年三月始めて三輪尋常小學校と改稱するに至れり。舊校舍は狹隘且壞敗甚しきを以て、明治四十年八月増築に著手し、同四十二年十月工事完成す、同四十四年高等科を併置し三輪尋常高等小學校と改稱し、現今に至る。

三輪城 三輪山の麓平等寺跡の上において、今之を城山と呼ぶ。

多樂多樂瀑 翠松庵の東溪に在り、澗水を引きて瀧となせしもの其高さ二間餘水源は皆三輪山より發す、俗に不動瀑と云ふ、傍に不動明王を安置せるを以て此名あり。近時夏期には茶店を設け、遊浴するもの多し。

平等寺址 三輪山の一部にあり、元高野山所管なりしか、後南都大乘院の末流となり、大神神社の社僧たり、今を距る七百餘年前、正治二年春二月、鎮西の人僧慶圓當山に住し、平等寺と號す由緒ありて大神神社の式事を務め、當時は僧舎僧房等數多ありき。由緒記を按するに、昔織田氏の時寺領八十石を寄附し、又慶長五年關ヶ原の役、島津義弘戰敗して歸國するの途次、一時當山に入りし緣故を以て、薩日隅三箇

國の修驗法を掌らしめ、例年玄米十八俵を寄進せしことあり。毎年正月朔、社僧以下大神神社の拜殿に出仕し、現趣三昧を修し、又國家安全五穀豐稔祈願の爲め、毎月十五、二十八の兩日參拜、四月初卯日鎮花祭には、扇の二本を出して式事に參與する等、其因縁淺からざりき。維新前迄は猶ほ本堂樓門護魔堂上人堂太子堂塔頭にては大智院中之坊常樂院多樂院吉祥院等現存せり。明治元年神佛分離の際、僧侶復飾願を神祇官に差出し、同年九月二十日聞届られ、同三年十二月二十七日復飾の輩自今可爲社家旨同官より達せらる、堂宇殿舎一掃廢墟となる。

翠松庵 字平等寺に在り、曹洞宗にして本尊は十一面觀世音、木佛立像を安置し、明治十一年十二月芝村慶田寺住職長嶺梁天、攝津國住吉郡山内村萬年寺翠松庵を本町に移轉開基せしものにして、境内に不動堂地藏堂等あり。

大御輪寺址 字馬場に在り、大神神社攝社太田田禰子神社の別當職たり、弘安八年八月、南都西大寺の思圓上人の開基にして、眞言律宗なりしを維新の際平等寺と同時に廢止せられたり。元佛堂二字三層浮屠護摩堂經藏伽藍三金塔二王門鐘樓坊舍廻廊等の建築物ありき。舊境内にある太田田禰子神社の社殿は、特別保護建

造物なり。而して殊に有名なる本尊乾漆観音は、今櫻井町大字下の聖林寺にありて、國寶たり。

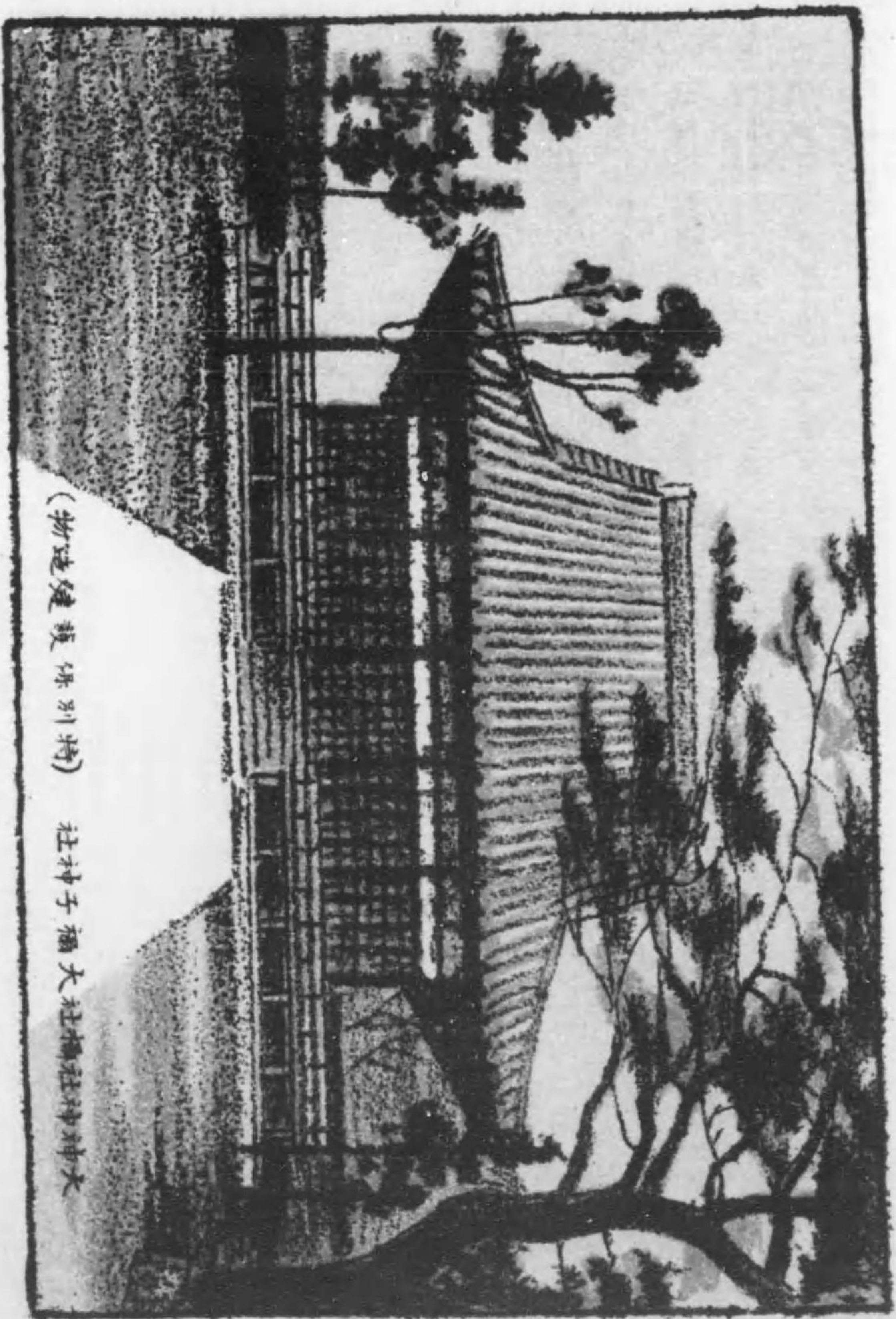
圓融寺 字柳町にあり、眞宗本派なり、正寶六年本山より下付せし木佛立像阿彌陀如來を本尊とす。元龜元年の創立なりと云ふ。寺に文政五年、山村圓照寺の尼公より拜受せし見眞大師自作の木佛を藏す。

心念寺 字中町にあり、融通念佛宗にして創立の時代詳ならず。

法念寺 字上市にあり、融通念佛宗なり、開基年代詳ならざれども、元祿四年中興主日空より十六世に及へりと云ふ。

大神教會 字馬場先に在り、元大神神社の附屬なりしを、明治十五年神官教導職分離の際、大講義小島盛可同教會長となり、神道事務局に隸し、爾後今に連綿せり。

三輪の茶屋 俗謠及戯曲等にもせられ、人口に膾炙せること久し、俗に梅川忠兵衛の宿りし處なりと云ふ。近世まで竹田屋高田屋とて二大旅館あり、相對して旅客を争ふ、二館共に三輪の茶屋と稱し、盛粧の少女冷索麵を供するを例とせり、高田屋は廢業し今は唯竹田屋のみ存せり。



(物産變遷 殊別均) 社神子福大神攝社神大



狹井坐大神荒魂神社 大神神社境内字狹井に坐す、式内社にして大神神社の攝

社とす、祭神は大神荒魂神にして大物主神、姫踏鞮五十鈴姫命、勢夜多多良姫、事代主神の四神を配祀す、本社は垂仁天皇の御宇、淳名城稚姫命勅を奉して創祀する所なり、同義解に、季春鎮花祭謂大神狹井二祭也、在春花飛散之時、疫神分散而行、爲其鎮遇、必有此祭、故曰鎮花と見えて、大寶元年より當社に於て行はる、故に俗に華鎮社又しつめ社とも云ふ、天平二年神戶祖稻三百九束餘を祭料として寄せられ、大同元年神封に戸を充らる、延喜の制、祈年祭幣帛、鉞鞞を加へて奉らる。

大直禰子神社 大神神社境内字馬場に坐す、同神社の攝社にして若宮と稱す、祭神は太田田禰子命なり。命は大物主神の子、櫛日方命四世の孫にして、茅渟縣陶邑の人、崇神天皇の七年、召されて大神社の神主に補し、大三輪君の氏姓を賜はる。成務天皇の御宇、大三輪君大友主祠を立て之を祭る、是當社の創始なり。寛文十三年、徳川家より社領として三十五石の朱印地を下付せらる、中世僧慶圓社地に就き、堂塔を建設し、大御輪寺と稱したるも、維新の際廢せられたり、當神社殿は弘安八年造營に係るを以て、明治三十四年八月、特別保護建造物の資格あるものと定めらる。

神坐日向神社 宇御子の宮に坐す、式内社にして大神神社攝社なり、俗に御子宮と稱す、大神神社の末社たり、大物主神の子寄日方命を祭る御子の稱ここに起る、創祀詳ならず。

高宮神社 三輪山の頂に坐す、大神神社の攝社なり、一に高峯神社、上宮又神峯社と稱す、三輪山の絶頂にあり、大神崇祕書に、三輪山の峯青垣山に在り、神殿なし、神杉あり、奥杉と稱すとある是なり。神名帖に曰く、社は孝昭天皇御宇の御鎮座なり、天皇元年四月乙卯前夜半、峯の古大杉上に日輪の如き火氣あり、光を放て山を照す、其曉神天降り宮女に詫宣して謂ふ、我は日本大國主命なり、今此國に遷り來るなり、山田吉川比古をして奉崇せしめ云云、天皇詫宣に依り吉川比古に勅して、高宮神主に定む。又分身類社抄に、三輪上神社一座日本大國主命なり、神體は杉木、孝昭天皇御宇此に來臨すとあり。倭姫命世記に、五十八年辛巳、倭三輪御室嶺上上宮に遷し、二年奉齋すとあり、蓋し此地ならんか。

大行神社 字上市にあり、大神神社の末社とす、三輪社記に、祭神は左入尋熊罴神中事代主命、右賀屋奈流美神とあり。舊説に、事代主命は大己貴命の第一の王子に

して、世人の善惡を幽冥の間に成敗するを掌る、故に大行事と稱す、平等寺舊藏古圖を見るに、往時は盛なる社頭にして、規模宏大に、一の鳥居は遙に三輪市街に在り。

創祀年代詳ならず、或は云ふ三輪の惠美須社は、當社より勸請する處なりとす。

網越神社 大字馬場先御祓ひに坐す、延喜の制祈年祭の官幣に預る、大和國百五十八社の内にして、大神神社の攝社に列す。三代實錄に、貞觀元年正月二十七日從五位下を授けらると見えたり。祭神は祓所四柱の神なり、古來六月晦日、此所に於て大祓を行ふ、境内に老松あり、駒繫松と云ふ、幣馬を率進せられし舊蹟なり。文祿四年の檢地帳に、社地近傍の田圃、總ておんはらひと稱せり、されは網越は夏越の轉訛ならん。

惠比須神社 三輪町市街に坐す、八重事代主命外二神を祭る。古來日本最初市場の神として世に知られ、今尙ほ陰曆正月六日の朝及七月十三日の夕に於て市を立つ、所謂三輪の初市、三輪の夜市なるもの即ち是なり。雜貨店、飲食舖、滿街櫛比し、士女絡繹たり、近年社殿及境内に改修を加へ、面目を一新せり。

其他村社には春日神社、素盞男神社、神明神社等無格社には稻荷社、嚴島社、火産靈

社等あり。

上之庄 は初瀬川を隔てて町の西南に位す、文祿年中の舊記に、大福地方を大福郷と稱し、上の庄中の庄下の庄の村名あり、上の庄の名此に起るか。

殖粟神社 南垣内字殖粟に在り、式内村社なり、天兒屋根命及殖粟王を祭る。姓氏録を案するに、殖粟連は大中臣と同祖にして、春日社記に曰く、鹿島の大神常陸國より遷祠の時、神護景雲二年六月二十一日、伊賀國薦生の山中に御坐し、時風秀行等に焼栗各一を賜ひて曰く、汝等子孫斷絶することなく我に仕へば、此栗を殖えよ必ず生ひ付くへしと、即ち之を殖ふ因て初めて中臣殖粟連と稱す、同年十二月大和國城上郡安倍山に坐御し、同二年二月三笠山に遷坐し、二人奉行すと。中臣殖粟連の氏を負へるは時風秀行を以て始とす、而して安倍山と上の庄とは、其距離極めて相近し、其祖神を祀りたるは蓋し此時ならんか、境内に春日社あり。

春日神社 字十の森にありしも、明治四十年村社の殖粟神社へ合祀せり。

人物

高宮家 崇神帝七年、大物主神の五世孫太田田根子神主に任せられしより、子孫

其職を襲ひ、大三輪公の氏姓を負ひ、祭祀を掌り兼て其族長たり。大友主は、中臣物部大伴と相竝んで、仲哀神功の際に大夫となり、機務に參預し、功績國史に著はる、宗族蕃衍分れて三輪引田・宇多・依田・眞髮・田賀・茂の數流となり、門望甚隆し。高市麿は壬申の功臣にして、天武持統の二朝に歴任し、嘗て忠鯁を以て聞ゆ。天武帝天下の氏姓を八等に秩するに及び、大三輪氏に朝臣の姓を賜はれり。子忍人は靈龜中氏上となり、神主に補せられ、其子伊可保父の職を襲ふ。天平寶字中、三輪山に奇藤あり、蟲食み自ら文をなせり、以て祥瑞となし、伊可保に従四位下を授く。爾後子孫連綿傳へて當社の社職たり。

越家 越本と巨勢氏にして、武内宿禰の苗裔なり。宿禰の五男雄柄、當國の巨勢に居る。因て巨勢雄柄宿禰と稱す、實に此巨勢氏の祖なり。雄柄の子孫に金岡あり、丹青の技を以て世に著はる、孫金田故ありて、葛上郡巨勢に住す、昌泰三年詔して巨勢公忠を三輪の奉幣使となし、且つ永く三輪に留め勤仕せしめんとす、公忠之を辭し、族金田を薦む、是に於て金田を三輪の神殿預職に補し、永く之を勤仕せしむ、子孫其職を襲ひ、或は權神主と稱し、高宮氏と權力を争ふに至る。巨勢光資は、護良親

王に従ひ軍功あり、親王母衣を賜ひ、其功を賞せられしを、後之を社頭に奉納すと云ふ。蓋し是現今寶庫に藏する有名の矢母衣なるへし。爾後巨勢氏専ら干戈に従事し、城壘を葛上郡巨勢に築き、國中の豪族と相戦ふこと數世、事系圖に詳なり。

三輪休雪 三輪の人、通稱を十藏といひ、舜陶軒と號す、壯年の頃より諸國を遊歴し、長州萩に留りて茶器を製せり。寛文三年國主毛利氏召して扶持を賜ひ、藩の陶器師とせり、所謂松本萩の陶器これより起る。蓋し萩焼は、慶長三年朝鮮人李敬といふもの、松本に住し名を高麗左衛門と更めて陶器を製したるに初まれり、後その一派を古萩といひ、休雪の流を松本萩といへり。松本萩は土質緻密にして釉色淡白青色を帯ひたるものあり、釉水の止まれる處に必ず凝滯あるを常とせり。寶永二年休雪歿す、年九十一、子孫世世その業を襲けり。

孝子島岡儀造 三輪の孝子なり、父を又八と云ひ弘化二年三月五日生れ、明治二十七年五月二十一日死せり。繼母に仕へて能く孝道を盡し、家業に黽勉したる事公聞に達し、明治三年官より賞與金を賜れり。

檜市 三輪の孝子なり、性質溫良にして能く親に孝に、兄弟相和し、農事の傍ら醬

油の行商を爲して家計を扶助し、寸陰を惜みて専心業務を精勵せしかば、後年家富み父母共に八十有餘の長壽を保ち、遂に一家三夫婦揃ふに至れり。明治三年官の賞賜ありき。

直治郎 三輪の孝子なり、四歳にして父に入歳にして母に死別し、専ら祖母に頼りて養育せられ、頗る孝道を盡す長するに及び不幸にして二兄は酒色に耽り家産を浪費し一家を顧みざるに拘はらず、忍耐能く家事に意を注ぎ、農業荒物商を營み一家の責任を雙肩に擔ひて危急を扶けしかば二兄また非行を悔ゆるに至れり、明治三年官の賞賜ありき。

城 島 村

城島村 東は朝倉村、多武峯村、南は櫻井町、西は大福村、北は三輪町に接し、南北に狭く、東西に長し、東部は一帶に山を負ひ、西方に至るに従ひて漸く平坦となる。地味肥沃水利至便にして、村内一部の地位は、縣下の第一等地と稱す、面積三百六十八平方町、耕作地百七十五町、戸數約四百七十、人口三千餘を有し、居民概ね農を業とし、又殖林に従事するものあり。幕政時代には、忍坂は清水、戸田兩家に分屬し、赤尾、戒重

は柳本藩川合外山は藤堂家、粟殿は戸田兵庫の領地たり。明治以後は均く奈良縣の管轄に歸し、以上六箇村を一の行政區劃となし、聯合戸長役場を置きしを以て、町村制實施に至るも尙ほ合して一村となり城島村と名く。

城島は磯城島にして、磯城の名は尙し、紀元前に磯城邑あり、兄磯城、弟磯城之に據る、神武天皇中州平定の後、其地を立てて磯城縣となし、弟磯城を縣主に任し給ふ。欽明天皇の朝に都を此地に遷し、磯城島金刺宮と名け給ふ、磯城島の名初めて此に見はる。古事記傳に曰く、島とは凡て元周圍に界限の有て一區となる域を云ふ名にて、海中には秋津島宮、輕島宮などの例の如く、師木の地なるを師木島とは云ふなりと。案するに、磯城嚴櫃之本は初瀬地方、敷島の高圓山は慈恩寺の南龍谷にあり、忍坂及金屋の方面にも磯城島の字を存す、以て古磯城島と稱する地の甚た闊かりしを知るへし。而して中世磯城島郷と稱する一郷あり、蓋し本村及び三輪朝倉に亘れる間の名稱ならん。日本惣國風土記に、磯城島郷土地中上民用多しとあるも、の即ち是なり、村名此に基く。

鳥見山 とみ 一に登美に作る、外山の東にあり、等彌神社山の西端に在り、其山脈延て



鳥見山

宇陀郡萩原村に至る、此間を古は總て鳥見と稱す。神武天皇の靈時を立て給ひし處なりと云ふ。

鳥見山は、神武天皇の天津神に親祭の地なり、是を靈時といひ、至高の祭壇の地を山の絶頂に儼存す。櫻井驛より約六町にて麓に達す、等彌神社あり。此より山脊に登る、さして峻しき坂にあらず。古行幸の路なるへし、白沙にて頓草茂られと、雨に崩されて路なきか如し。登るにつれて西北の大和の廣野は、闊然として眼下に現はれ、繁余耳、虎、香具、畝傍の山、山秀美を競うて麓に列なるを眺めつ。つ約十町許にて絶頂に達す。絶頂には兩峯相對す、西を白山といひ、東を祭場といふ。祭場は其頂を三段の圓丘となして南に向へり、其前の低くなりたる山脊を長方形の平場となし、崖谷を隔てて遙に正南の音磐嶺に對せり。圓丘を神籬として、南嶺より降臨ある天神を祭供するの意にて、丘と嶺とは自然に瓢形をなす、ひさかたの天つ神の祭りの庭といふへき光景に想ひ至れば、白檮原の遠き御世を眼のあたりに偲はれ、ゆかしき心地するへし。靈時は、まつりのにはと訓せたり、即ち祭場なり。

白山はもと白庭山といへり、是も頂を平面になして祭場の圓丘と相竝へり、白庭とは常に神籬などの設けはなくて注連などを張おき、時ありて用ゐる祭庭なるへし。白山の西南につける山を庭殿(にはとの)といふ、ニハは饗の義なれば、祭りの饗宴に用ゐる殿を建たる處にて、天皇も此に行幸せられたるならん。この西の谷を能登山といふ、麓に等彌神社のある處を下ッ尾といひ、其北を

上ツ尾といふ尾さきに一之門といふ字を存す、元は此山尾より登りたるなり。登る二三町にて山脊を平面になしたる處あり、齋場山といふ等彌神社の原地はこゝなりき、一之門は其時まで存したるならん、齋場は齋物を藏むる處か又は物忌する處なる歟、古はイミニハといひたるへきに。此より行幸したまひたる路を辿り、白山を瞻て登りゆく、

白山と祭場との間は狭き崖谷にて、北に脊を連れ、其脊をゆき、白山の陰より北に下れば又山脊を長方形に削りたる平場あり、圓丘の背を仰き瞻る、此は祭事に參る人人の伺候する處に適當す。其西谷(能登谷の北)を鴉谷といふ、金色の鴉の發現したるは此ならんと云ふ、正面より望めば、視線は大野を隔てて平群郡の叢嶺を眼前に見る、即ち登美彦の在し所とす。又其北を宮の谷といふ、山脊の路を下れば、麓に宗像神社あり、靈時の裏坂なるへし。

鳥見山は、多武峯のつつき音磐嶺の北なる陰の平地に突起し、西方の畝傍山と相距る五十町許なるへし。山は波折の狀をなし、脚を周圍に走らして數多の谷をなし、其尾の盡たる所の周圍は五十町に及ふへし、粗圓形の獨立山なり、西に寺川流れ、河西村を挟みて、磐余山と相對す、磐余は神武天皇尊號の地なり、北は櫻井外山の相連なり、古來の驛路なり、跡見川を隔て三諸の高嶺に對す、東は祭場の下なる谷に赤尾村を抱き、忍坂の高天山と對峙す、南は淺古村を狭みて、音磐の峻嶺聳えて多武峯に連なる。故に東南は眺望の目を蔽はれ、平谷を開闢して、溪水を送るを見る、西北は大和の大野瀾開して、葛城より瞻駒まで青恒山の中に點點村落の米を聚るか如く、煙華の簇り起るを一目に流覽す、

す、清朝の空には磐船いはふねに乗て飛下りたる心地すなるへし。(金鴉の光久米博士)

忍坂山 大字忍坂の東にあり、慈恩寺龍谷に連互し、高圓山・小倉山の支別あり。

栗原川 栗原山より出て、忍坂赤尾の間より外山を経て、川合に至り、寺川に合す

志に恩阪川と云ふものこれなり。

初瀬川 村の北境を北流す。

初瀬街道 村の南方を通過し、八木及櫻井に通す。

松山街道 二線あり、一は三輪櫻井間に在りて、粟殿を南北に横貫し、一は外山に

於て初瀬街道と分岐し、忍坂に入り、宇陀郡に達す。

忍坂 古恩阪又は刑阪に作る、村の東南端にあり、里人は云ふ神武天皇東征の時賊軍此地に押しよせ來れるを以て、押阪の名ありと、又皇師此地に於て賊軍を誅したるに依り、刑阪の稱ありと。其名の由て起る所を詳にせざるも、神武帝菟田よりここに進み、大室を作り八十梟師を誅し給ふ、其址オホムロ或はオプロと稱し、今尙存せり。又允恭帝の皇后忍坂大中姫命は、此處の出にして、火明命の子孫ここに住し、因て忍坂部一に刑部又忍壁に作るを氏とす、姓氏錄に忍坂連大炊刑部造等即ち此なり。允

恭天皇紀に、二年春二月丙申朔己酉、忍坂大中姫を立てて皇后となし、是の日皇后の爲に刑部を定むとあり。又古事記にも、大后の御名代となし刑部を定むと見ゆ。傳に曰く、扱此は大后の御郷大和國城上郡忍坂なるを刑部とも書く故は、其郷なる忍坂部の人等の刑部の職に仕奉りしことのありしより、やかて其職名の字を書き習へるなりと、以て證すへし、大化中、此地方を立て一郷となす。和名抄に忍坂郷惣國風土記に、忍坂郷土地中下民用少しと見ゆ、郷已に廢し、纔に忍坂の邑名を存す。

城島尋常小學校 明治四十三年十二月十五日の創立に係り、爾後校舍構築を急ぎしか同四十五年三月竣成し、櫻井町城島村組合立城島尋常小學校と稱す。同年四月從來櫻井尋常小學校に收容せし大字外山赤尾忍坂の兒童を分屬せしめ、以て現今に至る。

生谷 忍坂大中姫命の弟姫、衣通郎姫の生れ給ひし所なるを以て、此名あり、谷に姫を祭れる玉津島明神祠あり、傳云今和歌浦に祭れるものは、此社の分靈なりと。

産湯の井 玉津姫明神の傍にあり、衣通郎姫の産湯の井なりとす、里人の今尙ほ女子を生みたるときは、其水を汲みて産湯となすは之に因る。

大室家 神武紀に、道臣命に勅し汝宜く大來目部を帥ゐて、大室家を忍坂の邑に作り、盛に宴饗を設け虜を誘て之を取れと、道臣命是に於て密旨を奉し、密ら忍坂に掘り云云とあり。今大室と字する地は、此大室家の遺址なりと傳ふ。

舒明天皇忍坂内陵 大字の東北字段塚にあり、周圍二百三十五間四尺、皇極天皇二年九月、高市郡滑谷岡より此地に改葬せられたるなり。古來神經病精神病者の本陵に參拜祈願する者多く、皆其效驗の著きを説く、其何の故たるを知らず。

田村皇女の墓 敏達天皇の皇女糠手姫の墓にして、忍坂内陵の兆域内に在り。

鏡女王の墓 大友皇女の墓 字女塚に在り。

藥師如來 石位寺にあり、印度より渡來せるものと言ひ傳へ、石面彫刻の佛體にして、高さ三尺九寸、横三尺六寸(中央にて)あり、三體の内中央の像は坐像、他は立像なり、稀世の逸品なりと稱す。又地藏菩薩觀音菩薩の立像二軀も、寶物調査員九鬼男爵の鑑査狀あり。

藥師堂 徳川時代に大岡奈良奉行の助力に依り建立せしものにして、藥師如來の石像及十二神將の木像を安置す、堂に千手觀音地藏菩薩四天王の中二體の木像

等あり、粟原廢寺の遺佛なりと傳ふ。

忍坂坐生根神社 字タカマにあり、式内村社にして少彦名命を祀り、境内一千六百三十坪を有し、内に神女神社愛宕神社あり。本社は忍坂山の内字宮山を以て神體となし、別に寶殿の設けなし、其故實を詳にせず。又少彦名命を祭る、其何に據るを知らず。案するに大同類聚方に、當社相傳の生根藥と稱するものを載せ、額田部氏の奏上せしものなりと、額田部氏何人なりしや詳ならざれども、同書に載する所の藥法は、總へて其神職若くは氏人の奏上に係るもの甚た多かれは、疑ふらくは氏は當社の神職なるへし、よし神職たらざるも既に當社の藥法を其家より奏上するは、必ず深き縁故を有するならん、而して額田部氏は、天津彦根神より出づ、彦根生根共に男子の美稱にして、義に於て相異なるなし、然らば則ち古此地に額田部氏の住するあり、其祖天津彦根命を祭りて生根社と稱せしものなるへし。因に云ふ、大同類聚方に城上郡生根之里と見ゆ、生根之里、何れの處なるを知らず、倘くは當社所在の地を古斯く稱せしか後考を俟つ。この上方に目鏡塚あり。

赤尾 粟原川を隔てて、忍坂の西に在り。

福塚 字福塚にある古墳にして、今里人は天皇と呼ぶ。

良辨僧正の墓 字辰巳嵩にあり、其事跡の證すべきものなし、唯其傍に石の手水鉢一基あるのみ。

忍坂山口坐神社 式内村社にして字宮下にあり、大和國六所山口神社の一なり、境内二百五十三坪あり、古社地に楠木の大樹あり、足利義滿之を伐りて金閣寺の天井板となす、後人其樹陰の及ひたる地を木下と字す。其地域社を距る一町餘に及ぶ、當時樹の巨大にして枝葉の繁茂せる以て知るへし。現に存する所の楠木は其後に栽うるものなりと。

白雲山興善寺 廢寺に屬すれども、釋迦如來藥師如來及毘沙門天廣目天增長天の木像を安置す、像は古作の大佛にして堂宇に應せず、粟原廢寺の遺物なりと云ふ、就中釋迦如來廣目天增長天三像は美術上參考たるへき九鬼男爵の鑑査狀あり。

外山 櫻井の東に接續し、半は初瀬街道に沿へり。神武天皇紀に、戊午の年十有二月丙申、皇師遂に長髓彦を撃つ、連戦勝を取る能はず、時に忽然天陰りて雨氷る、乃金色の靈鵝あり、飛ひ來りて皇弓の弦に止る、其鵝光暉煜にして狀流電の如し、是に

由て長髓彦の軍卒皆迷眩して復た力戦せずと、或はいふ金鷲の瑞は生駒郡なるへしと。今外山の字を用ふるは其何の故たるを知らず。

勝負谷 鳥見山中にあり、神武天皇東征の時、賊軍と交戦したる地なりとす、故に此名あり。

城山 址は淺古外山及赤尾の間、鳥見山の絶頂に在り。

ガンカラ塚 初瀬川の南岸に在り、彼の佐野渡の津頭と相對す、渡舟を繋ぎし處なりと云ふも今は存せず。

茶臼塚 字茶臼山にあり、高さ十八間、根廻り百八十間、段別五段五畝十三步、前方後圓にして南面せるか如し、塚上雜木繁茂し、後圓の方築造三成をなす、其頂上幾部開墾して凹みを生じたり。此塚は近傍に於て最も廣壯なる形を存するも、別に確たる傳説なし、唯里人は長髓彦又は饒速日命の墳墓ならんと云へるも、想ふに其時代に在ては前方後圓の墓制あるべきなし、數年前後方の頂上を發掘せしとき、數尺の下に石窟の天井石とも見るべき大石露出せるを以て再ひ之を埋没したりと云ふ、其何人の塚なるやは判明せざるも、形狀より考ふるに儼然帝陵と相似たり、之れ

必ず王以上の古墳なるへし。

宗像神社 式内村社にして字宮の谷にあり、三代實錄に、元慶四年三月二十七日大和國城上郡宗像神を以て官社に預かる、太政大臣東一條第に坐まし、又筑前國宗像郡に坐ますもの、皆同神別社なりと、言は平安東一條の社も筑前宗像郡延喜式神明帳に、城上郡宗像神社三座並大月と見ゆ即ち宗像の三女神を祭り、天武帝の世高市皇子の創始に係ること、國史類聚三代格に依り明なり。抑當社は高階真人氏の氏神なり、高階氏は實に天武帝の皇子高市に出つ、皇子の生母は宗像氏諱は德善にして即ち筑前宗像社の氏子なり、故に皇子其所生の爲めに産土神をここに勸請し、外戚の氏神となし、自家の賤族を分ち、年年物料を輸し、神舎を修理し、或は神寶園地を獻せしより、爾後其苗裔たる高階氏當社を以て氏神となし、殊に崇敬を加へ、元慶四年官社に列せられ、翌年筑前の本社に准し、神主を置き、氏人を以て補任するの例を定められたり。三代實錄に曰く、元慶五年十月十六日辛卯、太政官處分す、請に依て大和國城上郡從一位勳六等宗像神社を筑前國本社に准し、神主を置き、高階真人氏人を以て之と爲すと。類聚三代格に曰く、元慶五年十月十六日、太政官符に應さに

筑前國本社に准し、從一位勳六等宗像大神社大和國城上郡登見山に座すに神主を置くべき事、右は氏人内藏權助從五位下高階真人忠峯等の解狀に謂ふ、件の社は大和國城上郡登美山に坐す、太政官去年三月二十七日の符旨に依り、官社に預かり訖んぬ、清御原天皇の御世より當今に至るまで、氏人等奉ずる所の神寶竝に園地色數稍多し、高階真人累代鱗次當社の事を執る、而るに今世を経る久遠、人意解緩し、或は守掌を勤めず、神寶を紛失せしめ、或は彼此相譲り祭事を闕怠す、此如きか故に屢、重崇を致す、仍て本社に准し神主を置くべきの狀、去年官に申す、而るに未だ裁許を蒙らす件の忠峯は天性清廉神主たるに堪ふ、望み請ふ早く補任せられ、神事を掌らしめられんことを、但氏長者の擧を待て補せられ、其智相智の限一に格制に依らん、謹て官裁を請ふ者は、從一位行大納言兼近衛大將源朝臣宣す、勅を奉し請に依る。

又曰く寛平五年十月二十九日、太政官符に應さに、宗像神社修理料の賤の代り、僞丁を充て行ふべき事、眞に從ふ賤十六人、正丁、筑前國宗像郡金崎僞丁八人、大和國城上郡四人、高市郡二人、十市郡二人、右は彼社氏人從五位下右少辨兼大學頭高階真人忠峯等の解狀を得て稱ふ、件の神は大和國城上郡の内に坐まし、筑前國宗像郡に坐ます、從一位勳八等宗像大神と同神なり、舊記に云

ふ、是れ天照大神の子なり、大神勅して云ふ、汝三神道中に降り居り、天孫を助け奉れと、天孫の爲めに崇祭する者、今國家禱祈ある毎に幣を件の神に奉る、是れ其本縁なり、唯筑前社は封戸神田有り、大和社は未だ封例に預からず、茲に因て忠峯等の始祖太政大臣淨廣壹高市皇子命氏賤の年輸物を分ち、神舎を修理せしめ、以て永例と爲す、而るに年代久遠物情懈怠、氏衰へ路遙か催徴に堪へず、須く貞觀十年六月二十八日の格に、祖神の封物を申請け、以て修理の料に充つへし、而るに大神宮の事既に諸社と異り、氏人等狐疑猶豫空しく、年序を経、所在の神舎既に破壊を致す、今件の賤の同類蕃息し、已に其數有り、望み請ふ件の賤を進て良と爲し、將に調庸を備へしめん、とす、其代永く近きに隨ふ、僞丁を以て修理料に充てんと、謹て官裁を請ふ者は、大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傳陸奥出羽按察使源の朝臣能有宣す、勅を奉し請に依る、仍て須く件の僞丁は、彼氏高階真人長者竝に神主等共署の申請を待て之に充つへく、差充の後、是は輒く他役に差すを得ず、但其死關及者老の代りも亦同く請を待て之に充てん、永く以て恒例と爲すと、以上格文に依り、本社の事甚だ明晰なり。

不動堂 日本三體の一なる不動尊を祀り、信者頗る多く寺内に十三重の塔あり
東林寺 真宗にして、又報恩寺あり。

粟殿 本村の中央に位し、三輪櫻井の中間にあり、或は云ふ此地古は桑内と稱せしと、今に桑内又は梓と字せる地あり、蓋し桑はヲと訓し内はトと訓みしより、終に之をオドと呼び、後粟殿の字を充用したるものなるへし、後考を俟つ。

大神神社 村社にして三輪明神を祀る、初め春日神社と稱せしを、明治三十六年今の社號に改む、式内桑内神社は本社ならんと云ふものあり、蓋し桑内はオドと訓するに因る、後考を俟つ。

弘法大師の井 松山道街筋人家の中央部東側にあり、明和八年の頃大師の靈夢に依り、粟殿甚六なるものの掘鑿せしと、傍に大師の影像を安置す、井は冷清なる甘泉にして未だ曾て涸渴せしことなし。

行者堂 文化六年の建築にして、役行者を祀る。

極樂寺 大字の北方にあり、淨土宗にして享祿四年八月圓譽上人の建立なり、寺傳に天平四年行基菩薩極樂寺三昧堂を建立し二尺八寸の釋迦佛木像を安置した

るは此地なりと。

川合 粟殿の西南、寺川の南岸に在り、粟原川此地に至り寺川に合す、故に此名あり、古昔は人家皆川の北岸にありしを、後南岸に移居せりと云へり。

磐余市 今の村社の地にあり、故に社を俗に市立宮と稱す、櫻井市場の漸く盛なるに隨ひ、衰微して今は全く廢滅に歸せり。

天狗堂 大字の西北にある一小丘にして、各種の土器を出ししか、今存せず。

八幡神社 村社にして境内に素盞男神社及琴平神社あり、俗に市立社と稱す。

戒重 川合の西南、初瀬街道に沿ひたる地にして、往古は他田村又堅田村と云ふ

戒重の營 元和年中、織田氏攝州味舌村より移り來りて、藩邸を此地に構へ、後芝村へ移りし跡にして、當時の大手と稱する道路、藩邸を圍みし大藪の字等今尙ほ存せり。是れ吉野朝廷の忠臣西阿か城跡なり。

戒重開住、開地、又開は磯城郡城島村に屬し、櫻井町の西方にあり。延元興國の間大和に於ける南朝の忠臣三輪西阿の居城たり、復戒重氏の居地となり、元和四年八月より延享二年閏十二月までは、織田氏の陣營ありき。

延享二年、織田氏が芝村磯城郡へ引移りし際の古圖に據るに、現在城の内と字する一段高き地の周圍は、堀を以て圍まれ、東西北の三方に竹藪あり。西北方に當れる大藪と稱せし處の如きは、同村の岡本氏が今より三十二三年前、初めて切り開きたるなりといふ。其附近なる字水落の中央を南北に通したる小路の東方は堀にして、西方は稍高地なりしに、其土を以て堀を填めたれば、今は水落が全部平均に凹地となりて堀の痕跡を殘し、又東方なる字久保も凹地のまゝに殘り、西南方字清水木戸の脇の一部も、稍堀の痕跡を存せり。更に元和四年八月の古圖を見るに、矢張東方全部、北方東半部、西北隅に竹藪あり、大體の形勢は變化なきに似たり。南北朝の際に於ても、戒重の竹城といふ名あれば、竹林は當時防衛の用をなしたるなるべく、堀を穿ち、塀を周らし、高矢倉を構へたる事、文書の文面によりて知るを得へし、而して東方より西北に向ひ流るる寺川は、外圍の防禦線たりしなるへし。當時戒重は、ここを本據とし、氣脈相通したる附近の城砦は、其東北四五を隔てて、川合一に河合ありに作る。東方には、外山とびに作る。赤尾とみ、外鎌とみ間に作る。安房の諸城あり、外山は櫻井の東方にあり。鳥見山の頂に今猶城山の字を存す。外鎌は、大字忍坂に屬し、今タカマともトカマヤとも呼び、舒明天皇御陵地、北方の高處にして、頂上に稍平坦の處あり、戒重を東方に距ること凡一里なり、以上皆城島村に屬す。安房は此附近なるへきは明なれとも未だ其地を發見せず、想ふに粟殿にはあらざるか、此地今「アウドノ」と發言すれと古圖には「アハドノ」とあり、此地に粟姓を名乗る舊家ありしに徴するも、あは氏の住ひし處なるより起りし名にはあらざるか、暫く記して疑を存す。元和四年の地圖には當時に於

ける城内地面の所有者を記入せり。

戒重氏は土豪なれとも系譜明かならず。三輪の高宮氏系譜中には、永祿の頃戒重遠江守範宗の名あり、傳を缺く。戒重の土屋氏系圖には、戒重甲斐守直近の名あり、其所傳によれば、直近の祖土屋肥後守宗近南朝に屬し、正平三年京都に戰死す、其五輪塔は現に城島村粟殿極樂寺の後墓にあり、直近の父信近武田氏の臣下となりて、長篠の戰に陣歿す、當時直近少年なりしか、遂に祖先の地粟殿に來り住し、筒井氏の幕下に屬し、戒重の里に陣屋を構へ、粟殿、戒重兩村を支配し、後豊臣秀長の家士となりしか、豊臣氏封を除かるるに及び、剃髮して淨泉と號し、元和二年に歿す、墓は香久山村吉備にあり。元和四年の戒重地圖に城の内の西南大部の地を占め、善兵衛屋敷とあるは、即ち其居地にして、善兵衛は直近の嗣子の俗名なり。織田氏轉營の後、其子孫又元の土屋今土家を名乗り、善邸地に住して今日に及へり。

延享二年の古圖は、當時城内に於ける織田氏藩邸宅の位置を見るへし。織田氏の祖は織田長益にして、信長の弟なり、攝州島下郡味舌に居りしか、其四男長政當地に移り、輔宜一本宣に至るまで七世の間、此地に陣營を構へたり。(奈良縣史蹟調査報告)

春日神社 村社にして、字城の内に在り、往古は長田宮と稱す、織田氏移營の後、社名を改む。或はいふ、敏達天皇譯語田幸玉宮は此處なりしなるへしと。

西方寺 淨土宗にして、阿彌陀如來の座像を安置せり。

眞言寺 大字の中央にありしか、今廢寺となる。

人物

忍性 字は良觀と云ひ、父は伴貞行、母は榎氏の出、建保五年を以て大和磯城島に生る、十一歳にして信貴山に登り、十六歳の時母没せしを以て、額安寺に入りて剃髮し、翌年登壇受戒す、二十四歳容尊を拜して十重戒を納る、元治元年沙彌戒を受け、尋て具足戒を受く、又大悲菩薩に師事して益、戒律を究む。後常施院を建てて、諸病僧を養ひ、悲田院を修して、乞丐を救ふ。寛元元年丈六尺の文殊像を造りて般若寺に置き、母の菩提の爲に十八處に於て乞丐に食を給すること一萬八千人に及ぶ。

晝夜八關齋戒を受く、寶治元年鎮西に往きて、三大律部を求めて西大寺に納め、重ねて元に渡り大部の律鈔を求めんとし、容尊の止むるところとなりて果さす。建長四年巡化して常陸に入り、清涼院に止まりて盛んに律席を開く。弘長元年謙倉に到り、北條時頼の請により光泉寺の開山となる。武藏刺史平長時極樂寺を修營す、師其開山となりて大に律規を興し、密灌を授く。建治元年極樂寺火災に罹り、師

奇夢によりて觀化し再興に力を盡す、幾何ならずして舊觀に復す。弘安四年蒙古來寇す、師時宗の命により、稻村山に於て仁王會を開きて調伏を禱り、其賞として永福寺の主務に補し、極樂寺御願場となる。正應元年西大寺に至りて容尊に謁し、重ねて灌頂を受け、阿闍梨に任し、四年始めて戒壇を結び別受の法を行ふ、壇に登る者六十人なり。永仁元年詔を奉して、八幡宮に於て蒙古軍を呪し、秋東大寺の幹事に補し、翌年四天王寺を司り、悲田敬田の二院を建つ。嘉元元年七月十二日寂す、壽八十七、臘六十三、墓は鎌倉極樂寺にあり。大和の般若、攝津の多田、相模の大悲、多寶、永福、明王、常陸の普濟、淨光、濟度等は、皆師の生前住せし寺院なり。三大律鈔を講すること七回、菩薩戒の宗要教誡律儀を講すること各、三十回、所度の弟子二千七百四十餘人、寺院を結界する七十九所、伽藍を修營すること八十三、佛塔を建立すること二十區、大藏經を納むる十四所、諸州に橋を架する百八十九、道路を修する七十一所、義井を鑿る三十三所、殺生を禁止する六十三所、浴室療病の宅、乞丐の屋各、五所を置き、専ら慈善に心を盡し、日に往て之を看病し、二十年間五萬七千二百五十人を養ふ。又廐を構へ病馬を集め、時時佛名を唱へ、小簡に呪を書して其頸に繫かしむる等惠

愛禽獸に及へり。時の人呼んで醫王如來と稱す。嘉曆三年夏、後醍醐天皇其德を追崇して、菩薩の號を賜ふ。奈良に現存する北山十八間戸は即ち其慈善事業の遺物なり。

西阿 吉野朝廷の忠臣なり、延元元年後醍醐天皇の賀名生より吉野に幸し給ふや、真木定觀等と馳せ赴きて、鳳輦を守護し奉れり。

(太平記)此外補帶刀正行、和田次郎、真木定觀、三輪の四阿、紀伊國には恩地、牲河、實志、湯淺、五百騎三百騎引きも切らず、面面馳せ参りける間、雲霞の勢を腰輿の前後に圍ませて、程なく吉野へ臨幸なる

天皇勅を諸國に下して、足利尊氏を討ち給ふに當り、西阿勅に應じて、開住の城に據りて兵を挙げぬ。

延元二年正月十八日、北黨石橋和義兵を率ゐて南都に屯し、尋いて足利直義朝山景連をして一族を率ゐて、南都に赴かしむるあり、六月二十六日南都警固の北黨狭間正供、出羽泰貞南軍を樸本に撃ち、尋いて桃尾城を攻陥するあり、七月二十八日直義、島津貞久に令して吉野を攻めしめ、尋いて又水谷佐々木、那波諸氏に令して、之に向はしむるあり、十二月二十日西阿、高師貞の爲に攻撃せらる、吉川經久、直義の命を

受けて其手に屬せり、島津宗久また大隅薩摩兩國の軍勢を率ゐて、發向すへしと命せらる。

(吉川家什書)開住西阿以下凶徒誅伐事、屬于高新左衛門尉貞○師手、令發向南都、可致軍忠三之狀如件
建武四年十二月廿日
左馬頭直義(判)

吉河彦次郎○經殿

(薩摩文書)開住西阿以下凶徒誅伐事、相籠一族並大隅薩摩兩國軍勢、令發向、可致軍忠之狀如件
建武四年十二月廿日
(直義)(花押)

島津大夫判官○宗殿

三年二月、北畠顯家伊勢伊賀を経て南都に入りしか、敗れて河内に走り、義良親王は吉野に逃れ給ひぬ。

興國元年三月十二日、仁木賴章、直義の命を奉し、麻生宗教等を率ゐて吉野の通路を警護し、且つ開住に來り攻めたり。

(麻生文書)吉野通路關所警固、並西阿以下凶徒誅伐事、所差遣仁木伊賀守章○賴也、相籠一族、不日令發向、可致軍忠之狀如件

曆應三年三月十二日

(直義)(花押)

麻生左衛門次郎入道○宗殿

十月二十三日、西阿興福寺領を押妨せしかは、同寺衆徒春日神木を木津に移しぬ
十一月八日、北朝關白一條經通その入京を諭止したれとも聽かず、十二月十九日、終
に京都に動座せり。

(古今最要抄)神木御入洛並御遷座事

一 曆應三年十月廿三日進發泉木津、同十二月十三日著御平等院、同十九日御入洛著御長講堂號六條

殿當國國民西阿法師、當寺社領押妨、就中維摩大會料所、大佛供庄以下土貢、一向抑留之故也、寺訴成辨、

西阿嫡子李助以下、爲武家被打取之間、同四年八月十九日御歸座

(春日神社文書)勤學院政所

請御寺、牒狀事

一 紙、被載可早任例、被用意春日大明神
御旅所御殿以下、飭等狀

右、今月十日牒狀、同十一日已刻到來、任例御殿以下、飭等事、可有用意云者、但爲西阿已下凶徒對治、官
軍近日令發向候歟、其上猶御問答武家子細候哉、神訴之落居旁可有近候歟如何、然而猶可有進發者、重
奉定日、可致其用意之狀、所請如件

曆應三年十一月十一日

知院事左衛門權少尉高橋安職

別當中務少丞藤原實仲

二年正月、神木在京により、北朝新年諸儀式を停む、昨年既に細川顯氏西阿征討の
命を受けしかとも、西阿強勢にして進み兼ねければ、正月二十日近江の佐々木鏡貞
更に直義の命を奉し出羽經氏等の兵を率ゐて來り攻む。

(朽木文書)西阿誅伐事、所差遣佐々木近江入道也、不日令發向可致軍忠之狀如件

曆應四年正月二十日

(直義) (花押)

佐々木出羽四郎兵衛尉○經殿

二月二十九日、細川顯氏亦來りて安部山に陣したるに、西阿乃ち進んでこれを攻
撃せり。

(田代文書)田代豐前三郎顯綱申軍忠事

一 大和國内徒西阿爲御退治、去年十二月、御發向時、八幡南部御供仕、去二月二十九日、於安部山取陣之
處、凶徒等寄來之間、馳向致合戦、抽軍忠之條、無其隱候

(田代文書)在京人田代豐前又次郎入道了賢綱基申軍忠事

一 大和國内徒西阿爲御退治、去年十二月、自入幡至南部御供仕、去二月二十八日、自南部壺口御發向之
時、同御供仕、同二十九日、取安部山於陣之處、凶徒等寄來及合戦之時、子息三位房、三宅左衛門次郎入

道宗圓以下若黨等馳向合戦仕之條、秋山孫七、澁谷三郎左衛門尉見及畢

(天野文書)天野安藝三郎遠政申和州軍忠事

右可對治西阿以下凶徒之由被仰下之間、屬當御手、今年二月二十八日、令發向國中以來、構要害於攻口、數十度之合戦、每度致忠節之條、無其隱之上、且大將被經御覽畢、仍不能委細注進

(蓋簡集殘編)渡邊源四郎實軍忠事

右令發向大和國西阿城、可誅罰凶徒等旨、依被仰下、馳參當御手、去二月二十八日、自南都西阿城御發向之時、同二十九日安部山御向之間、同御供仕致軍忠畢

三月十五日より河合城は、顯氏の爲に攻撃せられしも、城兵能く拒きて敵を惱ましたり。

(田代文書)

一三月十五日於河合城南面攻口、晝夜之合戦致忠節候之條、御見知之上者、無子細候歟

(田代文書)

一三月十四日、於河合城南面攻口塗屏取陣、同十五日、一日一夜合戦、捨身命致軍忠之處、若黨三宅左衛門次郎入道、攻寄城堀鱗之時、自左小肘被射貫臂尻畢、此條都筑次郎左衛門入道、令見知畢、且所懸大將御目也

一旗差彦四郎同十五日合戦之時、堀鱗以石被打破首之條、侯野左衛門五郎、同舍弟八郎(下村次郎左衛門尉等見及畢

(天野文書)

一同三月十五日被責河井城之間、責入于彼城東堀中、致終日之合戦、及夜攻畢

(蓋簡集殘編)

一三月十五日河合城御戦之時、於東手致種々合戦畢

一四月三日同城御合戦之時、致合戦畢

四月五日、北朝五壇法を持明院殿に修して、南都の戦勝を祈りぬ。

(五壇法記)曆應四年四月五日、依南都合戦、法師於仙洞被修之

(續史愚抄)四月五日、壬午、依南都合戦事、四阿法、自今日於持明院殿被行五壇法

四月十一日、より西阿の兵、亦顯氏を襲ふ。

(田代文書)

一四月十一日、凶徒等寄來之時、馳向散散致合戦之忠節候畢、自其以來、度度合戦、云若黨云自身、每度捨身命致戦忠之條、公私無其隱候

(田代文書)

一同四月十二日凶徒等寄來之時則馳向致合戰忠之處孫太郎國吉被射左腰畢石河太郎南部駿河守所見及也

一同月廿五日合戰の時又致忠節之條長井次郎信田左衛門次郎此外同所合戰之輩皆見及畢

(天野文書)

一同四月十六日合戰仁家子天野彦三郎遠繼被射左膝被斃畢

(蠢簡集殘編)

一同月〇四十九日二十五日二十七日二十九日御合戰之時同於東手致軍〇畢力

閏四月七日南軍又石原田〇戒重のに據りて河合城を援けしか翌日また河合城

は顯氏の軍に攻められ同月十九日に至りて陥落せり。

(天野文書)

一同四月七日後攻之凶徒等榎籠石原田要害之間則馳向彼所致合戰之忠分捕二人則被送京都之間

被懸六條河原也

(田代文書)

一後四月八日攻寄河合城四面堀籠子息三位房被射貫右腰大島左衛門四郎政宗於同所被射貫左手

於臂尻畢都筑次郎左衛門入道見及也且懸御目畢〇五月二日同二十七日六月

右彼凶徒等三月十五日自河合城合戰之時四月十九日夜至城內於追落時於彼城南攻口日夜結番致忠節之段令存知者也次閏四月十九日河合城合戰城攻落後者開地井城取東面於陣……當時大和の戦況或は官軍の敗北を傳へ南軍抵抗の頑強なるを傳へ京都に於ては戒重の勝敗を以て安否に關するとまていふに至れり西阿の勢力の如何に強大なりしかを知るへし。

(鶴岡社務記録) 歷應四年閏四月六日西阿城没落十三日大和國西河城被責落而頭生取等入京云

二十八日大和國西阿城被責落云云

(薩藩舊記)

一那其西阿城せめられけに候此いくさ無何ひさしくあらうするけに候へは驚入候其外京都無殊

事候……

壬四月四日

道惠〇伊作(花押)

山田諸三郎殿

(結城古文書) 和州戒重には猶合戦最中云云京都にも以此合戦爲案安〇否之間定猶副勢候歟此時分相構可被忿坂東事之由連日被仰下候此段誠肝要候猶猶被存忠節候者可目出候……

五月十六日

法眼宣宗(花押)

謹上 結城修理權大夫朝親

五月二日より北軍開住方面に集り、五月廿七日田代基綱の夜襲を受け、戦争益、激烈なりしかは、三十日には南朝より開住の戦方に酣なれば、小山淨圓に來月二十日以前に馳せ參すへしとの命を下せり。

(田代文書乙)

一五月二日攻寄開地井城東面堀鱗被塗屏之時、新藤次信弘被射貫右肘畢、此條都筑次郎其外御方人見及畢

一同廿七日夜討に討入開地井城内、致合戦之忠之段、爲和泉國守護御代官部筑次郎令見及畢、其外大井紀四郎、成田五郎等所見及也……

……次閏四月十九日、河合城合戦城攻落後者、開地井城取東面於陣字前條に記す、至五月二十七日致日夜軍忠畢、同守護御代官所被存知也、次五月二十七日夜、自追落開地井城後、同南逼口取陣……

(小山文書) 小山法橋淨圓、月來軍忠之次第、所被聞召也、殊神妙、當時戒重合戦最中也、來月二十日以前馳參致忠節者、可被抽賞者、天氣如此、悉之以狀

興國二年五月卅日

右中將花押)

六月二十六日、田代顯綱同基綱等來り襲ひ、二十九日には又基綱天野遠政等に夜

襲せられ、高矢倉の南脇の堀内に攻め入り、矢倉を焼かる

(田代文書甲)

一六月二十六日夜討之時、中八城之南堀隈攻寄、致合戦之間、右腰受箭蒙疵候事

(田代文書乙)

一六月二十六日夜討之時、子息三位房、石前六郎以下若黨等、付竹城南面屏裏、致戦忠之段、都筑次郎石河太郎、成田四郎次郎入道見及畢

一同二十九日夜、同竹城之合戦之時、於彼城南面渡堀攻入城内、致合戦之刻、子息三位房及太刀打之處、被切右足畢、此條都筑次郎、豐前彈正令見知畢、又鹿草小四郎殿御存知所也

(天野文書)

一六月廿九日開地井竹城夜責之時、責入于高矢倉之南脇屏内、燒落矢倉、遂合戦之刻、若黨堀籠六郎左衛門尉宗重、左腰横河彦三郎經長、右肩各被疵訖

七月二日、敵軍遂に開住城に通り、夜に乘して急進す、城兵苦戦して西阿の嫡男木工助等捕獲せられ、城陥りて西阿等外鎌に走りぬ、顯綱遠征を始め渡邊實等の兵勢に乘して長驅し、安房瑠赤尾外鎌諸城皆没落したり、時に興國二年七月三日なり。

(田代文書甲)

磯城郡誌

二五〇

一七月二日攻落開地井逼城、同日於外鎌城致合戰忠節候事、右三月十五日自河合城合戰之時、於彼城南攻口日夜結番、并至七月三日、度度合戰夜討等、每度戰忠無其隱候之上者、給御判、可備後證之由存候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

曆應四年九月六日

源顯綱狀

進上 御奉行所

承了〇細川 (花押)

(田代文書)

……七月二日夜彼凶徒等、開地井之逼城落之時、日夜合戰、每度致忠節之段、守護御代官、并御方人人皆所存知也、次七月二日攻落開地井逼城、同日至外鎌城之合戰、大將之御陣近近祇候仕所致忠節也、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

曆應四年十月十一日

承了〇細川 (花押)

(天野文書)

一七月二日夜、開地井凶徒没落之間、於貴口致散々太刀打木工助若黨二人侍從房、令分捕畢、則被進京都之間、所被懸六條河原也
一同三日、凶徒等落留于戶賀間城之間、馳向彼東尾、遂合戰畢、以前條條大概如斯、賜御證判爲備後證

言上如件

曆應四年七月 日

承了 (花押)

(蓋簡集殘編)

一七月三日開地井城、安房城、鷓城、赤尾城、外鎌城没落〇落之致軍忠畢
此條都筑四郎兵衛尉、豐島十郎入道、會見知畢、然早賜御證判、備向後龜鏡、彌爲抽軍忠、粗言上如件
曆應四年七月 日

進上 御奉行所

承了 (花押)

西阿孤軍を以て大敵に當り、四年の間吉野朝廷の藩屏たり、實に大和平野に於ける南朝唯一の忠臣たりしも、開住陥落の後終る所を知らず、或はこの時戰死したりしやも知るへからず。太平記には、正平三年正月の條には、西阿の名あり、其の子了圓は、この後四條畷の戰爭に戰死したり。一門を擧げて國事に殉したる其功績の著大なるに拘らず。世人のこれを知れるもの少きは惜むべきなり。
建武元年、雜訴決斷所結番交名に、雜賀隼人佐入道西阿あり、恐くは別人ならん。

三輪の高宮氏系圖には、神官大三輪勝房入道して西阿と號し、正平の際まで生存せりとなし、外山の玉井氏系圖によれば、高階忠峰延喜年間宗像神社の祠官たりしより、子孫相嗣きて其職を襲ひ、裔孫義岑南軍に屬し、弟勝房三輪山麓玉井沼附近に別居し、玉井入道西阿と號し、開住落城の際兄弟共に陣歿せりと稱し、現に玉井家は位牌を奉祀せり、若し兩つなから正しとすれば、勝房は高宮家に入りて家を繼ぎしものなるへし、暫く疑を存す。

(高宮氏系譜)

勝房 正五位下左近將監後入道而號西阿

神主從五位下成主十三代苗裔後醍醐天皇南遷之時勤王軍有功延元四年進階正五位下以息元房爲神主退隱而衛於皇居正平中屬楠軍有戰功又於宇智郡討佐渡次郎左衛門尉秀宗後入道而號西阿正平七年後村上天皇八幡御退去之時入三輪西阿城

(玉井氏系譜)

義岑 興國辛巳七月三日西阿殘兵據登美赤尾城義岑援之敵將渡邊源四郎實戰于鴉邑遂不利駒

方神社衆兵襲同日陣沒年六十七

義令弟

勝房

別居於三輪山麓玉井沼附近號玉井入道西阿興國辛巳七月三日開住落城陣沒年六十二

(奈良縣史蹟調査清水木氏報告)

稻田平部

忍坂の人にして家世、農を業とせり、嘗て一日も工匠徒弟となりたることなかりければ、天資意匠に富み手工に長し、その製作するところ殆んど熟練せる工匠の製品に劣らざるものありき。又學識あるにあらざれども、一度見聞したるものに就きては、能くその事理を解し、直に器物を模造し、或はこれに改良を加へ、或は別に創造するの能あり。且苟くも心に企畫するところのものは、その目的を達せされは已まざるの概ありき。青年より老年に至るに従ひ技巧製作益、妙境に入り、人みな以て奇とせり。平部二十三歳の頃、壺坂寺寶珠院の僧某、緣故ありて屢來り遊ひ易、方位、天文等を説くを聽きて、大に感ずる所あり工夫を凝らして、遂に渾天儀を擬製し、親戚故舊郷黨に示し、四季晝夜の轉換日蝕月蝕の由來を説きて自ら樂みとせり、偶、明治三年その姪村井某より觀象圖說所載の地動説を聽き、翻然として從來唱へたりし天動説の誤謬を悟り、夙夜工夫を積み意匠を凝らし、兩三年の後遂に天球儀の模型を造り、又これを以て世人に説きぬ。その製作古時計の齒車數

個を組み合せ、佛具の古燭臺を樞軸として、古時計の八角側を臺となしたるものにして、臺の一方に装置せる把柄を回轉すれば、其上部に排置せる地球は、太陽を中心として自轉公轉し、月球も亦隨つて回轉す、其兩者自轉公轉の回数殆んど實際に異ならざりしと云ふ。其後又遊星太陽を圍みて各所定の運轉をなすものを製作し甚た巧緻を極めぬ。時に小學校に於て太陽系に屬する天體の運轉を授くるに方り恰好の天球儀なく兒童に理解せしむること困難なりしかば、平部か自作の天球儀あるを傳聞し、携へ來りて之か説明をなさんことを乞ふもの頗る多かりき。平部毎に快諾數里を遠しとせず、自らこれを負ひ行きて、親しく兒童に説示すること懇切を極めたり。明治九年又暑時計を創造したり、此の器は方一尺許の板面に圓を描き、これに分度を畫し、圓の中心に針を立て、其晷射を見て正時を計るものなり而してこれを用ゐるには、春分より秋分に至る間は、板面の北方に於てし、秋分より春分に至る間はこれを南方に於てせり。器成りてこれを郡役所、村役場學校等に寄附せり。又これと相前後して里程計を案出せり、此の器は一の車輪に齒車を裝置せるものにして、これをその測量すへき地に曳致し、車輪回轉の數を検して、其里

程を計算し得へきものなりと云ふ。右の外煙火の改良に意を凝らしたることあり。又明治二十三年の頃、從來使用せる米搗臼の杵は、其先扁平にして、米の飛散すること多く、且粉末の生すること多きを憂ひ、遂に杵の面の中央を削取して凹あるものを作り、實費を以て之を四方に頒ちて其憂を軽くしたる等幾多の公益を圖りたる事蹟少からざるに生涯身を窮巷に處して敢て聞達を求めざりしは、誠に感ずへき人なりと謂ふべし。平部同三十四年五月五日歿せり、年七十九。長男治三郎家を繼ぎ、農を以て業とせり。

朝倉村

朝倉村 東は宇陀郡北は初瀬町、南は城島村に連り、西は三輪山を隔てて三輪町に境す。南北共に一帯の山脈を以て包圍され、地勢東南より西北に細長く、全村八大字の内、黒崎脇本、慈恩寺の三大字は上街道を中心とし、人家は概ね街道の兩側に連り、其他龍谷、狛岩、坂空、間安田の五大字は初瀬川を隔てて東南部の山間に散在す。全村面積五百二十二町餘、戸數四百餘にして、人口約三千を有し、職業は概ね農を主とし、一部索麵の製造を副業とせるものあり。

本村は徳川幕府時代に在ては、慈恩寺、脇本、黒崎、狛岩、坂龍谷の六箇村は直領にして、高取藩の預り所に屬し、笠間、安田の二箇村は柳本藩の管轄する所となる。慶應年間幕府大政奉還に際し、明治初年高取藩に於て之か支配をなせしも終に奈良縣の管轄に歸し、同十五年黒崎外七箇村を以て、一聯合戸長役場を組織したりしも、同二十三年町村制實施に當り、從來一戸長役場たりし八箇村を以て一村となし、朝倉村と稱す、本村は泊瀬朝倉宮の故地なり、故に朝倉を以て村名とす。山は古來多く草山なりしも、近時は杉、檜其他雜木を植ゑ、漸次林相を一變しつゝあり。

初瀬川 上街道と并行して、平坦三大字の南方を西流し三輪町に入る。

上街道 平坦三大字の中央を貫通し、慈恩寺に至り折れて西三輪に通し、一は岐れて初瀬街道となり、櫻井に達す、故に人馬の往來殊に頻繁なりとす。

笠間街道 松山街道の女寄峠より分岐し、笠間、安田を經、東宇陀郡榛原町に通す。

黒崎 初瀬町大字出雲に接し、上街道に跨かれる三大字の東端にあり、天正の頃黒崎某なる豪族ありて此地を支配し、十市遠忠の麾下に屬せしことあり。

白山比咩神社 村社にして大字の中央に在り、祭神は白山比咩にして、相殿に菅

原道眞の靈を祭る、天正以前の創立なりと云ふ。

慈光庵 白山神社の上山手に在り、庵は元墓地なりしを、明和年中神靈を瀆すの恐れありと云ふを以て他に移し、跡に佛庵を營みたりと云ふ。古墳字サカシミにあり。

朝倉村役場 黒崎にあり、黒崎小學校と隣接す。

脇本 黒崎の西に隣り、上街道に跨かれる三大字の中央にあり。

春日神社 當大字の氏神にして、村民の信仰尤も厚く、境内二百四十五坪ありて、鬱蒼たる老樹繁茂せり。

黒崎尋常高等小學校 明治七年九月十五日の創設にして、黒崎に在り、當時時習稱し、明治九年四月脇本小學校と改稱し、同十四年二月黒崎尋常小學校と稱す、二十館と四年四月狛岩坂二大字を區域とし、狛に分教場を設置す、明治二十六年五月高等科を併置して黒崎尋常小學校と改稱す、同三十六年四月舊校舍の頽廢甚しきを大に以て改築し、大正元年九月更に増築して、現今に至る。

慈恩寺 黒崎の西に連り、上街道に跨かれる三大字の西端、即本村の極西なり。傳へ言ふ、古昔高僧慈恩大師、此地に曹洞宗を開き、寺塔を建設したるに因り、寺號を以て邑名とすと。慈恩寺は當時の規模廣大なりしものの如くなるも、其興廢の時代詳にせざるのみならず、今は其墟をも存せず。

佐野の渡 上街道の初瀬街道と分岐する點を云ふ、俗に此地點を追分と稱し、其初瀬川に架せる橋を佐野橋と稱ふ、佐野渡の古蹟なるか如し。佐野渡は定家卿の古詠に依り、古へより人口に膾炙せし地にして、或は傳ふ、往古此地西方一帯大沼なりしを以て、對岸に人を渡せる長谷川の津頭を云ふと。倭路記には、三輪町を出て離れて、長谷の方へ行くに三輪の尾崎あり、これを三輪ヶ崎と云ふ、此邊りに山より流れ出つる小溝あり、沼に入れり、土人此邊を佐野のわたりと呼へり、ワタリはアタリと云ふ事にして、渡りにあらずとあり。古老は今日三輪ヶ崎より初瀬川を涉りて、忍坂地方に到る便道ありて、今尙ほ飛石船繫松を存するもの、是れ即ち佐野渡の名残なりと傳ふ。然れとも三輪ヶ崎と佐野橋とは數町を隔て、殊に三輪より初瀬川を渡るの要なき地形なれば、佐野橋の架せる地を言ひしものなるへし。

天誅組浪士の墓 浪士前田繁馬、關爲之助を葬りたる墓にして、二人は明治初年天誅組に黨し、荷物方の主任なりしか、敗後逃れて吉野郡より此地に來り、當地方警衛の任に當りたる藤堂藩士の爲めに捕へられ、終に斬首に處せらる。村民大に之れを憐み厚く禮を以て慈恩寺墓地内に葬り、明治二十九年の交、東西三間南北二間の玉垣を設け、兩士の石碑を建設し、墓の前面には櫻樹數株を植ゑ、盛に之か供養を行ひ、英魂を慰め、義士の名を後世に傳へたり。

玉烈神社 式内村社にして、小字東の方苗代にあり、玉烈王子天兒屋根命を鎮座し、古來俗に玉椿明神と稱す、祭神玉烈王子命は大物主大神の御子なるを以て、往古より官幣大社大神神社の境外攝社とし、其幣帛は常に大神祭の料物より班附するを例とせり、本殿拜殿共に安永二年の改造なり。

古墳一の木谷にあり。

龍谷 黒崎の南、初瀬川を隔てて尙ほ十餘町、南方の山間に在り。

三輪神社 官幣大社大神神社の分靈を祭り、氏神として尊崇せり。山林の樹木を神靈として社殿を設けざることは、大神神社と異なることなし。

龍谷寺 大和志に、其名を止むれとも、今は唯一小宇を存し、無住にして廢寺に均し。

古墳シヨブカ谷下垣内にあり。

狛 初瀬川の南岸より十數丁南に入る山腹に散在せり、此地は元東岩阪と稱せしか、狛氏の一族山城より來り住せしより、狛と改稱せりといふ。

狛城址 字カマクラヂに在り、傳ふ山城狛に居城せし狛山城守、永正四丁卯の年東岩坂村に移封し、茲に居住せしものなりと。狛伊勢守藤原孝澄朝臣を經、狛攝津守に至り、越前國福井藩家老職に就き、移轉したりと、狛氏は藤原鎌足公の裔なりと傳ふ。

狛寺 眞言宗長福寺にして、光明院の御宇、曆應年中に淨阿上人か初瀬寺觀世音再彫の餘木を以て刻みしと云ふ、一刀三禮十一面觀世音菩薩を安置せり。淨阿上人は狛山城守の子にして、初瀬寺の觀音を信仰し、終に薙髮して佛門に歸依し、高僧の名を得たりと云ふ。

狛分教場 狛寺の下に在り、狛岩坂二大字の兒童此に通學す。

稻荷明神 村社にして境内に大木多く、殊に巨幹の老藤ありて回り四尺餘に及ぶ、以て其古社たるを知るに足る。

岩坂 狛の西方山間に散在し、上岩坂下岩坂の二區に分る。

岩坂の井 十二神社の境内にあり、俗にこれを銀明水井と稱し、旱魃に遇ふも涸渴せず墨染櫻と共に朝倉時代の遺物となす、大和志亦秀泉となして、名所の一に加へたり。

泊瀬朝倉宮址 帝王編年記には、磐坂谷なりとあり。志には、黒崎岩坂二村の間にありとあり。陵墓一隅抄には、黒崎岩坂の間、即ち磐坂の谷にして泊瀬より南半里、傳助屋敷と稱する所に大石を累積せり、是皇居の跡なりと。或は云ふ黒崎天ノ森附近ならんかと云ふ、今正確なる地點を知る能はず。宮は雄略天皇の皇居にして木工鬮雞御田か初めて樓閣を泊瀬に起したるも、此朝廷の時なり。姓氏錄に、秦公酒大泊瀬稚武天皇の御世に你ふ、普洞王の時秦氏總へて劫略せられ、今存するもの十か一を存せず、請ふ勅使を遣して檢括召集せんと。天皇小子部雷を遣し、大隅阿多の隼人等を率ゐて搜括鳩集せしめ、秦氏九十二部一萬八千六百七十人を得た

り。爰に於て秦氏蠶を食ひ、絹を織り、筐に盛り、闕に詣る、貢進山の如く丘の如く積蓄す、朝廷秦氏を役し八丈の大蔵を宮側に構へ、其貢物を納れしむ、故に其地を名けて長谷朝倉宮と曰ふ云云。

丸塚山の古墳 其形丸くして兜形に似たり、塚上雜木繁茂し、南を正面とするか如し、南方に塚穴あり、羨道奥行七尺、高六尺、幅四尺、玄室奥行九尺、高七尺、幅七尺、石棺なし、字は塚形を以て呼へるか、別に傳説口碑の存するなきも、石窟の構造より見るときは、上臣以上の墓制に適へり。

此他七越中谷やけ畑式し山林添兜塚等に古墳あり。

十二神社 村社にして岩坂山の北麓字垣内にあり、國常立尊以下十一神を祭る

永正年前の鎮座なりと云ふ。

笠間 狛時を隔てて狛の東部にあり、平地稍多し。

長者屋敷 本大字の北端、初瀬町との接續地にあり、口碑の傳ふる所によれば、昔一旅人長谷寺の觀音堂に詣り、七晝夜の斷食參籠を了へ、歸途長井坂の坂路に進み飢餓を凌かん爲め薯の蔓を掘り起さんとしたりしに、薯の下層に黄金を充滿した

る壺を得、俄かに富者となり其地に住居を構へ、養丸長者と稱せしか其家二代にして滅亡せりと、小祠今尙ほ其屋敷内に存せり。

新陽明門院山陵 陵墓一隅抄に、笠間山にあり、門院は准三后北畑親房公の女、後村上天皇の中宮源顯子、正平八年六月長谷寺に入り尼となり、新陽明門院と號すと此陵は明治十二年頃の發見にかかり、笠間街道より北三丁の高地にあり、兆域周圍百八十二間にして木柵を繞らし、東に面して參拜所あり、今や雜木繁茂し自然に尊嚴の觀あり。

此他堀越瀧ヶ谷反田上山等に古墳あり。

陽雲寺 曹洞宗の末寺にして、寛永十二年乙未八月五日に創立し、聖觀音を安置せり。

櫻實神社 村社にして大宮比賣尊を祀れる當大字の氏神なり。

笠間尋常小學校 明治七年四月十五日の創立にして、立教館と稱せしか、九年四月館名を廢し笠間小學と改稱し、同十四年二月公立笠間小學校と改め、同十九年十一月笠間小學簡易科教場となし、同二十四年十月更に笠間尋常小學校と改稱し、以

て今日に至れり。

安田 本村の極東宇陀郡の界にあり。

談山神社 村社にして藤原鎌足公を祀れる當大字の氏神なり。

古墳・向井垣・嶽山にあり。

人物

尾上伊八 文政六年七月慈恩寺に生る、世世農を業とし家計豊なりしか常に意を公共事業に用ひ感すへき行爲多かりしか、中にも道路修繕に就きては農閑要具を肩にし、近郷二里に及へる處まで或は石垣を築造し、或は瀦水を排除し、専ら人馬通行の便を計り、橋梁の如きは私財を投して木を石に改めたるもの少からず明治三十七年九月二十四日病んで歿す、享年八十二。

初瀬町

初瀬町 泊瀬又は長谷に作り、萬葉集に、隱口の長谷小國と詠せし所なり。雄略天皇の御諱大泊瀬幼武尊はこれに因み、其宮城も亦ここに在りて、泊瀬朝倉の宮と號す。長谷部は物部氏の部曲のここに住するものの氏名にして、饒速日の苗裔な

りと云ふ、大化中長谷小國地方を立てて一郷となす、長谷郷即ちこれなり。古老傳へ言ふ、此地兩山溪水相夾て谷をなし、谷長きを以て長谷の名ありと。又本居宣長の説に、此の川大和國の真中を流れたる其初の瀬の意か、川上はなほ遠けれとも、國中にては此地は上つ瀬なる、さて長谷とかくことは地のさまに因てなるへし、さて此地名中昔より波世とも云へり、今の世には専ら波世とのみいへり、とあり。又初瀬川の上流、上之郷村瀧倉神社の往古雷雨の爲め崩壊せしとき、同社毘沙門天の手にありし寶珠、流れて初瀬に泊りたり、今尙ほ長谷寺重寶の一として珍藏す、故に初瀬の名此に基くと云ふ。全町東西一里二十丁、南北一里餘にして、面積八百五十餘町、内耕地二百五十五町五段、戸數七百七十餘、人口四千三百を有す。

初瀬は本郡の東端にあり、東は宇陀郡榛原町、北は天神山倉取山の間より上之郷に連り、西は三輪山纏向山の高峰を以て纏向三輪の二町村に界し、南は坦路朝倉村に通す。初瀬の名は廣く古より傳はり、其事蹟の國史に著るるもの亦尠しとせず、殊に此地の山水の風致に富めると、觀音の靈驗殊に著しきとに依り、其名廣く宇内に傳播せり。全町長方形をなし、山多くして平地少く、初瀬川の流域に沿ひて、纒か

に田畝の開けるを見るのみ。

町内沿道の地は商工業者多く、殊に市街地は旅宿を業とし、山地は殖林に従事するもの多し、其他は一般に農業を主とし、傍ら養蠶製絲を事とせり、故に米、麥、豆、木材、生絲、種油等は本町の特産とす。

初瀬 東北上之郷村大字萱森和田に接す。傳ふ古は此地を三神の里と稱し、初瀬川を神川と稱すと、是れ佛家か此地を以て天照大神天兒屋根命天太玉命の影向せし處なりと説きたるに因る、影向の奇石天神山麓にあり、三玉石と稱す。此地は山秀て水清く、幾多の堂舎殿廊層層相連り、朱欄粉壁翠微の中に隠見す、實に一幅の活畫たり。加ふるに靈驗最も著き、觀音の靈地なれば、參佛の信徒日夜堂に滿ち、觀光の騷士四時其踵を絶たす。一たひ我が大和に入るものは雅俗老幼を問はず、必ず先づ初瀬の地を訪はざるはなし、實に我が國有數の勝地なり。

初瀬山 大字初瀬の北端に峙立し、老樹簇生して山骨を露さす、其山腰の南に長谷寺なるを以て觀音山又一に豊山と稱す。此山脈中に與喜山消灰坂塙倉山等の支別ありて、巔回り谷曲に、巨木鬱葱、山口蹊を翳す、因つて又隱口長谷山の稱あり。

古昔は帝室の御料に屬し、當時之を看守する部屬を長谷山邊直と稱せられしか、後桓武天皇の御諱を避け、長谷山直と改む今は國有林となれり。

天神山 大字初瀬の東にあり、初瀬川を隔てて初瀬山に對し、老木繁茂亦初瀬山に譲らず、共に此地の風趣を裝成す、與喜天神の社は其麓にありて、初瀬の市街は此二山の間に介まる。

初瀬川 上之郷より來り、大字初瀬に於て吉隱川を併せ、西流して朝倉村に入る。

吉隱川 宇陀郡榛原町より發し、角柄柳吉隱の蹊流を併せ、來りて初瀬川に合す。

上街道 初瀬川に沿ひて村の中央を貫き、伊勢辻橋より東に折れ、吉隱川に従ひて宇陀郡に入る。

小夫街道 伊勢辻橋より分岐して、初瀬川に沿ひ山邊郡に通せり、此地は未だ鐵道の敷設を見すと雖も、沿道の地は交通最も便なり、唯其宇陀山邊の二郡に入るものは、坂路險惡、往來頗る困難なりと雖も、二郡の物貨は此地に聚散し、若くは經過するもの多し。

往古は磯城縣主大目此地を支配したるも、天正年間織田信長松永久秀を滅した

る後、筒井順慶の領地に歸せしか、豊臣秀吉に至り筒井氏を伊賀に徙し、弟秀長大和
大納言となるに及んで其領に歸す。後徳川氏に至り、奈良奉行の所領となるあり
高取、柳本、芝村及伊勢津藩の治下に屬するありて、其管轄區區なりしか、明治四年以
來均く奈良縣の管轄に入る。

貫之の梅 長谷寺回廊の中程にあり、或は云ふ後人此に移植せしものと、梅は紀
貫之幼少の時初瀬にあり、伯父雲井坊淨真に従ひて學ひたりし時の手植なりと。

牡丹園 回廊の兩側にあり、其幾種あるを知らず、妖艶奇葩、花時は殆んど人を醉
はしむるの狀あり、花は元紀州根來寺にありし小池坊を此地に移せしとき、攝州池
田より移植せしものなりと云ふ、古昔此地は吉野と共に櫻の名所なりしか、今は世
人唯牡丹を以て稱するに至れり、然れども櫻花又賞すべきものあり、而して所謂牡
丹時の花期に至れば、觀客の來往織るか如し。

連歌橋 初瀬川に架し、天神社に通ず、昔は毎月一回(二十日)天滿宮に連歌會あり
長谷寺の僧侶は必ず此橋を渡り會に臨みたり、故に此名ありと。

多羅尾瀧 高さ一丈餘、今呼んで不動の瀧と稱す、是れ近傍に不動明王の堂ある

に依る、瀧壺に大なる石あり、足跡を印す俗に不動の足形と云ふ。

泊瀬の小野 今其地を詳にせず、雄略天皇卽位六年二月壬子朔乙卯日天皇泊瀬
の小野に遊び給ひ、山野の形勢を觀慨然として感を興し御詠ありしことは、國史に
明なり。

磯城嚴樞之本 垂仁天皇紀に、一に曰ふ天皇倭姫命を御杖となし、天照大神に貢
奉せしむ、是を以て倭姫命、天照大神を以て磯城嚴樞之本に鎮座して之を祀る。然
る後神誨に隨ひ丁巳年冬十月甲子を以て、伊勢國渡會宮に遷す云云。倭姫命世紀
には、三十年丙寅倭國伊豆加志、本の宮に遷り、八年奉齋すと。即ち天照大神未だ伊
勢に鎮座し給はざる前、八箇年間鎮座ありし舊蹟なり。址分明ならず、或は白川出
雲二村の間に在りと云ひ、又初瀬町の南の民家の内に礎石二箇を存す、これ嚴樞の
本の鳥井蹟なりと云ふ、共に據なし。今尙ほ初瀬町には嚴樞の氏を冒せるもの多
し、或は云ふ、嚴樞本は繁茂せる樞樹の下を謂へる古語にして、地名にあらず、其樹の
在る所即ち磯城地方なりしを以て稱せられたるものなれば、無論磯城の地に在る
へきに、今白川出雲は初瀬の方域にして磯城の方面にあらず、願ふに其舊蹟は三輪

地方ならんと。古事記の三諸の嚴櫃か本なる古歌を證として唱ふるものあり、倭姫命世記に據るに、嚴櫃の本に遷る前、三諸山の絶頂に在る高の宮に二年間奉齋せしことあり、高の宮も亦一の嚴櫃の本なるか。

玉葛舊蹟 初瀬川の東、嶋倉垣内の北に五輪塔の石碑あり、是なり傳ふ。玉葛内侍筑紫より京に上り、初瀬の觀音に詣り佛に祈りたるにより、彼の右近に邂逅せり是全く觀音の靈驗なりとて、永く庵を作りて之に住せりと、庵今はなし。

古河の野邊 長谷寺本堂の東杉の寮の下にあり、其近傍二本杉の傍に俊成塔、定家塔ありて、兩郷の遊蹟を識す。

與喜天滿神社 郷社にして又與喜天神と云ふ、與喜山の山腹に在り、老杉鬱葱、眺望絶佳、眞に與喜山の稱に背かず。社は菅公を祀る、社傳に云ふ、天慶九年九月二十二日、初瀬の里の神殿の太夫武麻呂、觀音堂に於て神夢に依りて、禊祓せしものと。武麻呂か家は今銚子屋と稱し、祭日に一夜造りの神酒を奉ること常例となれり。當社は本と瀧倉社と共に、長谷寺の地主神と稱す、鎮座の順序に依り當時當社を今地主と稱す。

長谷坐山口神社 式内村社にして、小字手力雄にあり、手力雄神を主神とし、大山祇命を配祀せり。當社は六所山口社の一にして、長谷山の靈を祭れる所なれば、大山祇命を主神とするは論を俟たざる所なり、然るに手力雄の神を祭り、其地名をも手力雄と字するに至りしは、其由來詳ならず。或は云ふ、長谷勘奏記に依り、中世神座を轉したるものにあらざるかと。同記裏書に曰く、夫れ以みるに、天照大神日域に、降て風土を宰するの尅、始て御幸するに、輔佐の内臣大兒屋命、太玉命の二柱、竝に天の手力雄の靈、萬幡秋津姫神を始とし、此等の數神を從へ、諸の神達を引率して、吉方を定め勝地を擇て、最初に當山に幸せしより以降、此山に卜居す、則東山の中心に當て、鵝形石あり、これ天照大神御影向の石なり、此神石中に於て其左に踏形石あり、天兒屋命の御影向石なり、又掌石あり、太玉命の坐する所の石なり、又泊瀬豊山口東の崖前は、萬幡豊秋津姫の命の坐御なり、西の山の中心に日域大小諸神影向の所あり、此等の神達恆に川に入て潔事をなす、故に神河浦と號すと。記は寛平年中の撰と云ひ、裏書は仁平二年七月五師寺主の署名あり、文中手力雄神の坐御なりとありて、一も山口神を稱せず、蓋し社名祭神を混淆せしは、此時以後のことならん。又一

説に、今の山口社と稱するものは手力雄神社にして、與喜天満宮と稱するものこそ眞の山口社ならん、其れは社を長谷寺の地主神となさんか爲め、新に菅公を配祀せしより、終に天満宮となりたるものなるへしと云ふ。共に考證なし。

鳩倉神社 鳩倉山字川上にあり、社傳に大倉比賣命を祀り、崇神天皇七年の創祀にして式内村社なりしも、明治四十一年素盞鳴神社に合祀せり。

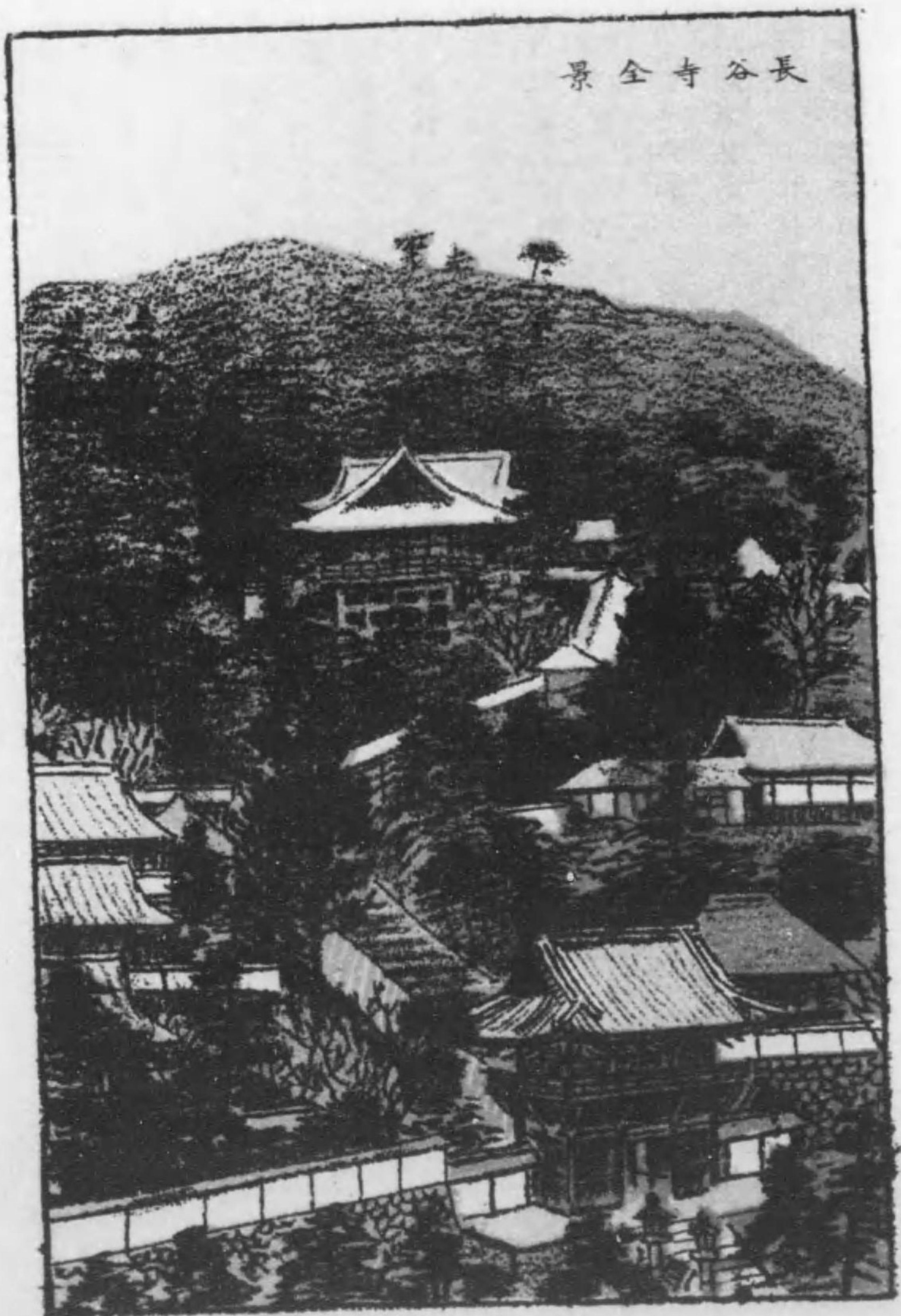
豊秋津姫神社 天萬幡豊秋津比賣命を祀る、與喜天神社の末社なり。

白鬚神社 村社にして祭神猿田彦命市杵島毘賣命の二柱を祀り、孝謙天皇天平勝寶己丑年十一月の鎮座なり。

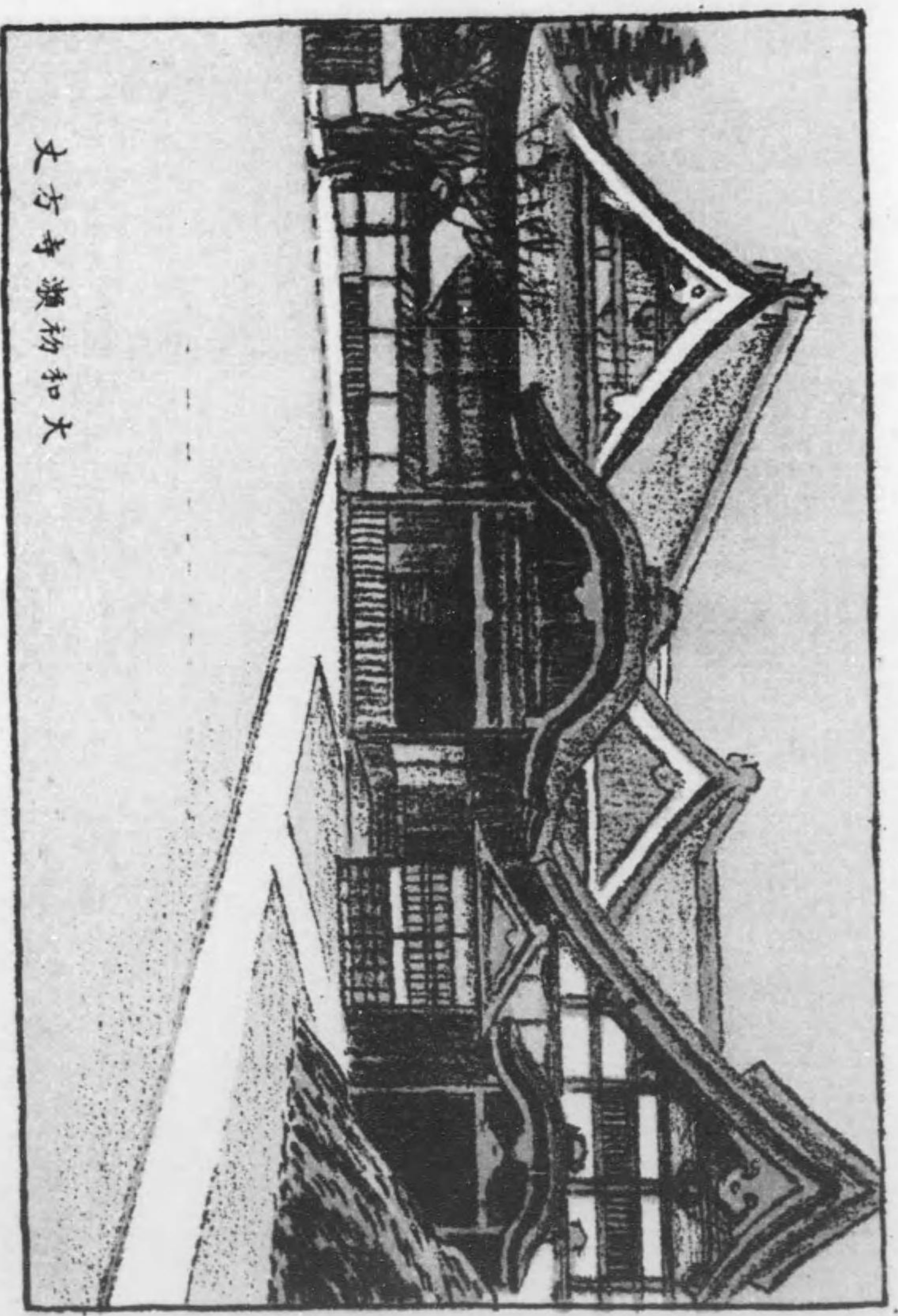
素盞鳴神社 村社にして祭神は素盞鳴命なり、村上天皇の御宇天曆二戊申年鎮座せり。

豊受神社 祭神豊受比賣命を鎮座す、明治四十一年式内村社山口神社に合祀せり。

神樂院長谷寺 眞言宗新義派の大本山にして字豊山にあり、因て豊山寺とも稱す。寺傳に、白鳳二年道明上人天武天皇の御願により本長谷寺を建立し、神龜四年聖武天皇德道上人に勅して、本堂を創立し給ふと云ふ。當寺に本長谷新長谷の別



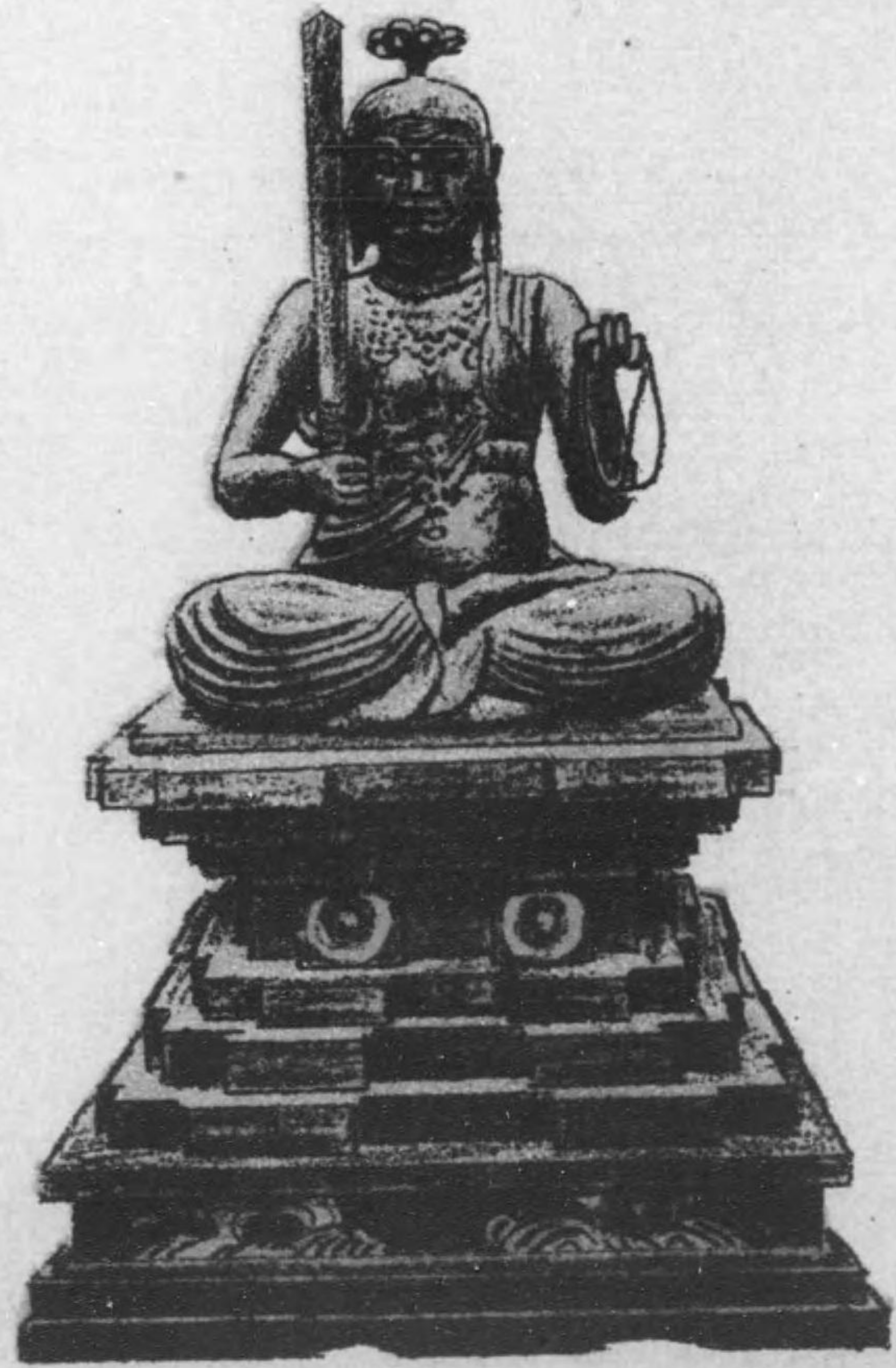
長谷寺全景



大方寺瀬初和大



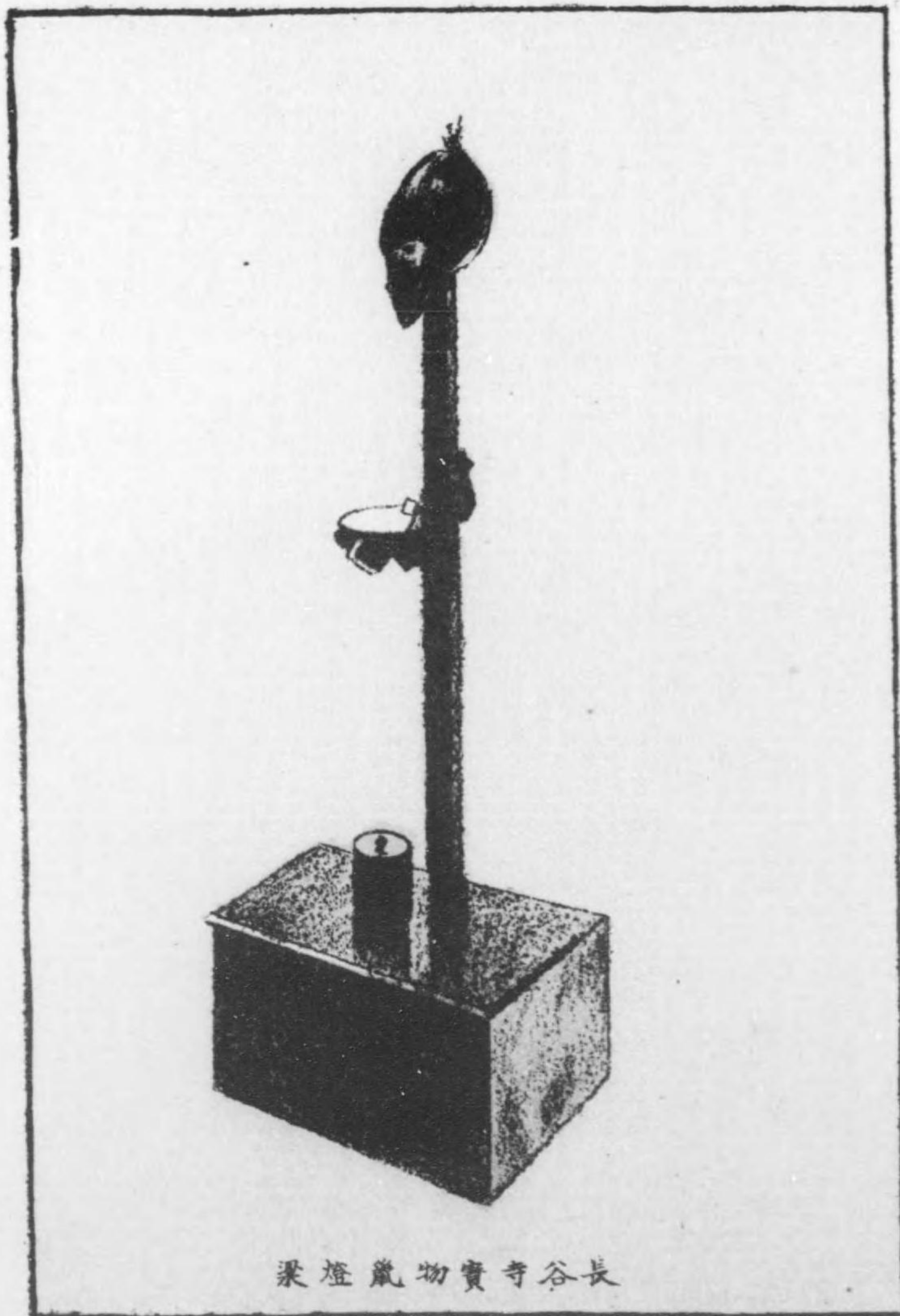
長谷寺寶藏大律師不動明王



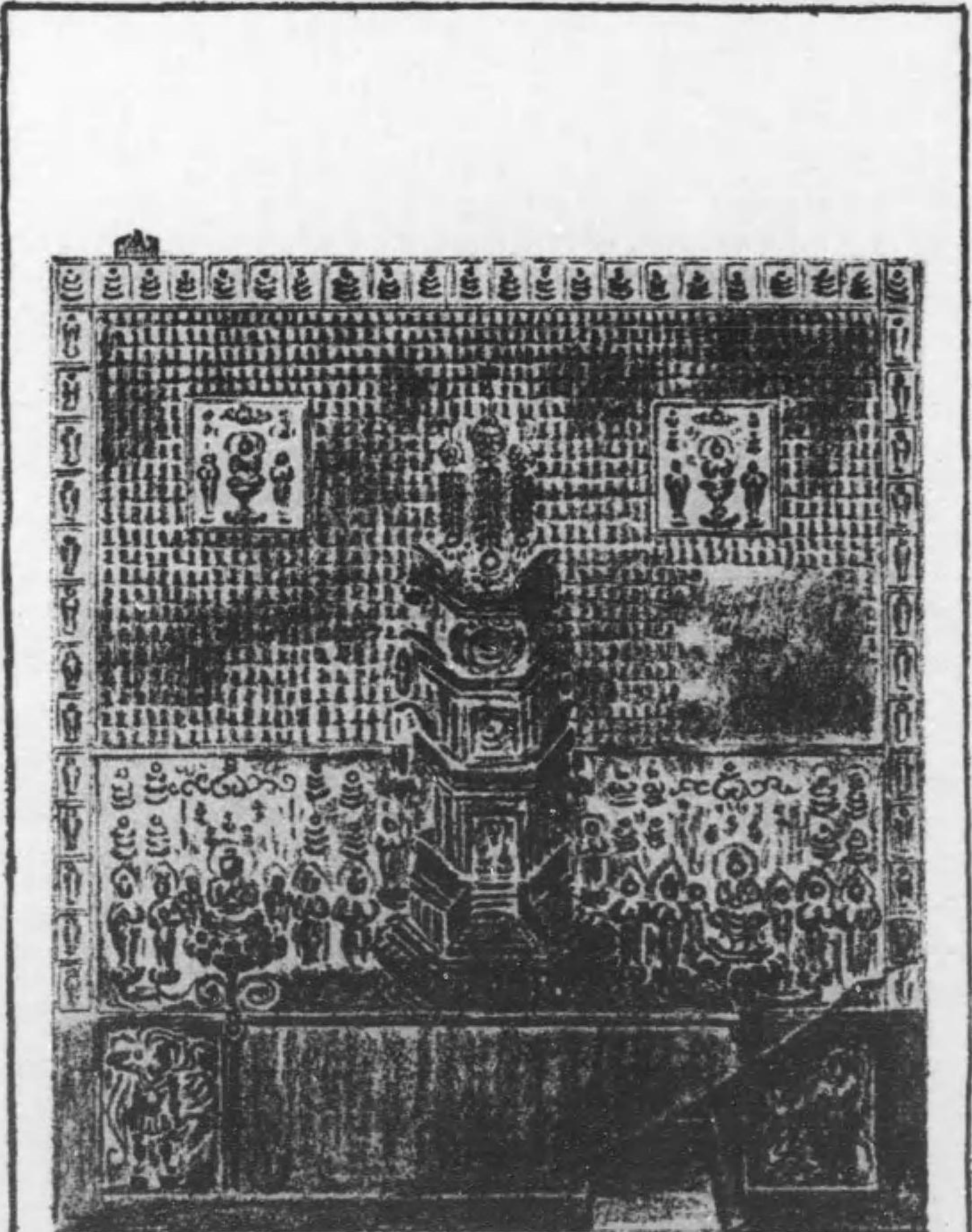


長谷寺寶地蔵菩薩





長谷寺寶物藏燈架



長谷寺寶法華說相圖

あり、十一面観音を本尊とするものは、所謂新長谷寺なり。

世に當寺の縁起を記するもの頗る多しと雖も、事概ね荒唐不稽にして信を措くに足るもの少し、唯菩薩前障子文に載する所を以て正しとす、其文の要旨に曰く、本長谷寺は天武帝朱鳥元年、弘福寺の僧道明、聖朝の奉爲に金銅釋迦佛一千體を造り堂を建て之を安置し、國家の安寧を祈りし所なり。其後沙門徳道なるものありて之に住せしか、時に高市郡八木に少井の門子あり、其夫某は近江國滋賀郡大津の人なり、夫死するに及び爲めに佛像を造り冥福を祈らんとして其材、所謂霹靂木を彼國高島郡三尾山より獲、之を八木衢に挽致せしも、造るに及はずして死したり。茲に徳道長谷里の刀禰等と謀り、其材を請取り更に之を長谷山の東岑に挽き、十一面観音を造らんとせしも、費用の供すへきなく徒に山頭に委し、空く數年を閲しぬ。會、藤原房前大和の班田使に補せられ、國內を巡視す、徳道因りて其狀を具し、官物を申請し佛像堂塔を造り、藤氏の寺となし且つ先願主門子の志を成さんと乞ふ。房前乃ち親しく造佛の木材を検し、爲めに朝廷に奏し、正稅稻三千束を請受け、地を今の處に卜し、造立に従事せしめ、神龜四年三月三十日を以て全く成り、供養の式を行

へり。これより彼道明か創立せる堂塔をば、本長谷寺と稱し之を分つ云云。是即ち長谷寺建立の由緒にして、爾來寺僧盛んに觀音の靈驗を説き、名聲を遠邇に播傳せしむ。嘉祥四年定額寺に編入せらる、但記文に創立の年月を逸したれとも、豊山玉石集に、人王四十代天武天皇御建立と記し、又當寺に藏する古銅塔銘に、歲次降婁の文字あり、降婁は戊の異名にして、即ち天武帝朱雀元年歲次丙戌に相當なれば、寺の白鳳元年は朱雀元年の誤なるへし。新長谷寺の創立に至ては、諸説紛紛一定せず。太政官符に據るに、藤原の房前去る神龜六年正月二十七日德道か解狀に依り造佛堂料を官家に請ひ、同年二月二十二日を以て裁可を得、其官符は同年三月八日に國衙に到着せるなれば、無論其以後の造立に係るへきに、東大寺要錄扶桑略記等には、神龜四年三月三十日の供養となし、年代彼此矛盾せり。然れとも古寫本に、元六相誤るもの多し、此れ元の字草體六の字と紛れ易きを以てのみ、官符の六年は元年の誤寫にして、即ち神龜元年二月二十二日勅裁を得、同四年三月三十日を以て供養を執行せられしものと思はるれば、寺傳の神龜四年を以て、是となすへし。

三代實錄に、貞觀十七年十二月律師法橋上人位長朗の申牒に稱す、大和國長谷寺

は是れ長朗の先祖川原寺修行法師位道明なり、寶龜年中其同族を率ゐ奉して國家の爲め建立する所なりと、此れ本長谷寺の創立を謂へるものなるへきに、之を寶龜年中に係くるは不審、倘くは神龜の誤寫にして、新長谷寺の開基と相錯まれるならんか。又東大寺要錄には、長谷寺、右寺は沙彌德道、沙彌道明の建立なり、飯高天皇三千束を賜ふ、又養老二年唐僧道明姓は六人部、飯高天皇の朝廷より稻三十束を賜ひ觀音の像を造らしむ、高さ二丈六尺安置する所なし、而して雷公降り磐石を摧きて座と爲す、神龜四年沙彌德道は堂を造り、道明は佛を造る。扶桑略記に、神龜四年三月三十日、大和國城上郡長谷寺に供養す、件の寺は弘福寺の僧道明俗姓六人部氏、並に沙彌德道、播磨國揖賀郡辛矢田部氏の二人相共に建立する所なり、其佛の木像は近江國高島郡三尾前山より流出せし霹靂木なりとあるは、共に新長谷寺の事を記せるものなるか、其供養の年月は是なれとも、就中養老二年道明に勅して二丈六尺の觀音像を造らしむと云ひ、或は道明德道二人の建立とするは非なり。

當時堂舎は輪奐の美を極め、七堂伽藍は整備し、其偉觀實に想像するに餘りあり、然るに天慶七年五月九日、失火の爲めに諸堂悉く燒亡し、其後再建せしも、永承嘉保

建保弘安明應天文の數次隨て燒失し隨て再興し今の本堂は正保二年將軍家光の命に依り奈良奉行中坊美作守總奉行となりて工を起し慶安三年五月に至りて竣工したるものにて現今特別保護建造物に屬す佛工は東大寺の良學等なり此れ即ち現在の本尊なり。境内堂宇には寛文七年中興九世賴意か徳川家綱の命に依りて建立せし講堂聖武天皇御建立十三層塔の本尊を安置せる藥師堂愛染堂西國三十三所觀音堂虚空藏堂二藏王堂三部堂大黑天堂地藏堂二大師堂獨焰魔堂不動堂二切經堂大焰魔堂本長谷寺堂奥の院堂護摩堂愛宕堂吒枳尼堂三馬頭夫人堂徳王堂法藏堂聖天堂十二天堂廿日大師堂鐘樓登廊樓門舞臺等あり。境内寺院には本願院與喜寺梅心院歡喜院慈眼院金蓮院月輪院清淨院普門院菩提院及徳道上人の木像を安置せる法起院律部有識の僧侶を住職とし當山の學頭となせる能滿院等あり。境内二萬四千八百八十二坪所藏の寶器には聖武天皇御寄附の青色佛舍利聖武天皇御常佩の古劍宗尊親王の御染筆なる彌勒上生經後圓融天皇御宸翰縁起後水尾天皇姫宮の御染毫なる紺紙金泥の普門品を始め楠正成北條時賴徳川家康等の寄附品巨勢金岡兆殿司宅磨法眼等の名畫菅公筆の縁起弘法大師明惠上人等

高僧の名筆唐徽宗皇帝新羅國王妃等海外皇室の寄附品と稱する者等に至るまで其數殆んど枚舉に遑あらず。中にも彫刻に智證大師及興教大師作不動明王傳春日佛師作地藏菩薩繪畫に淨土曼荼羅阿彌陀如來來迎圖經卷に聖武天皇宸翰と稱する法華經無量義經普賢經般若心經阿彌陀經等皆國寶に編入せらる。殊に天武天皇の御願になると云へる千體釋迦銅板佛は凡そ三尺平方にして中央に寶塔左右に釋迦說教の圖釋迦の周邊には羅漢菩薩其周圍には千體釋迦佛前には二王を刻し下部に銘文あり第一に國寶として保存せられたり。其塔は開山道明の造る所にして銘文は字體奇古なり文に曰く、

惟夫靈

立稱已承

毀

眞身然大聖

損

不圖形表剝禎

且夕畢功慈氏

佛說若人起窣堵

第九章 町 村

阿摩洛菓以佛馱都
 安置其中樹以表刹
 上安相輪如小乘葉或造佛像
 下如穰麥此福無量與以奉為
 天皇陛下敬造千佛多寶佛塔
 上厝舍利仲造全身下儀竝坐
 諸佛方位菩薩圍繞聲聞獨覺
 翼聖金州師子振威伏惟聖帝
 超金輪阿進多真俗雙流化度
 无央病翼永保聖蹟欲令不朽
 天地等同法界无窮莫若崇奉
 靈峯星漢洞然恆祕瑞巖金石
 相堅敬銘其辭曰
 遙哉上覺至矣大仙理歸絕妙

事通感緣釋天真緣降茲豐山
 鷲峰寶塔涌此心泉負錫來遊
 調琴練行披林晏坐寧枕熱定
 乘斯勝善同歸實相壹投賢劫
 俱值千聖歲次降婁涿菴上旬
 道明率引捌拾許人奉為飛鳥
 淨御原大宮治天下天皇敬造

文中來は奈の異體にして、猶涿の漆に於けるか如し、横は本草和名に加良須牟岐と訓す、仲は中に通し、叫は剛の缺畫なるへし、降婁は戌の異名にして、干支を推すに歲次丙戌は天武天皇朱鳥元年なり、涿は漆の異體にして、菴は塊に通し、猶月と云ふか如し、漆塊は即ち七月なり、飛鳥清御原大宮治天下天皇は天武帝を謂ふなるへし。

かかる大伽藍にして、本尊の靈驗炳焉なるを以て、創設の際官符を下され、一萬束の稻を賜ひ、後稱徳天皇の百二十町の免田を下し賜ひたるを始めとし、持統天皇の稻を下たし、元慶の燃燈供養、清和天皇の千僧供養、宇多上皇の行幸、後冷泉天皇の親

及ひ貨錢を下し、白河法皇、鳥羽上皇、後鳥羽上皇の行幸及ひ下賜物あり。近く明治年中に畏くも、皇后陛下、皇太后陛下の行啓を仰く。文祿四年豊臣秀吉は三百石を寄附し、慶長七年徳川氏亦舊を襲うて三百石を寄す。謂ふに往時寺僧甲兵を蓄へ、屢、興福寺・多武峯の大衆と合戦せしことあり。當時寺祿の外巨多の莊園を有せしならん。明治十七年一月に至り、内務省より保存資金として金一千圓の下賜あり、士庶人の崇敬禮拜せるもの年年其幾萬なるを知らず。明治初年には樓門及ひ回廊共に祝融の災に罹りたりと雖も、幾くもなく舊に復せしも、明治四十四年火災ありて、本坊(小池坊大溝堂)又千疊敷ともいへり(其他奥書院・小書院・居間・大庫裏等を烏有に歸せしめたるは最惜むべきも、遠からず再建を見るへし。當山風致の規模の壯實に本朝有數の勝地にして、復た大和の美觀なり。古來コモリクノハセと稱し、代代の勅撰及ひ諸家の和歌集に著名なるもの、誠に故なきにあらざるなり。今中興以後の歴代表を記して参考に資す。

中興以後歴代表

法諱 出生地 晉山年 在職年數 亡年 月 享年

一	專譽	和泉大島	天正十五年	十八	慶長九年五月五日	七十五
二	性盛	尾張中島	慶長九年		同十四年七月十六日	七十三
三	宥義	常陸水戸	同十五年		元和四年七月十七日	七十三
四	秀算	上野高崎	元和二年	二十六	寛永十八年十月十六日	七十
五	尊慶	武藏越谷	寛永十八年	十二	承應元年十二月十九日	七十三
六	良譽	下野都賀	承應二年	五	明曆三年九月朔日	五十七
七	信海	近江永原	明曆三年	四	延寶六年二月二十一日	六十六
八	快壽	薩摩	萬治三年	七	寛文六年五月十五日	五十三
九	頼意	土佐須崎	寛文九年	十	延寶三年七月二十二日	六十三
一〇	俊盛	常陸河部	延寶三年	六	同八年三月二十六日	六十九
一一	亮汰	薩摩田布施	同八年五月		同八年十一月十日	五十九
一二	尊如	土佐	天和元年	四	貞享元年三月六日	六十三
一三	卓玄	薩摩鹿兒島	貞享元年	十二	寶永元年一月二十五日	七十三
一四	英岳	伊賀上野	元祿八年	九	正徳二年十一月一日	七十四

一五	亮貞	伊勢度會	元祿十六年	五	享保四年九月十七日	七十二
一六	尊祐	下野鍋山	寶永四年	二	同 二年四月十八日	七十三
一七	隆慶	大和添下	同 五年	八	同 四年八月六日	七十一
一八	秀慶	武藏矢那瀬	正徳六年	五	同 五年七月二十一日	六十八
一九	信有	武藏谷原	享保五年	四	同 八年十二月五日	六十三
二〇	尙彦	石見波根	同 九年	七	元文元年五月一日	七十一
二一	慧海	三河吉田	同 十五年	五	延享二年四月二十九日	七十八
二二	慧任	大 阪	同 十九年	七	寛保二年五月二十二日	七十八
二三	圭賢	武藏和田	元文五年	七	寛延二年九月二十三日	八十一
二四	信恕	下 總	延享三年	十五	寶曆十三年十二月十九日	
二五	性海	下野鍋山	寶曆十年	五	明和元年八月二日	八十一
二六	圓秀	大和奈真	明和元年	三	同 三年十一月十日	八十一
二七	快尊	同 番條	同 三年	七	安永二年四月十五日	七十一
二八	有慶	同 牧野	安永二年		同 四年九月八日	六十七

二九	快運	武藏大澤	明和四年	七	天明七年三月十四日	
三〇	虛明	同 入間	天明元年	五	同 八年正月二十一日	八十
三一	懷玄	近 江	同 五年	六	寛政二年十一月二十九日	
三二	法住	大和石上	寛政三年	六	同 十二年五月十日	七十八
三三	儀貞	上野群馬	同 八年	七	享和二年三月十一日	七十一
三四	元榮	武藏兒玉	享和二年		同 二年五月十四日	
三五	曉惠	下總布瀨	同 二年		同 三年三月一日	七十三
三六	盛尊	大和野原	同 三年		文化元年五月九日	
三七	高隆		文化元年	五	同 五年七月十一日	七十二
三八	即同	武藏倭瀨	同 五年	四	同 九年九月二十四日	
三九	唯阿	武 藏	同 九年	七	文政六年十二月十二日	七十三
四〇	亮恭	下野安蘇	文政二年	七	同 十二年六月二十四日	八十五
四一	會法	佐渡戀ヶ浦	同 九年		同 十年九月十七日	
四二	榮山	武 藏	同 十年		同 十一年二月八日	六十二

四三	實掌	武藏葛西	文政十一年	六	天保六年十一月三日	
四四	榮明	大和芝村	天保五年	六	同 十三年九月十九日	
四五	鏡真	下 總	同 十二年	六	嘉永元年二月十四日	
四六	信惠	武藏久保	弘化三年		弘化三年七月二十日	七十一
四七	深賢	近江今西	同 三年	六	嘉永四年七月十三日	七十六
四八	永雅	武藏比企	嘉永四年	六	安政三年十月十八日	七十八
四九	通濟	江戸大塚	同 三年	七	明治五年十月十八日	八十五
五〇	宥歡	大和笠村	文久二年	四	慶應二年四月二十一日	
五一	快識	武藏埼玉	慶應二年	二	同 三年十一月十二日	
五二	隆盛	大和月瀬	明治元年	六	明治五年十一月八日	七十二
五三	秀善	越後花田	同 六年		同 十九年十二月十四日	七十五
五四	秀盛	尾張名古屋	同 二十年	四	同 二十三年八月二十二日	七十五
五五	大了	伊豫高岡	同 二十四年		同 三十一年八月二十五日	六十五
五六	相憲	東京小石川	同 二十七年		同 三十一年十二月二十日	六十七

五七	海量	上總水更津	同三十一年		同 三十三年十月九日	六十八
五八	雷斧	越後西越	同三十四年一月			
五九	常識	武 藏	同三十八年一月		同 三十八年九月一日	七十三
六〇	全鏡	越後油田	同 三十八年			
六一	義海	越前今立郡	同四十四年三月		同 四十四年五月十一日	七十八
六二	智道	信濃下伊那	同四十四年現住			

初瀬尋常高等小學校 明治七年二月三日、浄土宗崇蓮寺の庫裡を借り學校を創設す、之を明倫館と稱す、同九年一月村名を用ひ初瀬小學と改む、七月向井に設置しありし鱗角舎を支校とす、同十四年二月公立初瀬小學と變更し、別に笠村に分校を設け本校の所屬とす、同十九年四月改正の小學校令に依り、初瀬尋常小學校とし、同時に初瀬高等小學校を設置し、初瀬上之郷朝倉の各大字より通學せしも、上之郷朝倉は共に同二十六年三月其聯合を解き、初瀬町のみにて高等小學校を設置し、同三十一年一月を以て初瀬尋常高等小學校と改稱し、現今に至る。初瀬女子裁縫學校を附設す。

初瀬町役場 初瀬町の中央にあり。

出雲 東初瀬白河に接し、西は朝倉村黒崎に隣る、出雲の稱は古昔野見宿禰出雲より來りて此地に居住し、土偶を造りたるに依りて起りたりと傳ふ。日本書紀に「垂仁天皇三十二年秋七月甲戌朔己卯、皇后日葉酢媛命(一)に日葉酢根命と云ふ、薨す葬に臨む日あり、天皇群卿に詔して曰く、死に従ふの道前に不可なるを知る、今此行の葬之を奈何せん。是に於て野見宿禰進みて曰く、夫れ君王の陵墓に生人を埋むるは是れ不良なり、豈後葉に傳ふことを得んや、願はくは今便事を議りて而して之を奏せん。即ち使者をして出雲國の土部一百人を喚ひ上せ、自ら土部等を領し埴を取り、以て人馬及び種々の物形を造作し、天皇に獻して曰く、自今以後この土物を以て生人に更易し、陵墓に樹てて後葉の法則となさんと。天皇是に於て大に喜び、野見宿禰に詔して曰く、汝の便なる議寔に朕か意に合へりと。則ち其土物を始めて日葉酢媛命の墓に立つ、仍てこの土物を號けて埴輪と謂ひ亦立物と名く。仍て命を下して曰く、自今以後陵墓に必ず此土物を樹てて、人を傷ふことなかるべしと。天皇厚く野見宿禰の功を賞して、亦鍛地を賜ふ、即ち土師職に任し因て本の姓

を改めて土師臣と謂ふ、是土師連等天皇の喪葬を主とるの緣なり。所謂野見宿禰は是土部連の始祖なり」と見ゆ。案するに當時天皇の召に應じて、出雲國より來りたる土師の氏人此地に居住し、後子孫蕃殖して終に一郷をなしたるには非ざるか、此地今に人畜種種の形狀を像りたる土器を製す、其品粗にして古雅なり、地を出雲と名け、野見宿禰の墓と稱するものあり。

泊瀬列城の宮 武烈天皇の皇居にして、其址は出雲十二神社の舊地、御屋敷と云ふ處、及其東方の敷地なりと云ふ。

塔の本古墳 稱して野見宿禰の墳墓と云ふ。昔時は大なる石塔ありしか、現今は出雲社境内に移し、今塔の本には唯木標を建て、其埋葬地たることを示すのみ。往往此近傍より金環及刀劍を採掘せしことありと云ふ。

十二柱神社 出雲の村社にして、天正以前より十二柱神社と稱し、天神七代地神五代の諸神を祀る。

流地藏 は石佛にして古昔初瀬櫻の馬場にありしか、百數十年前大洪水の爲め流出せられ、出雲・黒崎間の田畝に止りしを、明治初年に今の地に安置するに至れり

故に流地蔵の名あり。

出雲尋常小學校 明治三十七年四月初瀬尋常高等小學校より分離せしものにて、十二柱神社の境内に在り、同四十一年第五學年を、翌四十二年第六學年を置く、年を逐ひ校舎狹隘を告ぐるを以て、同四十一年十月増築して現今に至る。

白河 東南は初瀬に接し、西南は出雲に隣り、山腹に在りて交通甚た不便なり。

迹鷲淵 今俗に靈山の池と呼ぶ、是れ近傍に高靈神を奉祀せるを以てなり。昔天武天皇白鳳八年泊瀬に幸し、迹鷲淵上に御宴を開き給ひしとあるは、即ち此池を謂ふなり。

古墳 字イバラキにあり、高七尺、根廻り二十間、段別七畝十歩の内民有山林にして、此地を俗に猪谷と云ひ、古來光明天皇の御陵と傳説せり。此塚の西方一小溪を隔てて方一町許りの森林あり、字を庵屋敷と云ふ、傳ふ光明帝御抖擻の時の御假屋敷にして、其麓南の方を庵の坂と云ふ、長谷寺觀音堂より間道三四町に過ぎず、此道は即ち光明院帝御草庵より日日御參詣の道なりと。按ずるに此帝は北朝第二代の主にして、争亂の際幾多の艱難を嘗めさせられ、康暦二年六月崩す、春秋六十或は

云ふ六十一と。迎陽記に曰く、今日光明院法皇崩御す、此間の御座は大和長谷寺なり、彼寺に御筆有り云云。皇年代私記に曰く、康暦二年六月二十四日、子の刻、長谷の御草庵に於て崩御す、春秋六十と。皇代曆に曰く、康暦二年六月二十四日、五十九にして長谷寺御庵に崩す、御事云云。大日本史に曰く、後長谷寺に居ます、康暦二年六月二十四日崩す、年六十遺命して光明院と稱す云云。以上の諸書皆長谷を以て崩御の地とす、就中迎陽記は菅原秀長卿の日記なりと考ふれば、尤も正確なるか如し、然るに紹運録及皇年代略記帝皇系譜には、皆攝州勝尾寺を崩御の地と記せり。元祿度調査にも、勝尾寺の後山を以て確定せりと云へり。陵墓一隅抄には、勝尾寺封内と記しあるも、長谷寺崩御の事疑ひあるにや考ふへしと云へり。山陵巡り日記長谷寺の條に、心にかかる御墓のもしやと尋ね奉れと、中略、梅心院に入りて光明院の御陵の事、御おこなひの舊蹟なとや侍ると問ふに、いと心得ぬげに云云。又勝尾寺の條に、此處を光明院の御陵と元祿に定められたれと、そはたた紹運録の文のみを見て、此勝尾寺に定められたるはいとくちをし、前王廟陵記夏山閑話などに記せる趣にては、此御陵所まことに疑なきにあらず云云。此言に依りて見れば、里俗

の傳説又捨つべきにあらざるか如し。

乗田神社 は村社にして延喜神名帳に、乗田神社二座穀盤又頓何か神名帳に、短田明神とあり、引田氏の祖を祭れるならんと云ふ、後考を俟つ。

吉隠 東角柄に接し、西は初瀬に通す、上街道は大字の中央を貫く、古昔は名葉利村と稱せしか、光仁天皇の准母紀椽姫、此地に隠遁し給ひ、遂に此地に崩御ありしか、よき隠れ場所なりと仰せ給ひしより、吉隠村と改稱したりと云へり。

天満神社 菅公を祀り、又春日神社あり。

吉隠尋常小學校 明治七年三月、吉隠共有建築物を假校舍に充用し授業を創む之を日進館と稱す、同九年四月村名に依り吉隠小學と改稱し、同十四年二月公立吉隠小學校と變更す、同二十年四月吉隠簡易科教場と改め、同二十四年十一月更に吉隠尋常小學校と改稱す、設立以來單級組織なりしか、同四十二年四月以後二學級組織となし現今に至る。

柳 東南宇陀郡榛原町に接し、西北は角柄及び吉隠に連続す。

大神神社 村社にして社殿を設けず、山を以て神體となす。

角柄 東榛原町に界し、西北は吉隠に面し、南柳に接す。

紀椽姫の御陵 光仁天皇の准母紀椽姫、吉隠に隠遁し給ひ、遂に崩御ありしかは角柄宇國木山に葬られたる地なり。光仁天皇は天智天皇の皇子施基の子、母は紀氏贈太政大臣諸人の女なり、光仁天皇祚に登り、皇考施基親王を追尊して、春日宮天皇といひ、所生紀氏を追尊して皇太后となさせ給ひたるなり。

高麗神社 村社にして天兒屋根命、高雄命を祀る。

人物

井上治助 幼名を龜吉と云ふ、宇陀郡曾爾村大字長野に生る。九歳の時、初瀬島岡家今の島岡五平の祖父の時代に僕たり、忠實勤儉にして十年一日の如く、主家の本業たる油搾り又は藥種取扱に従事し、生涯獨身にして妻を娶らず、主家に衣食して、大に家運の興隆を計りたり。島岡家の今日ある蓋し治助忠勤の功多きに居るといふべし。元治元年八月十一日病歿す、享年六十六歳。

上之郷村

上之郷村 磯城郡の東北端に位し、東方及北方は山邊郡、宇陀郡と金平山、高岳山、

齋明谷川原毛川等の諸嶺を以て界し、西南は本郡柳本村及纏向村と纏向山を隔てて接続し、南は稍平路初瀬町に通ず。

本村は群峯四境を圍み、岡巒連亘起伏して、其脈東西二派に分れ、共に北に走りて山邊郡界に至り相集合す、其東西二派の間自ら一大深谷を成し、谷間に初瀬川、小夫街道相並行して南に走る、故に北は土地大に高く、南方に至るに従ひて漸く低く、全村通して平地少く、耕地と民家とは皆山腹溪間に散在す。

面積九百餘町、戸數四百、人口二千六百餘を有し、概ね農を主とし、傍ら植林養蠶の業を力む。

土質は金平山の火成岩を除くの外は、一般に砂土即ち片麻岩にして、地味亦農に適す、唯山陽は早魃に苦み、山陰は成育を妨げ、民力勞多くして效少きを憾む、植林は最も本村の有利とする所なり。

慶長年間瀧倉権現を豊山長谷寺の鎮守として初瀬興喜山に遷し、其後十社を分祀するに當り、祭祀の區域を上之郷中之郷下之郷の三郷に分ち、朝倉地方を下之郷、初瀬地方を中之郷、本村を上之郷と名けたることあり、故に之を村名とす。舊幕時

代には笠修理枝瀧倉、芹井、白木は柳本藩、小夫嵩方、中谷和田は芝村藩、三谷、萱森は藤堂藩の所領なりしか、維新の際此十一大字を一括して村役場を和田に置き町村制實施に際し山邊郡内に屬せし修理枝を併せて、全く一村となしたるなり。

金平山 白木の東端、山邊郡の境に屹立し、本村第一の高山にして、全山總へて草山とす、貝殻を附著せる化石此山より生ず、貝は諸種の形狀ありて全形を存す。

眞平山 金平山に次く高嶺にして、芹井の東端にあり。

高岳山 白木、萱森と宇陀郡榛原町に跨る。

鷲ヶ峯山 笠の中央にありて、荒神を祭り、西山嵩山、横尾山は其東南西に連る。

瀧倉山 瀧倉にありて、権現を祭る、馬ヶ瀬上の佛、河原毛川、齋明谷、別佐峯、新林の

諸山は小夫にあり。

高塚山 萱森にあり。

堂ヶ原山 小夫、瀧倉、芹井に跨り、共有秣山なり。

初瀬川 源を山邊の郡界に發し、一の瀬に至りて坪谷川と會し、迂回南流して東北の諸山より發する山吹川、核川の二川及三谷より來る日の瀧川を合せ、瀧倉と笠

との間を彎流し瀧倉より来る杖立川及び笠より来る千森川谷川の二川を合せて南流し、芹井より来る太田川、中谷より来る毒川、萱森より流下せる掛田川を呑み、茲に村内の諸川を悉く併せ南下して初瀬町に入る。

小夫街道 初瀬町を基点として、和田瀧倉笠、小夫を経、村の中央を貫き山邊郡切幡に達す、古昔は村内通して峻坂峻路、人馬の往來極めて困難なりしか、明治二十年以後此街道を開鑿せしより、車馬の往來容易にして、交通の便亦昔日の比にあらずと雖、此幹線の他は今尙ほ舊態を改めざるものあり。

布留街道 山邊郡丹波市町に達す。

田原本街道 小夫に於て小夫街道より分れて修理枝笠を経、山腹を迂回し村の西端に至り、纏向村に入りて原本町に通す。

笠 一に加佐に作る、本村の西北部を占め、修理枝の西に在り、山邊郡及纏向柳本、初瀬の三町村に連る。

笠の山名は尤も古し。蓋し峯形笠の如し、故に名くか。笠縫邑又此村に在りと傳ふ、今其所在を詳にせざるのみならず、一も考證すへきものなし。倭名抄に、城上

郡笠村の上方を笠山となす、其野を淺茅原と云ふ、笠村神祠あり、疑ふらくは笠縫邑これに近からんとあり。

笠山坐神社 無格社にして興津彦命・興津姫命・土祖神の三神を祀る、役小角に依りて神靈を發見せられ、其後良辨僧正竹林寺に參籠の時、此荒神出現し、僧正其狀貌を小板に圖す、板荒神今の板荒神は元祿十年の模造に係るものなり、是なり。傳ふ其後弘法大師此圖に基きて木像を彫刻せり、日本荒神の本源なりと。世人の崇敬篤く、遠近の信徒峻阪惡路を越え、諸方より群集す、山は從來官林にして、老杉鬱蒼畫尙ほ闌し、境内に建長八年神宮寺、竹林寺ならん、執行藤圓の造立に係るといふ天満神社あり。

竹林寺 一に笠寺と云ふ、境内に竹林あり、寺名此に出つ、三寶荒神を本尊とす。寺傳に、聖德太子の開基と云ひ、或は役の小角と云ひ、或は良辨と云ふ。又大和志に明應六年の化縁簿に依り、大臣不比等の創建とせり、共に據なし。有名なる古刹なれども、今は荒廢して一字の小堂と梵鐘とを存するのみなるか、峰の南麓に唐僧善無畏三藏の穿ちし於伽井の池及其側に弘法大師の作なりと云ふ不動明王あり、又

境内の西にある坊坊屋敷其上方小丘にある三重塔の遺跡等によりて、略當時の規模を想像するに足る。寺に善無畏三藏の笠杖(長五尺六寸、大同元年十月十日の八字を刻す)枕(玄宗皇帝遊仙の枕と名く)及文安刻の不動像木版あり。笠は徑三尺許り竹を以て骨子とし、表は檜片の網代にして、裏に錦を張り製作極めて古雅、蓋し笠寺の稱これに因するか。其宮に銘文あり曰く、鷲峰山竹林寺は和州の勝區なり、寺に善無畏三藏の遺笠一頂あり、徑三尺許り、厥の色極めて古し、寺記を考ふるに曰く、初め三藏月氏國を發し東震且に向ふ、忽ち空中に於て物あり、三藏を蓋覆するか如し、唐境に入るに及て其蓋降て頭上に著く、即ち知る是れ天蓋なりと、後我が日域を過くるに及て、隨所戴き行き暫くも身を離れず、歸唐の日笠を此寺に留む、是の故に呼て笠寺となすと云ふと。爾來諸方密學の僧侶多く遊ふ、其中此笠を觀る者必ず片段を摘取して持ち回り供養す、蓋し三藏の遺風を追慕するなり。今寺主高繫律師笠の損破せんことを恐れ、遂に工に命し銅線の匣を做り以て之を珍護す、人をして容易に玩覽せしめざらんと欲するなり。茲に來て余か銘を徵す、乃ち之か銘を爲くる。

(銘略す)天和三年龍集癸亥仲春佛涅槃の日、我山沙門月潭道澄和南謹書。

又由來記を案するに、持統天皇の御宇丁亥の歲、役の小角葛城山より回望すれば、東北に神秀の一峰あり、晝は恒に紫雲靄鬱し、夜は乃ち天燈降點す、小角之を怪み彼の峰に至れば、一神人地より湧き出つ、自ら言ふ我はこれ三寶衛護の神、世呼て荒神となす者なりと、小角其地に就き寶祠を締構し護摩を修し、彼の靈神に供す、今に至る迄紫燈護摩と名く。又此鷲峰山と名くるは、聖德太子此山の形勝孤標特起空翠相映し、濃淡色を分つを見て、西乾鷲峰に似たりと云ふ、因て鷲峰山と號し伽藍竹林寺を創起す、今安置する所の尊像は皆太子の手親ら彫刻するものなりと。又天平年中南都大佛殿土木の役に障礙あり、役夫傷損頗る多し、良辨僧正勅を奉し笠山に上り之を祈る、營構又障難なし、大佛落慶の後東大寺の東南隅に荒神祠を建つ、今の葛岡山の荒神是なりと。後弘法大師良辨畫く所の神影を模し、木像を彫刻す、今の荒神の眞容是なりと。

妙圓寺 大念佛宗にして庄中垣内にあり、累世當大字の富豪たりし山田氏の女剃髮して尼となり、妙圓と號して此寺を建立せしものにして、藤原房前公佛工に命

して長谷寺観音の餘材を以て彫刻せしめしと云ふ、薬師観音の二像今尙ほ茲に安置せり。

鷺峯尋常小學校 明治七年五月、笠和田の二大字合同して竹林寺を以て校舍に充て、鷺峯館と稱し、後笠小學校と改稱し、同十一年組合なる笠和田の中央御倉屋敷跡に新築し、同二十年四月笠小學校簡易科教場と改稱し、同二十四年鷺峯尋常小學校と改め、同三十一年元山田氏の邸跡を校地として改築し、以て今日に至る。

修理枝 本村の北方に位し、東は小夫に隣る、本大字は元と山邊郡に屬せしか、明治二十二年本郡に編入せり。修理枝の因て起る所を詳にせずと雖、曾て柳本藩に屬するや領主に織田修理亮長種なるものあり、其名を忌みて知枝と改稱すへきことを命したり、故に一時知り枝と稱せしことあり。

八王子神社 村社にして大字の中央にあり、正哉吾勝速日天忍穗耳命外七神を祭る。

小夫 本村の東北隅に位し、東山邊郡界に在り、本村中尤も平坦に且般富なる地なりとす。小夫は一説に意富にして、神八井耳命の苗裔にして、多の氏人の部曲此

地に住したりと云ふ、據なし。

天滿神社 村社にして古昔天照大神天津兒屋根命の二柱を祭りて、天神社と唱へ來りしか、後これに菅公を合せて初めて天滿神社と稱す、蓋し天滿の社號は中古より誤りたるものならん。

秀圓寺 當大字の東垣内にあり、観音寺は西垣内に、上の坊は上垣内にありて、何れも融通念佛宗に屬せり。

清福寺 古昔福信寺と稱し、城山の麓にありて城主實空の祈願寺たりしか、後地を移し號を改め遂に廢寺となる、今小學校舎の所在地は其遺蹟なり。

化粧川 天滿神社の西八町にあり、日本書紀に、二年夏四月丙辰朔己巳、大來皇女をして天照大神宮に侍せしめんと欲す、而して泊瀬齋宮に居らしむ、是より先き身を潔めて稍や神の所に近く云云、即ち此化粧川は大來皇女御禊の舊蹟なりと傳ふ、此地は泊瀬を距る纔かに一里、且初瀬川の上流なるを以て或は然らんか。又氣波比壺一名化粧壺は化粧川の中央にありて、岩の中心凹陥して恰も壺の如く、其凹みたる所直徑五尺餘深さ不明、是れ御禊せし時用ひたる壺なりと云ふ。

河原毛塚 天満神社より東十町にあり、傳ふ泊瀬齋宮儀式に用ひたる土器を製造したる所なりと。附近を河原毛川と稱し、多く古代の土器及其破片を出す。

小夫壘 小夫にあり、今城山と稱す、小夫氏之に據る。天正の頃、筒井順慶の麾下に小夫筑後入道實空といふものありて、城を築く、又小夫小左衛門、同休意等あり。氏其出づる所を詳にせず、天文の頃、實祐なるものあり蓋し實空の父なるへし。

上之郷尋常高等小學校 明治六年小夫三谷嵩方、芹井北白木の組合を以て三谷校を設立し、同八年三谷を離れて清福寺を以て校舎となし、陶材館と稱し、同十年三谷校を廢して小夫に併せ、校名を六邑と改め、二十一年區域分合に依り、維徳と改稱し、二十九年上之郷と改め、三十年高等科を併置し、校舎狹隘なるを以て、同三十六年新築以て現今に至る。

小夫嵩方 本村の極東北に位し、西は小夫に隣り、東は山邊郡に接す。當大字は小夫の支郷にして、中古以後小夫より僅かに五戸移住して、其子孫今日の如く繁殖したるものにして、眞平山脈の殆ど頂上にあるを以て、地勢に依りて嵩方と名く。

天照皇太神社 大字の東部にある村社にして、陰曆九月二十三日を以て祭日とす。

三谷 本村の殆んど東北部に位し、東西約七町、南北十一町餘ありて、東方は嵩方に隣りし、西南一小部面は芹井と相界し、西方と北方及び東北の三面は、盡く小夫に接続せる一小區なり。三谷の名は大和郷土記に三谷市太郎なるものあり、其姓に依りたりとの説あれとも、全大字三つの谷に跨かれるを以て、地勢に依りて名けたりと云ふ説信に近きか如し。

菅原神社 村社にして、もと天満神社と稱し、明治四十年高麗神社を合併し、陰曆九月二十二日を祭日とす。

地藏院 北部の高地にあり、眞言宗古義派にして、高野山金剛峯寺の末寺なり。

切面堂 小夫城主筑後入道實空の女尼となり、臣下の殺害に遇ひたる記念の堂なりと云ふ。切面の字斯に出づ、今境目堂と稱するは切面の轉訛なり、記念の石像は今尙ほ地藏院に存せり。

瀧倉 本村の中央に位し、東は芹井と相接し、西は笠と初瀬川を隔て、南は白木、中谷和田の三大字に限られ、北は小夫に接続せり。瀧倉の名は、氏神なる瀧藏權現の

藏を變して瀧倉と名けしと云ふ傳説は信に近し。

瀧藏神社 村社にして速玉姫命伊邪那美命の二神を祭り、位記類聚符宣抄に載せたる官符の文に曰く、太政官神祇官從五位上瀧藏明神坐大和國、今奉授從四位下延喜二十一年二月二十七日左少辨淑光とあり。されは延喜以前既に神階を授けられしも、式には洩れしならんか。元長谷寺の地主神にして、長谷八郷の鎮守たり、長谷寺に地主神と稱するもの二あり、一は當社にして本地主と稱し、一は與喜天神にして今地主と稱ふ。蓋し寺家に地主神と稱するものは、伽藍草創以前にこれに鎮座せしを既に佛地となすに及び、其祠を地主神と名くるあり、或は伽藍創立以後更に神祠を建て護衛神となすあり、共に寺家の支配に屬す。大和志に、内に神宮寺あり、寺に古鐘あり勸して應永二十六年鑄と云ふとあるもの是なり。當社に天人の作なりせし佛體今尙ほ存す。俗に當社は痘瘡の神と云ひ傳へ、明治初年までは諸人の參拜常に絶えざりしか、種痘法の傳來により全く其跡を絶ちたり。

芹井 東は山邊郡都介野村と眞平嶺を以て界し、西は瀧倉と相接し、南は白木、北は小夫三谷小夫嵩方の三大字と眞平山及其支脈に依りて限らる。傳へ言ふ大字

の中央に大なる井泉あり、其下流に芹を群生し年中萌芽を生して絶ゆる時なし、若し村内に事あるときは必ず芹に異様の兆候を呈す、故に名くと。古へ芹井氏これに居る。氏は本姓物部氏にして、天孫降臨に供奉せる二十五部曲の一なる芹井物部の苗裔なりと云ふ、芹井治郎芹井物部是なり。

瀧藏神社 村社なり。

白木 東は宇陀郡榛原町山邊郡都介野村と高岳山及金平山等を以て郡界とし西は芹井瀧倉の一部及び中谷に隣る。大和郷土記に、白木武藏なるものあり、其祖先は新羅の皇子天日矛日本に來り、但馬出石にて生れたる子にて秋山春山但馬毛あり、新羅城は今白木と云ふとあり。

高麗神社 村社にして元二箇村なりし北白木中白木に各一座あり。

觀音堂 聖武天皇時代の建設に係るものなりと云ひ傳へ、中古荒廢に屬し、其遺佛なる四天王の内の二體は、中白木の會所と共に燒失し、他の二體の木像は尙北白木の集會所に現存し、寺跡より今尙ほ古瓦の破片を出す。寺に梵鐘ありて東大字の梵鐘より尙ほ大なりと傳ふ今其所在を失ふ。

中谷 東北は白木に隣り、北は瀧倉に連続し、南方一帯は萱森に接し、白木萱森の中間、金平山支脈の溪谷に在り、故に名く。

大字の東北部及北方に村社なる高麗神社の二座あるものは、元萱尾中谷の別ありしに依る。

萱森 東は宇陀郡榛原町と高岳山を以て境し、西は初瀬町に隣り、初瀬町大字吉隠地方と共に總稱して稻場村と稱せしか、寶暦年間萱森と改稱せり、萱森樓市太夫は此地に據れりと。

村社高麗神社 村社にして字宮垣内にあり。

萱森尋常小學校 明治七年五月の創立に係る、吉隠小學日進館に附屬し日進分校と稱し、明治九年に至りて萱森小學校と改稱し、同十八年に至り白木萱森中谷の三大字を以て組合とし、同二十年萱森小學簡易科教場と稱し、同二十四年の校舍を新築し、以て今日に至れり。同四十二年二學級編制となし、以て現今に至る。

和田 本村の南端に位し、横尾山脈の山腹に在り、東は中谷、西は笠に連り、南は初瀬町と境す、古昔此地に青井下坂と云へる名刀鍛冶あり、其姓を和田と稱す故に地

名に附すと。

高麗神社 村社にして、傳へ云ふ長谷寺建立の時、本堂の鎮護神として信州戸隠山より九頭龍權現八社を遷し、祀りて、本堂の棟組も八つに分れたるに倣ひ、和田萱森白木中谷等もこの神を鎮座して氏神となせりと。明治四年改めて高麗神社と稱するに至りたり。

鍛冶屋敷址 大字の南部にあり、古昔刀鍛冶の名工和田の居住せし跡にして、刀銘を青井下坂と云ふ、これ前方初瀬川を隔てて青井峠あるに因る。

磯城の井 大字の南端にあり、銘刀青井下坂鍛錬用の鐵を掘り出せし跡なりと云ひ、徳川時代に於ては其周圍總て赦免地たりしなり。

落神 初瀬町に通する咽喉の地にして、古昔洪水の際瀧藏毘沙門天の寶珠落ち來りしを以て、此名ありと云へり。

上之郷村役場 和田の内、小字落神にあり。

織田村

織田村 三輪町の北、纏向村の南にありて、西は多村・大福村に接し、東一帯は三輪

纏向の二山を隔て上の郷に界す、地勢は東西長く、南北短く、芝茅原箸中は初瀬川の東にありて山を負ひ、大西大泉は川の西に位し田畝大に開く。東西二十八丁、南北十三丁、面積三百二十五町五段六畝十二步、耕地約二百六十四町を有し、戸數六百、人口三千三百餘あり。居民概ね農を業とし、又粉挽、索麵の製造を副業とするもの多し。

舊幕時代に於ては芝村藩と柳本藩とに分轄せられしか、明治二年奈良縣の管轄に歸す。町村制實施に際し、茅原、箸中、芝、大西、大泉の五箇村を合して一村となし、舊領主の姓に因みて織田村と名く。

纏向川 纏向山、三輪山の溪流を集め、芝、箸中の間を過き西南に流れ、大泉に至りて初瀬川に合す、此上流箸中の東部、宇車谷の地は、此水力を利用して製粉、精米、織布の織場を設け、又木製紡績機械の工場に充つ、夏時は大に水力を減することあり。

初瀬川 村の西方を西北に流れて、一村を東西二分す。

上街道 三輪町より來り、芝、箸中を貫きて、北は奈良に、南は三輪に通す。

三輪街道 大泉、大西を貫き、西は田原本に、東は三輪に通す。

田原本街道 箸中の東部、車谷を貫き、上之郷に入る。

關西線(奈良線) 村の東部を南北に貫通す。

芝 本村の中央部に位し、上街道に跨り、市街の體を爲す、此地は舊織田氏の營の在りし所にして、舊岩田と稱す。惣國風土記に、岩田郷土地中肥、民用不少と、即ち是なり。大乘院段錢日記に、院入庄、御兵士引付に、十市八田分院入庄小大尋尊僧正仁月二日記に、乃貢の徴使を分遣する條に、千乘丸の分岩田院入庄とあれば、當時大乘院領となりて院入庄とも稱せしか、徳川氏に至り織田氏ここに封し、之を芝村藩と稱す。廣大和名勝志に、芝の義を解して、或云芝村舊名岩田寛文の頃までは、芥樹と云ひしと見えたり、村長より官に書上し古文書を見るに、芥樹と草書したるを見誤り、芝村と讀みしより、今芝村と改りしよし、元祿年中印行の國花萬葉記を見るに、芝樹の領主と云ふものあり、是其一證歟と云へり、芝は芥の誤なるへし。然れとも寛文四年、三輪神職高宮、越兩家訴訟覺書に、岩田村と記し、未だ芝村の公稱なく、又元祿十五年の大和國郷帳にも、岩田村とあれば、其公稱となりしは元祿十五年以後に係れるものならん。謂ふに、織田氏は始め城島村、戒重に營を置き、延享年中に此地に移

轉したるものなれば、新營地に於ても同く舊營地戒重の名を襲ひ、唯文字を改め芥樹となしたるにはあらざるか。江戸の藩邸芝に在りしを以て、之を芝と改めたるなるへし、其は管に官に書上げの文字を誤りたるのみを以て、徒に村名を變更するの理なかるへし。

織田氏の營 字臺の内に在り。從四位侍從織田長益は正二位右大臣贈從一位太政大臣上總介平信長の弟にして、攝州島下郡味舌に居り此地を領せしか、慶長五年其四男長政に至り、營を今の本郡城島村大字戒重に移す、長政は有樂齋の子なり、後六世を経て輔宜に至り、延享二年此地に轉し一萬石を領す、數世相繼きて今の子爵織田長純に至る。而して其藩邸の一部は、今纏向高等小學校となり、藩士の家宅尙ほ其周邊に散在し、稍舊時の態を存せり。

春日神社 芝の西端にあり、織田氏移營後の氏神にして、以前は國津神を祀れりと云ふ、今村社たり。

建勳神社 舊郭内にあり、藩祖織田信長を祭る無格社なり。

稻荷神社 無格社にして、建勳神社の境内にあり、昔時舊藩士の尊崇殊に厚かり

しと云ふ。

慶田寺 曹洞宗、堂の前にあり、本尊十一面觀世音菩薩の木像を安置し、文明二年宗祖道元禪師十世の法孫海門和尚の開基にして、其後慶長十八年三月織田氏の此地を領せしより其香花院となり、十餘の末寺今尙ほ各地に現存す。本堂の創立は文明二年にして、境内一千九百四十八坪、禪堂及織田長益以下の墓碑七基あり。

地藏庵 慶田寺の末派にして、北口橋の南詰西側にあり。

織田尋常高等小學校 明治六年十一月芝、箸中茅原の三箇村共立明教館を始めとし、同九年四月芝村小學校と稱す、同十九年十一月小學校令の發布により、芝村尋常小學校と改稱し、尋常小學校を置く、同二十年四月大西尋常小學校は本校の所屬となり、同二十四年十月大西分校分離す。

明治十八年六月、三輪纏向、柳本、織田の四箇町村組合ひ、纏向高等小學校を創立し、校運次第に隆盛となりしか、同四十四年四月、柳本村及三輪町先づ分離し、次いで大正三年四月纏向村又分離す、ここに於て高等小學校は織田村單獨の學校となりしか、大正四年四月芝尋常小學校に併置し、芝尋常高等小學校と改稱す、同年五月大西

芝の二校を合併し、織田尋常高等小學校と改稱し今日に至る。

堺縣師範學校分局芝村學校 明治九年三月、奈良縣第四大區豫備校として本大字に創設せられ、後堺縣師範學校の分局となして師範教育を施したりしか、同十五年廢止し、後同十六年大阪府芝村中學校を創設し、同十九年二月廢して郡山中學校に合併す、當時の校舍は今の織田尋常高等小學校なり。

織田村役場 大字の中央上街道にあり。

茅原 芝の東に在り三輪に接近す。崇神記に、七年春二月丁丑朔辛卯、詔して曰く、昔我が皇祖大に鴻基を開き玉ひ、其後聖業逾高く王風博く盛んなり。意はさき今朕か世に當りて數、災害あらんとは、恐くは朝に善政なくして咎を神祇に取るものか、蓋そ神龜に命して以て致災の由るところを極めさらんや。是に於て天皇乃ち神淺茅原に幸して、八十萬神を會し以て卜なひ問はせ玉ふ、是時神明倭迹迹百襲姫、命に憑りて曰く、天皇何そ國の治まらざるを憂へん、若し能く我を敬ひ祭らば必ず當さに自ら平かん云云、十一月丁卯伊香色雄に命して物部八十手か作るところの祭神の御物を以てし、即ち太田田根子を何て大物主の大神の祭主とし、又長尾

市を以て倭の大國魂神の祭主とし、而して後他神を祭ることをトふ吉、便ち別に八十萬の群神を祭り、仍りて天つ社、國つ社及神地、神戶を定め玉ふ、是に於て疫病始めて息み、國內漸く謐まり、五穀既に成りて百姓饒ひぬと見ゆ。神淺茅原は即ち此地なり、志に之を笠山の下なりと云ふも、信し難し。此時皇居は磯城瑞籬宮にありて、宮址茅原と相距る遠からされは、所謂神淺茅原は今の茅原にして、神樂歌小前なる「加佐の朝茅ヶ原」とは、其處を異にせるものなるへし。

狐塚 大字の西部耕地の間にあり、一小丘をなす、石室、中空出入自在なり、一の古墳ならん、石室長二丈三尺五寸、高六尺一寸餘なり。

大墓 其形一圓丘にして、西南濠陸を繞らし、東北濠址を存す。頂上發掘の痕を存するも、近來の發掘に非るか如し、村人は此處より曾て刃劍曲玉の類を出せしと傳ふ。昔時は王の墓と唱へしと云ふ、考證の材料なしと雖も、蓋し尋常の塚にはあらざるへし。

檜原神社 本社より北八丁許にあり、祭神は越氏三輪社記に「檜原天照大神若御魂同氏享保記録には天照若御魂神に作る是なり伊弉諾冊尊大賀茂氏神主」と見え、天照若御魂に諾冊二尊を

配祀す、創祀詳かならず。舊蹟幽考には、豊受大神の暫時鎮座し給へる舊蹟と云ひ
 土人は倭磯城笠縫邑と稱し、豊鍬入姫天照大神の爲に神籬を立てし處なりと傳ふ
 るも、記録の徴すへきなし、但し三輪御社獨案内には、日原社慶長年中に、天照大神此
 處に御鎮座有りし所なり、荒木田神主奉迎之とありて、創祀を慶長年中に係るも、當
 社は平等寺藏三輪山古圖を案するに、慶長の創祀にあらず、荒木田氏の勸請せし天
 照大神は當社の末社なりしを、本末相謬り傳へしものなるべく、將た天照大神を境
 内に勸請せしは、此地古の笠縫邑なりと云へる傳説に本つけるものならん。創祀
 の事は暫く措き、昔時は盛んなる社頭にして、古圖を案するに、亦檜原山を神體とな
 し、別に寶殿を設けず、三箇の鳥居門即ち三輪形を構へ、之に拜殿を建て、石壇の下に左右
 末社天照大神春日明神あり、御供所あり、二の鳥居あり、馬場遠く大道に接し、一の鳥居は遙か
 大神社の大鳥居と相並へり、以て其規模を想見すへし。古老云ふ、神主大鳴氏十市
 遠忠の兵亂に没落し、今箸中の東北に屋敷蹟を存すと、社頭の興廢詳かならず。寛
 文四年七月三輪社家越半兵か神主高宮右京を相手取り、寺社奉行に檜原權現宮一
 權現の内再興の事を出訴せしことあり、之に據れば寛文の頃既に一たび荒廢しつ

つありしも、寛文四年より五十年の後ち、即ち享保中越氏の記録に、檜原拜殿表行五間奥行
二間屋根瓦但し鳥居有之とあれば、當時已に之を再興せられしなり、但し其年月を知らず、寛政中
 大風顛倒の後造立なく礎石と石壇と石燈籠二基とを存するのみ。燈籠の銘に一
 は檜原社岩田村一は檜原神社喜多新八郎敬元祿九丙子年四月吉日とあり。

磯城神籬の舊址は、三輪山の北狹井川の東にある由に云へるは、近古にも此の説を唱へしもの
 ありて、今の織田村茅原といへる地の東端三輪山の西北麓に、檜原神社といふを設けて、之を古の
 磯城神籬の舊址に擬せしことあり、今も其地に石標のあるに由りて、之を古の笠縫の邑の大御神
 を奉齋せる地と思へるには非らざるか。然れども此の檜原神社と云へるは古の巻向の檜原神
 社と全く異なり、古の巻向坐若御魂神社大月次といふものは、今渡向村大字穴師兵主神社あり二
 十餘町穴師川に沿ひて東に入れる谷間あり、更に北に向ひて、三丁目ばかり小谷を登れる所を宮
 古谷といひて、その谷の中央に突出せる丘あり、その上は百餘坪の平地にして、小松生ひ茂れり、こ
 れ古の渡向の檜原神社の古址なりと言へり。其は兵主神社の神職、中氏の家に傳ふる、寛文十二
 年庚子四月の巻向山九箇村割付帳といふものに、都古谷亦檜原と云と見えたと符合せる地な
 れば、正しく古の巻向坐若御魂神社の舊址たるへし。而して此神社は何時の世か、今の兵主神社
 に遷されたるものにして、同社の本殿は、三棟あるか中に、其左殿一棟は、右の巻向の檜原より遷し

祀れる若御魂神社なりといへり。而して若御魂神社と云ふは、豊受大神の御父なる稚産靈神なりといひ、又は天照大神の亦の御名なりとも云へり。釋日本紀に引ける大和本紀の説によれば、最初笠縫邑にて大御神を祀られたる時には、神鏡三面、子鈴一合ありて、一面の神鏡は、大御神にまじり、一面は後に紀伊國なる國懸の大御神にまじり、一面は豊受大神にまじり、小鈴一合は、穴師にまじり、若御魂神の神體となれる由なれば、その子鈴は、最初笠縫村なる磯城神籬に大御神を祀られたりし時より其地に其儘殘し置かれたるにて、其地は、やがて卷向の檜原の地には非ざりしか。さらば此の檜原の地こそ、笠縫邑磯城神籬の舊址ならんといふべきか、奈其縣史蹟調査大宮氏報告

神の御前社 大神神社の攝社にして大字の南方にあり、又末社ありてこれと相對せり。

大日堂 大日如來を安置す、今は集會所に充つ。

玄寶庵 小字、ゲンビン谷にあり、眞言宗古義派高野山金剛峯寺の所轄明王院の末寺なり。古へは三輪山の北檜原谷にあり、其地山深く谷幽かに人跡至る罕なり。弘仁中僧玄寶草庵をここに結びて隱遁す、因て玄寶谷と名く、後ち其遺蹟に大日如來を安置し之を玄寶庵と稱す、中ころ荒廢せしか寛文七年比丘宴光中興す、後維新の初め神佛混淆の禁止によりここに移せり。庵に古袈裟一條あり玄寶の遺物と

傳ふ。玄寶姓は弓削氏、河内の人なり、山階寺に住す。嘗て唯識を興福寺の宣教に學ぶ、學識德行共に隆く、一世の名僧と稱せらる、性清素にして浮華を喜ばず、常に編徒の僧官を貪ほるを思ひ、又族人道鏡か稱徳帝に媚ふるを嫉み、潜に逃れて伯州に入る。會、桓武帝疾あり召し見る、寶至尊の化導逃れ難きを思ひ、鉢囊を負ひて宮に入る、帝の疾即ち癒ゆ、辭して山に歸る。後平城帝將さに勅して僧官を授けんとす、寶之を聞き遁れて備中湯川寺に隱れ、白雲洞裏清風に臥し物外に超然たり。弘仁帝其操行を高しとし、毎季白布を賜ふ、又其所在の郡に勅して悉く其租税を免す、弘仁九年六月寂す、年八十九。南都高僧傳に曰く、大僧正玄寶は弓削法皇の同族なり云云。大同元年丙戌四月興福寺に直住す、此年四月逃去る、勅使尋ねて梵福寺の山中に會ひ之を招く即ち辭す歌あり。一書に曰く、桓武天皇不豫にましまししとき法師に囑して宮に侍らしむ、天皇即ち平復し給ふ、律師に任す、辭退して大和國御神和山に入る、勅使追ひ來りて僧都宣命の詔を傳ふ即ち歌を作りて辭す。弘仁五年甲午今年辭職し、本寺備中國哲多山寺に籠居す云云。古事談に曰く、玄寶僧都は南都第一の碩徳、天下無雙の智者なり、然り而して遁世の志深く山階寺の交を好まず

唯三輪の川邊に草庵を結ひて隠居す、賓嘗て大僧都に拜せらるるに當り、和歌を咏して之を辭すと、以て其志行の高きを想ふへし。此地は元大神神社の境内なりしか、維新の際神地に佛堂の存在を禁せられしに依り、明治元年今の地に移轉し、境内三百十七坪、本堂は寛文七年の建立、庵に玄賓僧都の木像、正二位園大納言基衡卿の筆に成る玄賓僧都縁起等を藏す。

笠縫の遺蹟 和名抄に、三輪村の邊に茅原村ありと云へるに因みて、里人は三輪山の麓檜原の地是なりと云ふ據なし。

箸中 村の東北部にあり、纏向村に接續して上下二區に分る、下箸中は芝と連りて上街道に跨り、上箸中は纏向川の上流に沿ひ、車谷と稱す。古昔大市の里は此邊一帯の稱なりしか、後箸墓に因みて地名を箸中と改む。

倭迹迹日百襲姫命墓 當大字の西北、上街道の西側にあり、俗に箸中山又は箸墓と稱す。陵墓一隅抄に、崇神天皇十一年孝靈天皇の女倭迹迹日襲姫命を大市に葬る、大和國城上郡箸中村の路傍にありと云ふもの即ち是なり。姫は崇神天皇の皇女（一説に叔母）にして、容貌才器共に人に勝れさせ給ひければ、大物主大神其御許に

通ひしか晝は見えす、夜のみ來らせ給ふに依り、皇女は暫く止まりて其威容の美を拜せんことを乞はれしに、明朝汝の櫛笄に居らん我が形に驚くなかれと、姫怪み明くるを待ちて櫛笄を見給ひしに、美はしき小蛇ありしを以て驚き叫ぶ、大神忽ち人の姿となり、汝忍はずして我れに恥を見せたるを以て我亦汝に恥を見せん」とて、大空を踏み御諸山に登り給ひたり、姫大に悔い箸もて陰をつきて薨し給ひ、大市に葬られたるを箸墓と云ふ、此墓晝は人舉りて築き、夜は神の造り給ふものにて、大阪山の石を運ひ山より墓迄人民相踵き手渡しをなしたりと云ひ傳へ、成效當時の壯嚴なりしことは古書に見えたり。

狹穂彦古墳 字馬の石にあり、大石二箇あり、形馬の伏したるか如し、故に名く、官有芝地にして面積二十二歩あり、此附近の人家をサヲノカイトと稱し、塚をサヲノツカと稱す、依りてこれを狹穂彦の古墳ならんと云ふ。

神上古墳 官有芝地にして四五十年前迄は老杉一樹あり、八王寺塚にある大杉と相對して大綱を掛るの舊式あり、其神上の稱あるは貴人を埋葬せる上なるに因り、又其綱を掛くるはこれを瀆ささらんか爲なりと云ふ。

八王寺古墳 面積六歩、芝地にして神上古墳と相對す、蓋し八王寺は八王神の轉訛ならん。

ホケノ山古墳 面積九畝十九歩あり、前方後圓にして石棺埋没しありたり、或は云ふ豊鍬入姫命の陵墓ならんと、其他堂の後と稱するもの及他に一箇所の古墳共に村社の北方にあり、今民有となり開墾す、其來由を詳かにせず。

此他古墳十數處あり。

國津神社 當大字の氏神にして、天忍穗耳命、天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野權樟日命を合祀す、今村社たり。

慶運寺 淨土宗、鎮西派、總本山智恩院の末寺にして、開山は寛永二年四月、玄譽和尚なり。

大西 村の西北部にあり、初瀬川に沿ひ三輪街道の中央を貫通す。

綱掛神社 無格社なり、天長六年六月十八日、洪水の爲め、三輪より流れ來りしを、纏向村江包と共に拾ひ上げ、これを江包に祀る、祭日陰曆正月十日には、大西より雌綱を、江包より雄綱を出し、相合して綱懸をなすの舊式ありて、今に傳ふ。

市杵島神社 村社にして市杵島姫命を祭れり。

愛宕神社 市杵島神社の境内にありて、火産靈神を祭れり。

八幡神社 應神帝を祭れるも、明治四十三年市杵島神社に合祀せり。

大神神社 無格社にして、大字の南部三輪街道の東側、字三本松に鎮座し、大物主、櫛鬘玉神を祭れるも、明治四十三年市杵島神社に合祀せり。

帝釋天堂 市杵島神社の境内にありて、帝釋天を安置す、像は古代の名作にして、秘佛なりと云ふ。

大泉 本村の西南部にあり、大西と連絡す、初瀬川は其東方に流る。

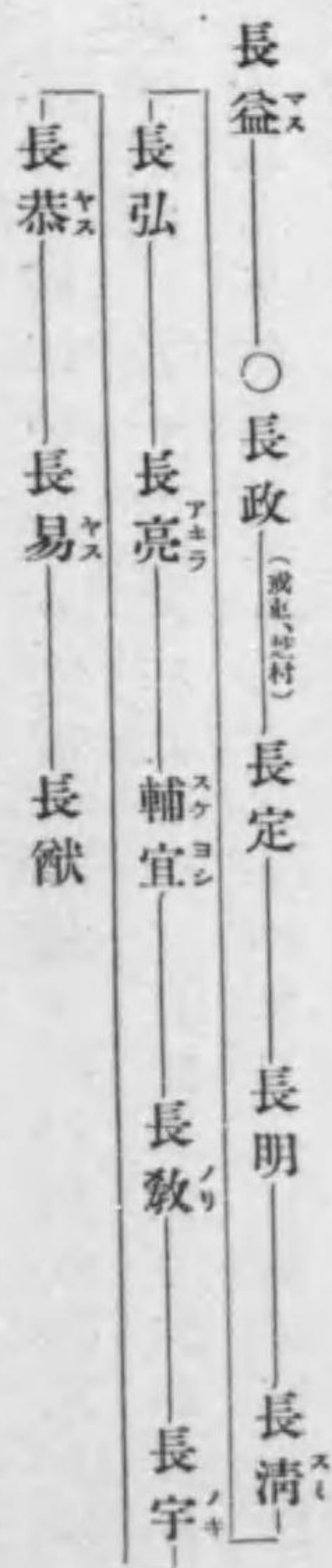
織田氏陣屋址 元和元年乙卯八月十二日、從五位下大和守尙長は攝州島下郡味舌村より分地して此地に來りしも、地勢不便なるに依り直ちに柳本に轉せしと云ふ、其跡詳かならず、謂ふに陣營を構ふに及はすして移轉せしものならん。

天滿神社 村社にして菅公を祀る。

齒定神社 無格社にして來由を詳かにせず。

人物

織田氏 芝村藩主織田氏は、信長の弟長益より出つ。慶長五年關ヶ原の戦功によりて、徳川家康采地三萬石を大和に賜ふ。元和元年大和芝村一萬石を四子左衛門長政に、大和柳本一萬石を五男大和守尙長に分ち封す。子孫相繼いで明治に至り兩家共に華族に列し子爵を授けらる。



織田長益 信秀の十男にて、右大臣信長の弟なり。信長本能寺に弑せられし時、長益三條に在りしか、變を聞きて遁走して難を免かる。後出てて豊臣家に仕へ、從四位下侍從に任せられ、幾くもなく入道して有樂齋と號せり。淀君の伯父なれば、年頃大阪にありて、秀頼の左右に侍せり。大阪冬の陣に推されて謀主たりしか、東西の和議成るに及びて、長益使者を徳川氏に送り、本多正純につきて籠居餘命を送らんことを乞ひ、遂に京都に隠れて茗事を以て邀遊せり。後養老料として封を攝津島下郡及大和國式上郡に賜へり。有樂初め茶道を千利休に受け、利休歿して後

斯道の宗匠を以て世に稱せられ、元和七年十二月十三日京都東山に歿せり、時に歳七十、或はいふ大和にて歿す、年七十五なりと。有樂は芝村柳本、兩織田家の祖なり。織田長政 長益入道有樂の四男なり、父入道歿せし後、所領の地を分ち賜ひて、芝村一萬石に封せらる。萬治二年十月二十三日致仕して卜齋と號せり。豊前守長定封を襲く。長定の子主殿長明、寛文十二年の夏家を繼ぎ、天和元年十一月一族山城守長頼か三男内匠長清を養ひて子とし、三年五月二日後を譲れり。

甲谷道庵 芝村の人にして、舊芝村藩の御殿醫たり、性恬淡にして寡慾、夙に博愛慈善の志あり、ここを以て病者常に門に滿ちぬ。偶、病癒えて謝禮を齎らすものあれば、家僕に委して己知らざるもの如く、唯貧を救ひ病を癒すを以て樂みとせり。傳へ聞く、藩主の參勤交代に扈從して江戸に下れる途に、雲助非人乞食等の病むものあるを見れば、駕籠を留めて診察し、且つ藥を投して去りしかば、當時東海道筋道庵先生の名特に高かりきといふ。天保八年二月二十二日病を以て歿しき、時に年七十四。嗣子紀孝も亦博愛慈善の名ありき。

恆岡直史 芝の人、天保十一年生る、舊芝村藩士なり、廢藩置縣の後、芝村藩の大參

事を勤め、後大阪府府會議長たり。常に謂へらく、人智の開發、國富の増進は先づ交通機關を具ふるにありと、乃ち同志を糾合して大阪鐵道會社を組織し、大阪湊町より奈良櫻井に至る線路を敷設せり、時に明治二十四年五月なり。明治二十八年八月二十日、病を以て歿す、享年五十四。

纏向村

纏向村 東纏向山を隔てて上之郷に界し、西は川東村、南は織田村、北は柳本村に接し、上街道其中央を南北に貫通し、道の東部は概ね山地にして、西部は一帶に平坦なり。耕作地二百六十三町餘、戸數五百八十、人口三千三百餘を有し、居民概ね農を本業とし、養蠶製茶及索麵の製造等を副業とす。

本村は垂仁天皇纏向珠城宮及景行天皇纏向日代宮の在りし地にして纏向の稱山河及社名に存せしか、今舊稱に因みて村名とす。

幕政時代に於ては、穴師、江包は芝織田藩、辻は天領、太田、草川、大豆越は藤堂和泉守東田、豊前豊田は柳本藩の領地なりしか、明治五年廢藩置縣の時各村に戸長を置き、後合併して柳本村に戸長役場を設置し、同八年又別れて各村に戸長役場を置き同

十七年今の十大字聯合して辻に戸長役場を置く。同二十一年町村制實施に當り從來各獨立せる穴師、卷野内、辻、草川、太田、東田、大豆越、江包、豊前、豊田の十箇村を一括して、之れを纏向村と稱す。

出雲の莊 本村内に在りたるも、今其所在及名稱を失ふ、蓋し今の東西、東田地方の間に於ける莊名ならんか。大乘院領に屬したるもの如く、貞和二年貢目録莊中の地名内に大泉、大西、東田、檜垣等の名稱を混存す、以て證すへし、當時森屋黨の支配所に屬す。

大市郷 其方域詳ならざるも、今の柳本より穴師、箸中に涉り、大神郷に接する方面を以て一郷となせるものに似たり、和名抄に、倭迹迹姫命薨す、乃大市に葬る、故に時人其墓を號して箸墓と云ふと、箸墓は箸中にあり。又垂仁天皇の朝に、大倭の神地を穴磯邑に定め、祠を大市長岡岬に建つ、大市長岡の岬は今の狹井社の地是なり、以て其方域を概知すへし。

又古昔に小大田の莊あり、大田、箸中地方に立てられたる莊園ならんか。

纏向山 村の東方に連互せる總稱にして、又弓槻嶽と名く、此山長谷山に連る、因

て長谷の弓月嶽とも詠し、南三輪山に互る故に三輪の檜原とも吟し、西の小山は所謂珠城山にして、北は即穴師山なり、共に古の名勝たり。

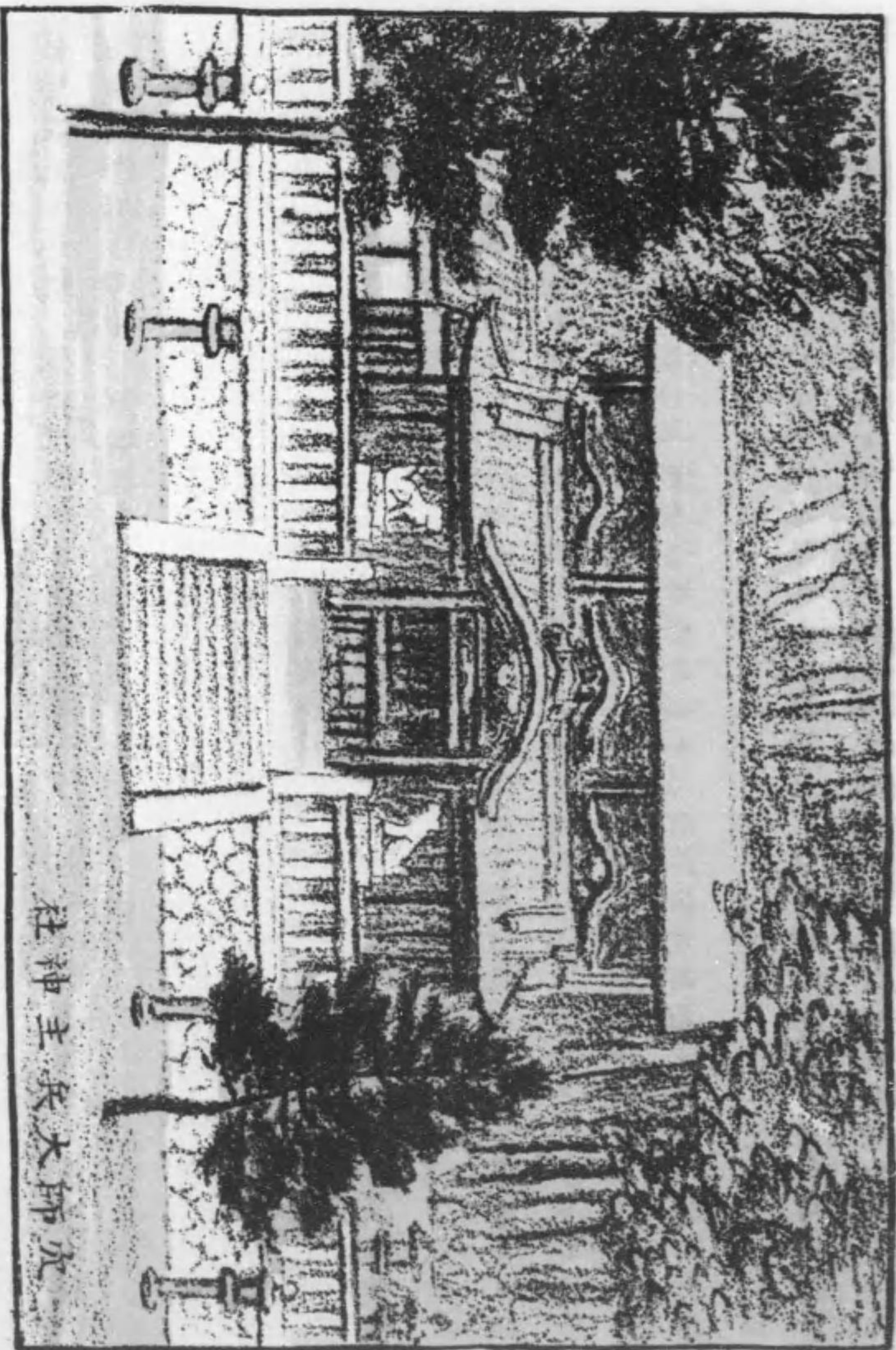
纏向川 纏向山より發し、車谷の三分一と稱する分水地に至りて本流は箸中芝に流れ、支流は巻野内に至りて二となり、共に西流して初瀬川に合す。

上街道 南三輪に通し、北柳本村に達す。

田原本街道 村の東西を貫通し、大字辻に至り上街道と交叉す、本道は西田原本に通し、東上之郷に入る、本村より以東は阪路にして交通稍、困難なり。

穴師 本村の極東に位し、東に山を負ふ、穴師大兵主神社の下社は、天鈿女命を祭る、命始めて笛を作り之を吹く、即ち其神鎮座の地なり、仍て穴師と名く、垂仁帝の世に、大倭神地を穴磯邑に定めしことは日本書紀に見ゆ。又惣國風土記に、穴師郷の名あり、中世穴師を以て一郷となせしものか。又古昔は痛脊痛足の字を用ひたることあり、其故を知らず。

纏向珠城宮 垂仁帝の皇居なり、帝王編年記に、大和國城上郡今卷向川の北里西田中に在りと、卷向川の北里は即穴師なり、穴師と備後との間に珠城山、俗に玉の山



穴師大兵主神社

と稱する地あり、宮址は此山の東に方る字玉井の地なりと云ふ。

纏向日代宮 景行帝の皇居なり、帝王編年記に、大和國城上郡今卷向檜林是なりと。檜林は寛文十二年卷向山九箇村鎌數割附帖に、都古谷十町七段四畝とある地なり、依て考ふるに址は穴師より北凡そ三丁に、ヤブツケと字する地の右に當りて一段高き地あり、後正寺と呼ぶ、其後方の耕田一帯を宮古の浦と字する所是ならむ、後正寺は御所地の轉訛にはあらざるか。

野見宿禰角力舊蹟 垂仁天皇野見宿禰を京師に徵し、當麻蹶速と力を角せしめたることは舊史に見る所なれども、其舊蹟なりと定めたる地なし。傳へ云、本大字内穴師神社二の鳥井より二丁許り、西に方り、道の右側にカタヤシキと字する茶園あり、これ角力濫觴の舊蹟なりと。願ふにカタヤは形屋にして、角力場内の古語なり、且此地は垂仁天皇纏向珠城宮址と、珠城山を隔てて相隣る、土人の口碑亦據あるに似たり。

穴師坐兵主神社 小字宮の浦に鎮座せる式内郷社にして、今兵主神社、大兵主神社、若御魂神社の三社を總稱せるものなり。古は名神大社にして、月次相嘗新嘗の

官幣に預れり、今郷社たり。但古、穴師社と稱するものに兩社あり、一は上社と稱し、本と弓槻嶽にあり、志に之を以て穴師大兵主社とするは誤にして、弓槻の上社は即ち名神大社の穴師坐兵主神社なり。一は下社と稱し、今の穴師坐兵主社の地にありしもの、是即ち穴師大兵主神なり。然るに應仁の兵亂に弓槻の上社即穴師坐兵主社焼失後、其神體を下社なる大兵主社の相殿に遷し祀りしより、遂に下社を穴師坐神社と稱し來り、以て現在の如くになりたるものなり。兵主は史記封禪書に八神一日天王、二日地主、三日兵主とありて、本と漢語を以て神名となせるもの兩師社龍穴社河伯社等亦同例なりなれば、宜く舊訓に仍りヒヤウズと讀むへし、然るに近世之をツハモノヌシと訓するは、杜撰の甚しきものなり。而て兵主は何神の別名なるを知らず、社傳及神祇正宗に大國主神と稱し、神名帳考證には素盞鳴命なりと云ひ、元要記には穴師坐兵主神社三所、天富貴命、健御名方命、廣田大明神と見ゆ、其何れか是なるを知らず。又大倭注進狀裏書に、社傳として述ふるものあり、曰く、穴師神社は上下の二社あり、上の社は御食津神なり、神體は日矛神名帳に大和國城上郡穴師兵主神社一座とあるもの是なり。

下の社は天鈿女命なり、兩社共神體を矛とす、故に兵主の神と云ふ、亦天鈿女命始め、笛を作りて之を吹く、其神鎮座の地なり、仍りて穴師と云ふ。神名帳に、穴師大兵主神社一座とあるもの是なり。按するに古語拾遺に曰く、天鈿女命手に著鐸の矛を持ちて石窟の戸前に於て俳優歌舞すと。蓋し此裏書に載する所を以て正とすに似たり、之を要するに穴師社に上下二社ありて、上社は穴師坐兵主と云ひ、下社は穴師大兵主と云ひ、通して之を穴師社兵主社と稱せり、而して現今の社地は所謂下社にして、上社は弓槻嶽にありしを、戰國の際社頭衰頽するに及び、其神體の下社に合祀せしにより上下相混し、遂に弓槻嶽の社址を以て大兵主社地と誤り傳ふるに至れるなり。天明二年の穴師神社由來書に、穴師大明神之儀、往古者卷向上下之社と申、兵主の御神與奉稱候御事……、人王百三代嘉吉年中、應仁兵亂に國中騒動記録神寶等迄焼失仕候而、今穴師社者下の社に御座候上之宮御神體を相殿に祠る故に本社御殿三社なりとあり、以て證すへし。然るに志に大兵主社を弓槻嶽に在りと云へるは非なり、當社の御食津神を祭れるは、既に大倭注進狀裏書の社傳にて明かなるも、尙大倭本記に曰く、天皇の始めて天降り來るの時、共に齋鏡三面子鈴

を副へ護らしむ、鏡及子鈴は天皇の御食津神と朝夕御食の日夜護齋し奉る大神なり、今卷向穴師社宮處に坐す解祭る大神なり。大和小鏡に曰く、穴師大明神御食津神社の鳥井は初瀬街道に在り、今の上街道か社頭は遙の山中に有るなりと、其言ふ所正に社傳と相合ふ。但大倭本記には、鏡鈴を以て穴師社の神體とするも、社傳には矛を以てすと云へり。要するに鏡鈴を著けたる所謂日矛を以て、御食津神の靈代となし、大兵主社は鐸を著けたる矛を以て天鈿女命の靈代となし、共に矛を以てせしより、兵主の社名を得たるものなり。

創祀の時代記録の徴すへきなし、元要記に、崇神天皇六十年大和國城上郡纏向穴師山に、大和姬命、穴師兵主明神を祀り玉ふ、彼祭には葛を結ひ頭に懸け歌舞す、七月十一日の祭にして、崇神天皇の御娘大和姬命の歌舞せられたる遺法なり、と見ゆ。案するに大和姬命は崇神帝の皇女、千千衝倭姫命なるへし、果して然らば崇神帝六十年千千衝倭姫の創祀する所なるか。

卷向坐若御魂神社 三代實錄に、貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上を授けらるとあり。由來記に據るに、嘉吉應仁の亂に社殿荒廢したるを以て、下の社の

右に遷し今尙其境内に在りて之か末社たり、舊社地詳ならず、或は云ふ卷向山に元檜原と字する所あり、これ其舊址ならんと。若御魂は一に稚産靈に作る、御食津神の父なり、穴師社現境内は五千三百四十六坪ありて、社殿は明治十七年の改造に係り、境内に祓戸神社須佐之男神社水野神社奇稻田比賣命神社等あり。

常善寺 字垣内にあり、淨土宗鎮西派に屬し、文和元年二月沙門誠阿實尊の創立なり、境内に觀音堂あり。

立子の石櫛 字立子にあり、玄堂長十五尺、高八尺あり、羨道破壊して存せず。

巻野内 穴師の西にあり、明治初年備後初利の二邑を合したるものなり。備後は天正の頃十市備後守此地を領せしにより村名とし、其後東西二邑に分ち、東備後は芝村藩に、西備後は柳本藩の治下に屬したり。初利は享徳二年大乘院段錢日記に、羽津利井莊とあり、井上若狹玄安といふもの之を支配せしか如し、然れとも若狹は其何人にして、又何れの所に住せしかを詳にせず。

春日神社 無格社にして大字の中央にあり。

纏向尋常高等小學校 明治六年柳本博文館より分離し、同七年一月備後村明道

館を設立し、後村名の改稱と共に卷野内小學校と稱し、同十一年十月今の校舎を新築し、同二十年四月東田小學校を分校とす。後同二十五年四月東田・豊前江包・豊田を割きて東田尋常小學校を設置す、同三十年十月更に校舎を改築す。其後就學兒童の増加に依り、同四十三年四月假分教場を設置し、同四十五年三月之を廢止す。同年五月校名を纏向東尋常小學校と改稱す。大正元年十一月校舎を改築し、同年四月一日高等科を併置す、現今の校舎即ち是なり。

辻 本村の中央北端上街道に跨り、文祿の頃太田村より移住したるものなりと云へり。

釋尊寺 融通念佛宗にして阿彌陀如來を本尊とす、其釋尊寺と稱するものは、古昔別に寺院ありて、釋迦如來を本尊としたりしものを合併したるに依る、其本尊は今尙ほ境内釋迦堂に存す。

須佐野男神社 無格社にして釋尊寺の境内に接する雜社なり。

草川 辻の南にあり、縣道に跨りて辻と接續す。

纏向村役場 明治三十五年四月一日より此地に設置し、後大正三年大字太田に

移す。

太田 草川の西南上街道を離れて西にあり、古昔は譯語田と云ひしか、後他田となり、又轉して太田となりしと云へり、譯語は通事職にして、他田は其職田の地號に移りたるものならん。東大寺正倉院文書に、天平五年右京三條三坊計帖の署名に他田の東人、又天平四年藥師寺三綱牒に、案主他田の水主、東大寺寫經手に、他田の川主等あり、此地の氏人なるへし。

譯語田幸玉宮 敏達天皇の皇居にして、書紀に、四年ト者に命して海都王の家地と糸井王の家地とを占はしむ、トへは便ち襲吉なり、遂に宮を譯語田に營む、是を幸玉の宮と云ふとあり。傳へ言ふ今大字の乾に當りて一般高き地あり、字して高丸と云ひ、其東一帯をヲシヨカミと云ふ、これ宮址なりと、蓋しヲシヨカミは御所上の轉訛なり、一説城島村戒重を其處とす。

他田坐天照御魂神社 式内村社にして、字堂久保にあり、祭神は天照大神とも、又天照國照彥火明命とも云ふ。敏達天皇の十一年の鎮座と傳へ、聖武天皇の時毎年神戸の稻九十束餘を式上郡より納めし給ひ、大同元年本國及伊勢の封二戸を定め

貞觀元年從五位上を授けられ、延喜の制四度の官幣に預り、社頭も殊に盛大なりしか祀典弛廢せしより、大に舊態を失へりと。境内二百四十一坪あり。

大豆越 本村の西北端にして辻の西にあり、口碑に傳ふ、天正の頃十市常陸守一族同姓伊賀守等松永勢の攻撃に遇ひ、十市城沒落の時同勢八十人落武者となりて此地に來り、一佛寺を創し落髮して佛門に投したり、時に九月十三夜にして後の月に當れり、里俗後の名月を大豆名月と稱し、大豆を食ふの習俗あり、故に大豆越と稱したり、其子孫に左近といふ豪族ありて、附近に多く土地を所有し、景行天皇陵の堀の一部も亦當時左近の所有たりしと云ふ。又其寺院にも左近堂と稱するものあり。

粟蓋鳴神社 無格社にして大字の西北にあり。

東田 太田の西にあり。

王塚の古墳 字大塚にあり、高四間五尺、根廻り八十五間、段別一段三畝二十三歩、前方後圓の形を存し、三成の築造なりしならんも、今は開墾して畑地となす。唯頂點の中央部分のみ未だ開墾せずして芝生となし、一の小石を建て大塚大權現と録

しあり。里俗の口碑に、往時は正しき前方後圓にして、四圍土堤を築き櫻樹を植ゑありしも、何時となく堤も崩れ櫻も伐採せり、且其塚四圍に渥溝のありしならんも田となり、七八十年前一隅を發掘して鑄鐘の場とせしに、種種の災異ありしとて、爾來數尺の地は恐れて開墾せずと云ふ。村内の古帳簿類には、大塚を王塚と記しありと云へり。是等を以て觀れば、往古必ず貴人の古塚ならん、或は云ふ垂仁天皇の皇后日葉酸媛の陵なりと、何に由るを知らず。

大念寺 融通念佛宗にして、中興開山は元和元年良傳阿闍梨なり、境内に開立堂あり。

東田神社 大字の西北にある無格社なり。

纏向西尋常小學校 明治七年三月六日、東田江包、豊前の三箇村合併し、東田村會所を假校舍とし、朝開館と稱せしか、同九年五月東田小學校と改稱し、同十六年七月より東良小學校を分校となす。同二十年四月より巻野内尋常小學校、東田分校となし、東良分校を本校に合併し、同二十五年四月更に東田尋常小學校と稱す。同三十三年五月校舍を改築し、同四十五年四月更に校舍の増築を行ひ、同年五月十五日

纏向西尋常小學校と改稱す。

江包 本村の西端、初瀬川の東岸にあり。

春日神社 村社にして無格社なり。素盞鳴神社は俗に綱掛神社と稱し、陰曆正月八日社殿に於て雄綱を組み、大西より持ち來りて雌綱と相交せしめて、之れを社前に掛くる慣例あり。

遣迎寺 淨土宗鎮西派にして、寛文六年九月念譽直入の創立なり。

豊前 東田の南にあり、土地低下にして初瀬川の堤防其西南に高きを以て、洪雨の時は屢、浸水の害を蒙むることあり。

白山神社 は無格社にして大字の東方に鎮座せり。

豊田 豊前の南にあり、古昔は大西領東部の浦今字古屋敷に居住せしを以て、之を東良と稱し、後浸水の害を避けんか爲め現在の地に移轉し、豊前東良と稱し來りしか、明治十七年八月獨立の一村となりて豊田と改稱せり。

西福寺 眞宗本派に屬し、寶曆十三年得策の創立なり。

人物

サワ 辻村の孝子にして、サメとあるは誤なり、山邊郡仁興村穴田與七の長女にして、天保十三年辻村の與四郎に嫁し、當時赤貧洗ふか如く家計困難なりしも、父母に仕へて孝養到らざるなく、家事に勉勵す。其行遂に公聞に達し、明治三年官之れを表彰し、金百五十疋を賜ふに至れり。同十九年十月二十二日、享年六十六歳にして歿す。

松治郎 辻村の孝子なり、弘化四年三月式上郡辻村に生る。父久治郎母たけと三人暮なりしか、父は賭博を好み無頼漢なりしも、毫も倦怠の色なく農業の傍日稼等に精勵し、孝養到らざるなし。其行遂に公聞に達し、明治三年官之れを表彰し、金百五十疋を賜へり。

柳本村

柳本村 郡の極北にあり、東は上之郷村、山邊郡と山嶽を隔てて境を交へ、西は川東村、南は纏向村に連り、北は山邊郡に接續せり。

地勢は東西に長く、南北に短く、東半部は山谷西半部は平坦にして、上街道は平坦部の中央を貫通し、柳本大字の人家は概ね此街道に跨り市街の體をなす。東半部

の全山を總へて東山と稱し、其東南部に在るものを弓月山と云ふ、松樹尤も多し。全村面積四百三十八町餘歩にして、内耕地段別百八十五町餘歩を有し、戸數五百餘人口約三千八百あり。生業は半農半商、殊に主として力を農業に注ぎ、養蠶製茶、蜜柑等の副業亦盛なり。

本村は寛正二年の頃、尙ほ大市郷楊本庄と稱し、興福寺領に屬し、其後享祿中柳本彈正忠此地にありて遊佐河内守に黨し、降りて天正年間柳本源次郎範宣なる者あり、十市氏の麾下に屬せしとあり、元和元年に至り初めて織田氏の領する所となり、而して澁谷は當時天領となり、或は大坂川口の出張所五條代官所の支配となり、或は織田芝村藩植村高取藩の預り所に屬し、終に奈良縣の管轄に入る。明治二十二年町村制實施に際し、合併して一村となし、附するに柳本の名を以てしたるなり。新川西門（西門）川さこと川高木川一（一）目川板橋川真面堂川等は何れも東方の山間より發する小流にして、川東村に入り遂に初瀬川に合す。

上街道 柳本市街の中央を貫通し、南は三輪に、北は丹波市に通す。

長岡街道 上街道字真面堂より分岐し、川東村に至りて中街道に連絡す。

關西線(奈良線)柳本停車場は、柳本市街の西にあり。

柳本 村内の大部分を占め、織田氏陣營のありし所にして、元柳本上長岡下長岡北別所南別所山田の六箇村に分れ、維新の際合して一村となしたるものにして、今尙ほ部落を分ちて各地に散在せり。蓋し別所は元と別府にして、國郡司の次官別に政廳を構へ執務せし所なり、今尙ほベツフの字を存す。

柳本は傳へ云ふ、養老二年六月天竺の高僧善无畏三藏來錫の時、山邊道の側に一大楊樹あり、是れ靈地なりとして真面堂を建立したるを以て、此地を柳本と稱するに至りしものなりと。寛正の頃尙ほ楊の字を用ひたり、一説に古昔は長岡の里と稱し、勘解由左衛門源義住なるもの此地に城を構へたりしに、其坂の上に柳の大木ありしに依り、時人楊本勘解由左衛門と稱し、傳へて柳本範堯柳本範宣等に至り、其家亡ひて柳本寺となり、遂に轉して村名となりしものにて、長岡街道上長岡下長岡等の舊名今尙ほ存すと其何れか是なるを知らず。

板橋 足利義滿京都北山金閣寺の天井を一枚張とせん爲め大木を諸國に求め、時の柳本國主領内の城島村大字赤尾より搬出せしめし楠木の餘材を以て架けた

るものなりと云ふ。今は石橋なり。

竈馬橋 こほろすのばし 倭路記に、釜の口の東高嶺に弓槻か嵩頂上に、十市兵部少輔遠忠の城址あり。此邊の道筋にコホロギノ橋と云ふあり、小溝に野面石を渡したるよし、又コホロギと云ふ謠曲に「露ふかき草にはすまの詠あり、今磯城山邊の郡界なる上街道に架せるものをこれに當つれとも、恐くは古の山邊道にありしものならん。

山邊道 南三輪町大字金屋より北奈良に通ずる舊奈良初瀬の街道にして、景行崇神兩天皇陵の前を南北に通し、今尙ほ小道を存す、これ所謂大和三道の一なる上津道にして、古の山邊道と稱するものは是れなり。山邊道上陵の稱あるもの及今の新道を上街道と稱するもの共に之か爲なり。

山田瀧 西門川の上流に在り、水清く風爽に、夏時暑を避くるの客妙からす。

十市城址 應永六年十市彈正左衛門重則、大内義弘に屬し、釜口の上龍王山に城を構へ、天正中十市兵部少輔遠忠に至り、筒井順慶の麾下となり、松永彈正久秀の攻陥する所となりて戦死したる遺蹟にして、現今山邊郡丹波市町大字田の境界内に屬し、山上所所に石階礎石、井戸等點在し、大鼓櫓馬乘等の字尙ほ存せり。

織田氏陣屋址 元和元年乙卯八月、平信長の弟從四位侍從長益の五男從五位下大和守尙長、攝州島下郡味舌村より分村して大泉に來たり、更に當地に陣營を構へたるものにして、式上郡の内白河赤尾上の庄、大西大泉、豊前東田、備後初利、笠間、安田、笠龍、谷芹井、北白木、中白木、柳本、其他宇陀郡山邊郡の領地を合し、二十三箇村、石高一萬石を領せり、尙長以後十三代を經、當主子爵織田秀實に至る。舊藩主の陣營は、東西百五十八間、南北百五十五間八分、面積二萬四千六百十六坪四分あり、内八百八十八坪及建築物の一部は、現在柳本尋常高等小學校の校地となり、其他は擧げて耕作地とせり。然れども其周邊尙ほ舊藩士の邸宅散在して、當時を追想せしむ。

崇神天皇山邊道 やまべのみち **岡上陵** おかののり 當大字の中央、東部上街道を距る東四丁にあり、中古荒廢に屬せしを、元治元甲子年九月十七日、柳本領主織田長恆、修補の功を起し、兆域六町四段三畝十歩の大陵を完成し、高堤を築き、深淵を周らし、堤上植うるに八重櫻を以てす。

南アノ山 崇神天皇陵前南側にあり、兆域二段七畝四歩の陪塚なり。
アノ山 崇神天皇陵前北側にあり、兆域七段六畝六歩の陪塚なり。

百塚 崇神天皇陵の西南にあり、兆域七畝一步の陪塚なり。

柘榴塚 崇神天皇陵の南にあり、兆域二十九歩の陪塚なり。

陪塚なるものは、完全なる古陵には其數必ず六七箇所乃至十箇所あるものあり。崇神天皇此陵にも尙ほ未だ發見せざる陪塚あるへし。現に字藥師山及茶臼塚と稱する地竝に伊射那岐神社の境内にあるもの等は、地勢形狀等自ら陪塚たるの形蹟あり、後考を俟つ。

黒塚 大字柳本舊藩邸の西北にある古墳にして、高さ五間半、根廻り百四十八間、段別七段二畝十歩あり。塚の形前方後圓にして、築造三成をなし、東に高く一丘を爲し、西低落して長く延ぶ。其正面は西方にあり、全山松杉及雜木繁茂し、四圍繞らずに湟溝を以てす。此塚に對し別に口碑傳説の徴すべきなし。明治三四年の比、まては舊藩織田家の邸内にありしを以て、藩主の後園となし、頂上に建勳神社稻荷神社の小祠ありしを、今はこれを他に移したり。其築造の規模宏壯なるより考ふるに、全く古墳墓にして尋常のものにあらず、或は云ふ履中天皇の妃黒姫の御墓にはあらざるかと。妃は天皇の五年九月に薨せられしこと書紀に見ゆ。其段に神

の告に依り羽狹丹に葬る云云、然るに日本書紀通證に、羽狹は吉野郡馬佐の邊りと云へとも、當時の都は今の櫻井附近なれば、都より程遠からぬ此地に葬られしかとも思はる、兎も角王以上の古墳たることは疑ひなし。

櫛山 崇神天皇陵の東方にある古墳にして、高六間、根廻り九十五間、段別八段二畝十歩あり。前方後圓にして、築造三成を爲し、東に高く西に低く、其正面は西方にあり、西南の二方は今尙ほ池水を湛へ、全塚芝生にして、麓に一株の老松を存するのみなりしか、官有となりしより妄りに立ち入るものなきを以て、今は稚松繁茂す、里人此塚を呼て櫛山と云ふ。其由る所を知らざるも、塚形を見るに純然たる陵墓にして、普通人臣の塚にあらず、其三成をなし、多數の埴輪土器を埋め、築くに日向右を以てし、上に石英の白礫を散布する等、當時の壯觀想ふべきなり。構造より考ふるに、開化天皇以後敏達天皇以前の陵制に適ひたるもの、如し、此他古墳に、茶臼塚大塚ヒシナ塚等あり、芝尾にも石窟多し。

伊射那岐神社 式内村社にして、小字天神山にあり、伊那那岐大神及菅原道真公を祀る、織田氏累代崇敬の神社にして、中古天満宮と稱し、耳成天神山の神を遷し祭

りたるものと云ふ。初め本社は天神社なりしか、其後久しく天満宮と稱し、寛正二年中に在ても尙ほ楊本天満宮の名舊記に見ゆ、抑、古來天津神を祭りたるを天神社と稱し、菅原道真公を祭りたるものも亦天神社と稱するより、彼此混雜して往往天津神にして菅原社又は天満社と變するものあり、現在村社中に於ても此例尠からず、是は畢竟當時天満宮の信仰世人に厚かりしより、當時の社司妄りに神座を改めて、人心に投ずるの餘弊たらずんばあらず。聞く本社之神體は二軀の木像にして、共に數百年以前の作に係り、彩色剝落蝕凹蜂房の如く、一見其何の像なるかを識別し難きに至ると雖、一軀は男體一軀は女體にして、諾冊二尊之神體たるは殆んど疑を容れず、然るに往時は一を菅原道真朝臣の像とし、女體は強て朝臣の師法性房となせり、實に思はざるの甚たしきものと云ふへし。維新の際其合祀社なることを發見し、初めて正に歸せりと云ふ、社殿は明治十三年の改造、拜殿は寛永十八年藩主織田大和守尙長の改造に係り、境内に度會春彦を祀れる若松神社、春日神社、稻荷神社、市杵島姫命を祀れる嚴島神社、大日貴命を祀れる琴平神社、大山咋神社等を鎮座し、境内一千七十八坪あり。

嚴島神社

字山田にあり、其他秋葉神社及花鎮神社は櫛山に、春日神社は字北別所及上長岡に、建勳神社及稻荷神社は舊郭内に、事代主神社は字戎町にあり。八阪神社は釜口山長岳寺の鎮守神社なりしも、共に無格社にして、明治四十二年より同四十四年の間に悉く伊射奈岐神社に合祀せり。

釜口山長岳寺

眞言宗古義派高野山金藏院末にして、釜口山に在り、且寺地上下長岡の邑里に接す、寺號山號此に基く、人皇五十三代淳和天皇の天長元甲辰年六月朔日、弘法大師の開基、本願は大乗院門跡聖信大僧正なり。大和陳迹名濫圖に日本武尊の弟十男釜見王は釜口氏なり、廟所に大師精舎を建て給ふとあれば、竈見別皇子の御墓所に、此寺を建立せしに似たり。是れ今尙境内林中に埴輪土器等を出す所以ならんか。古昔は本堂愛染堂御影堂五重塔十羅刹堂眞言堂經藏寶堂宿堂客殿及僧坊四十二、簷を連ね甍を並へたりしか、或は火災の爲に烏有に歸し、或は時勢の變遷に依りて頽敗に屬せしも、寛文の頃尙十字の坊舎あり、天明に至りて僅かに七坊となり、明治六年寺祿を廢せられしより益、衰微して、今は唯荒廢せる二箇寺を存するのみ。されど四千餘坪の境内は今尙舊規を存し、元祿七年の再建に係る本

堂には阿彌陀如來、寶徳三年の再建に係る御影堂には弘法大師、假堂には愛染明王、持佛堂には普賢菩薩を安置し、天長元年創立の儘なる鐘樓門及飛地境内に養老二
年唐僧善无畏三藏の建立と稱する眞面堂あり。光明皇后の御筆と稱する法華經
八卷、阿彌陀如來の繡像、能登守教經の矢無品親王の御筆なる愛染明王緣起等の寶
物現存し、境内風致に富み鎌口こかれて見ゆる紅葉かなとの古を忍はしめ、春秋の
眺めに杖を曳くものと大師の靈驗を慕ひて巡拜するもの絶えず、かかる古刹なれ
は慶長七年徳川家康公朱印高百石を寄せ、元祿七年女院御所の御願として、一山修
繕の料を賜はり、明治十六年十二月内務省より保存資金として金二百圓を下賜せ
られたり、特別保護建造物に屬す。

專行院 淨土宗鎮西派本山智恩院末にして字寺垣内にあり、阿彌陀如來の立像
を安置し、天正十二甲申年十一月柳本源次郎範宣の本願にして、開基は圓譽上人道
阿なり。境内五百三十四坪ありて、本堂、觀音堂は寶永三年の建立に係り、位牌堂に
は舊織田藩主累代の靈を祀れり。

大念佛寺 淨土宗鎮西派佐田來迎寺末にして、字上長岡及下長岡に各一箇寺あ

り。

藥師 南別所にありて僅かに寺號を存し、尙ほ此外に北別所に稱念寺、南別所に
萬福寺、山田に福満寺、柳本藥師垣内に義右衛門庵、伊邪奈岐神社境内に天巖山清水
寺ありしか、維新の際共に廢滅に歸したり。

神宮奉齋會 舊郭内の一部にありて、奈良縣一圓大麻曆の頒布を司りしも今は
廢止となれり。

柳本尋常高等小學校 明治五年八月の學制に基き、七年二月七日柳本村專行院
の庫裡を假校舍として博文館を創立し、九年四月柳本小學校と改稱す。十年四月
二十九日舊藩邸舎の一部に移轉し、十九年五月小學校令の改正に依り尋常小學校
として、別に簡易科を併置したりしか、忽ちにしてこれを廢し、三十三年四月校舎の
新築及改築を行ひ、同四十四年四月一日高等科を併置し、以て今日に至る。

柳本村役場 初め小學校舎の一部を假用し來れるも、明治四十四年神宮奉齋會
跡を修理して之に移れり。

柳本郵便局 柳本字新町にあり、又關西鐵道柳本驛は、公衆電報の取扱をなせり

澁谷 本村の東南部にあり。古昔は稍大村にして崇神景行兩天皇陵の間にあり、依て王墓村と稱し、後世村名に墓の字を忌み、村内の一部分なる澁谷を以て村名となしたるものと云ふ。澁谷の字今尙ほ大字の東五町の田地に残れり。

景行天皇山邊道上陵 當大字の西南上街道を距る東四丁餘にあり、中古荒廢に屬し、山腹に寺院等を設けたりしを、元治元年復舊の工を起し、戸田大和守これを督し、堤上亦植うるに八重櫻を以てせしも、地低く湟淺く、櫻樹の生育亦崇神天皇陵の如くならずと雖も、拜所の改造は先んして之を行はれ、尊嚴の體具さに備はれり。

上山 澁谷の西人家に接し、兆域七段十五歩の陪塚なり。

丸山 景行天皇陵の東側にあり、兆域九畝十歩の陪塚なり。

赤坂 景行天皇陵の東北にあり、兆域一段九畝四歩の陪塚なり。此他シロ山・シウロ塚・ヲカタ塚・岸ノ下・ユラ塚等の古墳あり。尙ほオカタ塚・城山・イワウ塚等尙ほ陪塚の體を具ふるもの尠からざるも、今は民有地として開墾せり。

水口神社 式内村社にして、澁谷の西方上山陪塚の西麓にあり、俗に天皇社と稱す、境内末社には嚴島神社・譽田別神社あり。

東福寺觀音禪寺 二寺は今廢寺となれり、本尊は大字の集會所に置き、尼僧をしてこれに給仕せしめあるも、其觀音は木像の古佛にして、其作の優美なるのみならず、五重の石塔釋迦三尊の石佛等は、一見大巨利の遺物たるを證すべく、此地古昔大伽藍あり、今尙ほ塔の谷鐘樓堂の字を存せり。

人物

織田氏 織田長益大和國三萬石を賜ひ、四男長政を芝村に五男尙長を柳本に分封す。

長益——尙長——長種——秀一——秀親——成純——秀行——信方——秀賢——

長恆——秀綿——秀陽——信成——信及

織田尙長 長益の五男なり、元和元年父の所領式上郡柳本の地方一萬石を分ち賜りぬ。寛永十四年十一月三日歿す。子修理長久家を嗣ぎ、後長種と改めたり、長種歿して信濃守秀一家を嗣ぎ、貞享四年八月三日四十九歳にして歿せり。長子監物秀親後を嗣ぐ。寶永六年前將軍綱吉の法會ありて、勅使東下ありしかば、秀親は

前田采女利正と共に命を受けて東叡山惠恩院に於て饗應の事を司りしか、利正偶、精神錯亂し、秀親を斬りて死に致せり、實に二月十六日の事なり。幕府秀親の弟成純をして遺封を領して家を嗣かしむ。裔信成別に傳あり。

織田信成 柳本藩主にして、夙に尊王の志篤く、又能く撫民に意を注ぎしかば、下民悉く悦服し、政令普く行はれき。信成豫て崇神天皇の御陵の荒廢に傾けるを慨し、領内に令して修補の工を起さしめたり、時に元治元年九月なりき。信成工を督し、人夫五萬七千九百九十八人を使用し、工費銀五百九十八貫九百十匁を支出し、翌二年五月竣功せり。信成よりて人夫に米二百八十九石九斗九升を給與せり。御陵墓の周圍に六町四段三畝歩の水を湛へ、堤塘には悉く櫻樹を栽植せる等御陵墓中多くその比を見ざる壯舉を成就し、其尊嚴を保たしむ、柳本村は固と水利の便に乏しく、常に潤渴を免れざりしか、山陵の竣功と共に特に御陵隍の放水下賜の恩典を蒙り、灌漑の用に供するを得るに至りたるを以て、七十餘町歩の農民は忽ち蘇生の思をなし、爾來全村鼓腹の樂を享受せり。村民深くこれを徳とし、永く子孫に傳へて忘却せざらんことを期せりといふ。信成は子爵織田信一の祖父に當れり。

川 東 村

川東村 纏向、柳本兩村の西にありて、南は多村に隣り、西は田原本町及都三宅の二村に接し、北は山邊郡に界し、地勢全く平坦にして、本郡中第一の大村とす。耕地七百六十町餘を有し、戸數一千百餘、人口約七千五百を有し、概ね農を業とし、商工業者は纔かに其四分の一に足らず。

幕政時代に在ては西代法貴寺、阪手小阪、鍵唐古、大安寺、平田、東井上、西井上、伊豫戸、笠形、南方爲川、北方藏堂、檜垣は徳川氏直領にして、八田は小野半之助、武藏小兵衛、鈴木五右衛門及幕府の分領する所なり。又武藏海知は水野長門守領、今里は本田唐之助、領大木は武藏小兵衛領に屬す。本村は町村制實施の際、以上の二十三大字を合一し一村を組織して川東村と名く、村は寺川以東にあるを以てなり。

初瀬川 織田村より來り、村の中央を西北に流る。

寺川 多村より來り、村の西境を北流す。

中街道 村の西境に通し二階堂に達す。

長岡街道 村の東北にありて柳本に通し、西は鍵に於て中街道に合す。

三輪街道 村の南境にありて、西は田原本、東は三輪に通す。

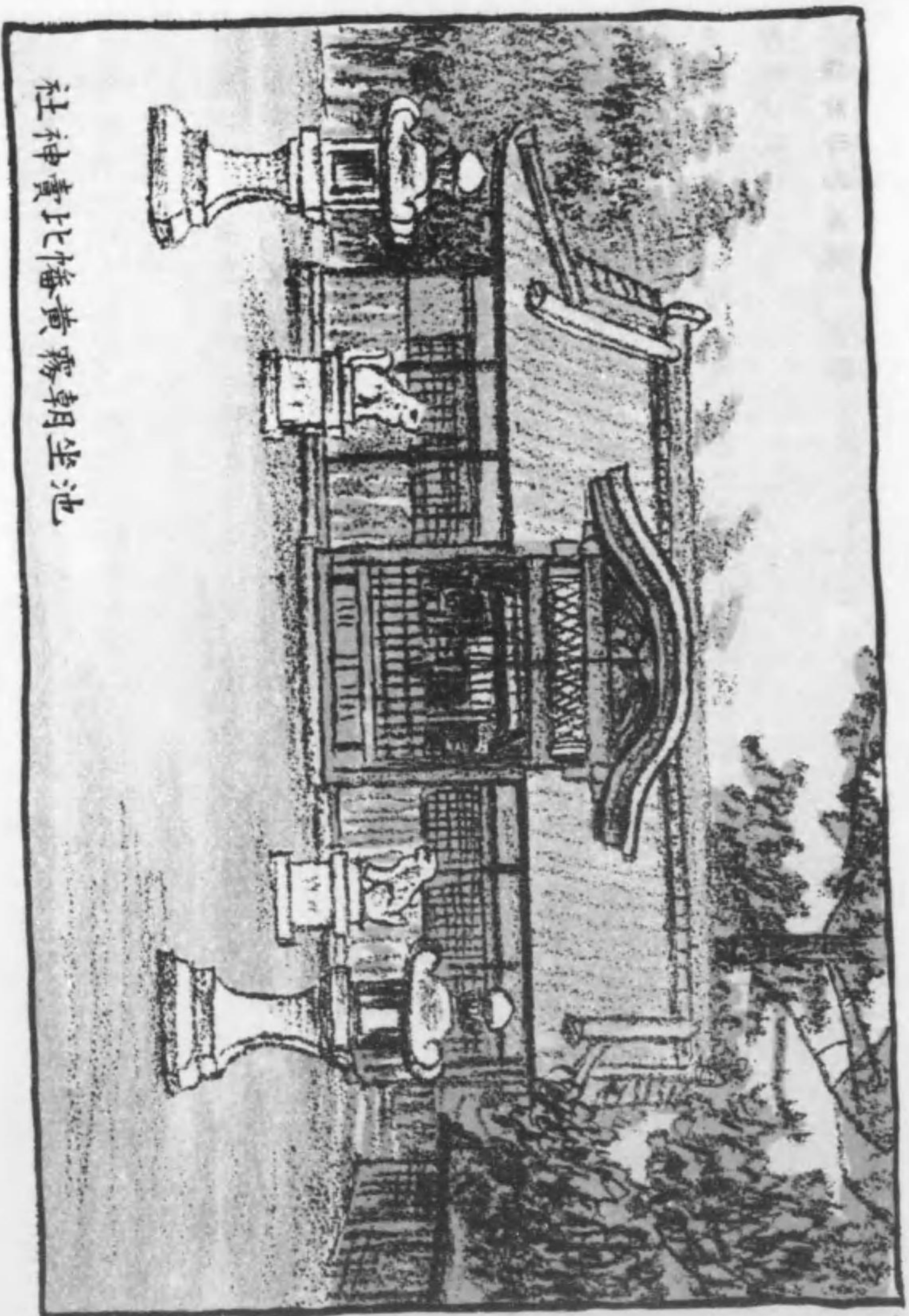
田原本街道 大木に於て三輪街道より分岐し、村の東部を北に貫き、上之郷に達す。

橋街道 田原本街道の東を北に通し、山邊郡に達す。

法貴寺 村内の中部に位し、長岡街道其中央を東西に貫通す、法貴寺なる巨刹ありて、寺號を取り邑名とす。

法貴寺壘 丹波山と字する地にあり、法貴寺氏之に據る。國民郷士記に、法貴寺丹波守城址を今丹波山と云ふ法貴寺丹後守と即ちこれなり。今尙ほ其地を丹波と字せり、氏其出づる所を詳かにせざるも、御兵士引付に、法貴寺一黨分備前庄、小林庄、法貴寺散所、同絲井衆絲井庄とあり。段錢日記に、小林庄法貴寺黨給主絲井庄長谷川一黨と見ゆれば、亦長谷川氏の一黨なるへし。古老の口碑に、往昔在原業平齋宮女王を携へ此地に逃け來り、長谷川黨に投じ其庇護に藉り河内高安に赴くと、其遺蹟と稱するもの今尙ほ存在せり。

齋宮寺の遺蹟 字齋宮寺にあり、俗に傳ふ在五中將伊勢の齋宮を誘ひ來り此地



社神賣比梅黃霧朝坐池

に來り、寺を建てて隠ると、明治以前までは水野家の位牌所なりしか、今は唯其名を存するのみ。

秦高明の墓

元法貴寺内千萬院の境内たりし地にあり、今は唯五輪塔のみを存

す、高明は川勝の子なり。

池坐朝霧黄幡比賣神社

小字大宮にあり、延喜神名帳に、池坐朝霧黄幡比賣神社

大月次相
警新嘗

と見ゆ、祭神自から明かなるも、其何神なるを詳にせず、蓋し朝霧は黄の冠

辭ならん。神名帳考證には、日本書紀云天忍穗耳尊、娶高皇產靈尊之女天萬栲幡千幡姫、生兒天照國照火明命、按黄幡千幡音相通と云、栲幡千幡姫を祭る所とするも他に據なし。然るに廣瀬社の攝社に、地風神社と稱するものあり。廣瀬社記抄に、其祭神を朝霧黄幡男命一名龍田彦、夕霧黄幡女命一名龍田姫となす、亦何に據るを知らず、姑く異聞を記し後考を俟つ。

池社に係る事大略斯の如く、古は盛大なる社頭なりしも漸く衰頽し、中古以來其在所詳かに知り難きに至れり。志に、在法貴寺村今稱天神と云へるに據り、今其社を以て式内池社と稱し、現に郷社たり。

池社と稱する天神社は、川東村大字法貴寺にあり、奥福寺英俊法印日記に「永正二年九月十九日法貴寺神事爲見物下向候、以次十市箸尾禮に罷出候」と云へるは、即ち當社の神事なり。下に引ける法貴寺の記録に據るに、天慶十九年九月十九日北野より勸請せし據と云ふ。至徳元年の春日若宮會目錄に、法貴寺天滿宮の事見ゆれば、其創始の頗る尙しかりしを知るへし。而して法貴寺は秦河勝の草創と稱する舊刹にして、長谷川黨の氏寺なり、故に長谷川黨の一名を法貴寺氏人と稱す、當社は其伽藍鎮守神として勸請せるものならん。古來同寺其の祭祀を管し、長谷川黨これに與かるは蓋ここに起因するものか。瑞籬の内に春日若宮を祭れり、故老の説に古へ長谷川黨若宮會に預るに先ち天神社に事あり、故に若宮の分靈をここに勸請せるものなりと、其れ或は然らん。長谷川黨の春日若宮と、當社と、法貴寺とに關係を有することも、亦自ら明なり。

境内一千百九十坪ありて、春日神社、松尾神社、梅尾神社、皇子神社、事代主神社、市杵島神社、須佐之男神社、琴平神社等あり。

齋宮神社 無格社にして字齋宮寺にあり、寺の守護神なりしか、又廢寺の跡に建

立したるか詳かならず。

法貴寺 字寺垣内にあり、一に法起寺に作る、今千萬院と號す。眞言宗新義派にして、本尊藥師如來脇士十二神將の木像を安置す。推古帝二十四年聖德太子草創して、秦川勝に賜ふ處と云ふ、事實相院所藏の緣起文に見ゆ。其文に曰く、曆録に云く聖德太子四十五歳、推古天皇治二十四年、伴造臣連等國家の爲めに各誓願を立て寺塔等を建立す。其歳七月新羅國王使を以て金佛像を獻す、長さ二寸なり、之を秦寺に安置す、竝に藥師如來三尊像を送り渡す、仍て式下郡法起寺に安置し奉る。彼の佛像常に光を放つ、太子秦川勝連等に命じて曰く、佛像誠に靈驗あり、軌として之を拜見す可からず、在俗の愚人亦内陣に入る可らざるなりと。皇代記に曰く、上宮太子四十五歳の時、法起寺を建立し、即ち彼の寺を秦川勝と賜ひ、佛法の原始寺となすとあり、故に法起寺と號し、又法貴寺と云ふ、又佛像の靈威殊に甚し、太子常に之を拜見し玉ふ云々と、即ちこれなり。實相院は、當時の本坊なり、古へ盛大なる伽藍にして、長谷川氏の近傍に住するもの、之を以て氏寺となし、自ら法貴寺氏人と稱し、若宮祭禮に預るに當り、先づ其鎮守天滿宮に事を行ふ。後ち氏人の衰ふると共に漸